

経済産業省委託事業

ロシアベストプラクティス集

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

知的財産課

モスクワ事務所

# 目次

<b>第1章 制度の枠組み</b>	<b>1</b>
<b>(1) 民事訴訟</b>	<b>1</b>
制度の概要	1
民事訴訟手続の流れ図	3
並行輸入が発生した場合の訴訟の民事訴訟手続	4
平均的費用及び所要期間	5
<b>(2) 刑事訴訟</b>	<b>5</b>
制度の概要	5
刑事訴訟手続に関するフローチャート	9
民事訴訟との違い、民事訴訟に対する刑事訴訟の基準、その他	10
平均コスト及び所要期間	10
<b>(3) 行政訴訟</b>	<b>10</b>
各機関の管轄、職権及び基本法	10
行政手続の概要	13
平均コスト及び所要期間	17
刑事訴訟に対する行政訴訟の基準	17
<b>(4) 国境措置</b>	<b>17</b>
ロシアにおける国境措置の概要	17
知的財産権の保護に対する税関の機能	18
税関登録システム	18
差押え及び廃棄手続	20
ユーラシア経済連合とその税関政策	21
平均コスト及び所要期間	22
<b>第2章 ケーススタディ</b>	<b>23</b>
<b>(1) 民事訴訟</b>	<b>23</b>
(i) 商標侵害訴訟及び並行輸入訴訟	23
ケース 1	23
ケース 2：並行輸入	25
ケース 3：並行輸入	26
ケース 4：並行輸入	27
ケース 6	30
ケース 7	31
ケース 8	33
(ii) 特許侵害訴訟	35
ケース 9	35
ケース 10	37
ケース 11	38
(iii) 意匠侵害訴訟	40

ケース 12	40
ケース 13	42
(iv) 著作権侵害訴訟	44
ケース 14	44
ケース 15	46
ケース 16	48
<b>(2) 刑事事件</b>	<b>51</b>
(i) 商標権侵害 - 偽造	51
ケース 17	51
ケース 18	51
ケース 19	52
(ii) 特許権の侵害	53
ケース 20	53
(iii) 意匠の侵害	56
(iv) 著作権の侵害 - 海賊行為	56
ケース 21	56
<b>(3) 行政措置</b>	<b>58</b>
<b>警察による措置</b>	<b>58</b>
(i) 商標侵害	58
ケース 22	58
ケース 23	59
ケース 24	60
ケース 25	62
(ii) 特許侵害	63
ケース 26	63
(iii) 意匠侵害	64
ケース 27	64
(iv) 著作権侵害	65
ケース 28	65
ケース 29	66
ケース 30	68
ケース 31	70
<b>税関による措置</b>	<b>71</b>
(i) 商標侵害	71
ケース 32	71
ケース 33	72
ケース 34	74
ケース 35	76
ケース 36	77
ケース 37	79
ケース 38	80
ケース 39	81

ケース 40	82
ケース 41	83
(ii) 特許侵害	84
(iii) 意匠侵害	84
(iv) 著作権侵害	84
ケース 42	84
<b>反独占当局による措置</b>	<b>86</b>
(i) 商標侵害	86
ケース 43	86
ケース 44	87
(ii) 特許侵害	89
ケース 45	89
(iii) 意匠侵害	91
ケース 46	91
(iv) 著作権侵害	92
ケース 47	92
(iv) 不正競争／トレード・ドレス侵害	95
ケース 48	95
ケース 49	98
<b>第3章 その他の情報</b>	<b>101</b>
<b>第4章 結論</b>	<b>103</b>

参考資料：ロシア CIS 地域にて権利侵害対策に積極的な企業・団体および権利侵害について調査・研究する大学・研究機関へのインタビュー

## 第1章 制度の枠組み

### (1) 民事訴訟

#### 制度の概要

ロシアにおける知的財産（IP）に関する問題は、主に民法に定められている。すべての IP 法は、民法第IV部の別々の章に定められている。他にも知的財産権の執行を扱う法がある。それは、Code of Administrative Offences（行政上の違反に関する法）、Law on Protection of Competition（競争の保護に関する法）、Criminal Code（刑法）及び Law on Protection of Information（情報の保護に関する法）である。これらの他にも、正当な所有者がさらに稀な事件で自己の知的財産権を保護するために用いる他の法がある。それは、Law on Protection of Consumers' Rights（消費者の権利の保護に関する法）、Law on Advertisements（広告に関する法）である。

訴訟による知的財産権の執行は、裁判所に訴訟（請求原因の陳述）を提起することから始まる。ロシアの民事司法制度には、管轄権について制限のない裁判所（普通裁判所）及び商事裁判所の2つの部門がある。裁判を開始するために適切な裁判所を選択するための基準は両当事者の性質である。紛争当事者の少なくとも1名が自然人である場合、訴訟は、普通裁判所に提起される。紛争の両当事者が法主体又は民間の事業者である場合、訴訟は、商事裁判所で扱われる。

普通裁判所は、訴訟を審理する (i) 第一審、(ii) 控訴審、(iii) 破毀審及び (iv) 監督審の四審制である。

商事裁判所は、訴訟を審理する (i) 第一審、(ii) 控訴審、(iii) 破毀審、(iv) 第二破毀審及び (v) 監督審の五審制である。

商事裁判所の制度は、ロシア連邦構成体の商事裁判所（第一審）、上訴商事裁判所（控訴審）及び巡回商事裁判所（破毀審）の3つの裁判所により構成されている。IP 領域のほとんどの訴訟が商事裁判所で扱われるため、2013年に制定された知的財産権裁判所（IPR 裁判所）は、商事裁判所の制度に統合された。

IPR 裁判所は2種類の訴訟を審理する。

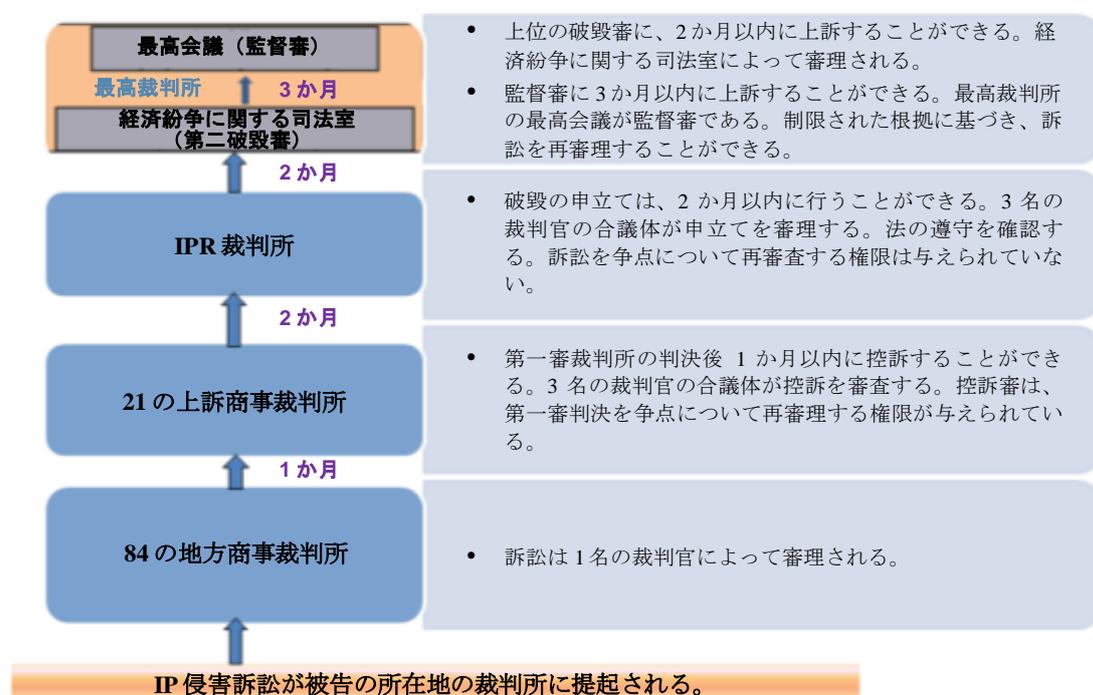
第1の種類には、IPR 裁判所が第一審裁判所の権限において審理する訴訟が含まれる。これは、特許庁の決定に関する訴えである（例えば、特許庁の法的行為その他の行為の有効性、商標不正使用取消措置、特許庁が考える根拠以外の根拠（例えば、特許所有権の侵害）に基づく特許及び商標の失効に関する審判請求及び異議申立て等）。IPR 裁判所は、関係者が法主体、自営の事業者又はその他法人のいずれであるかにかかわらず、一般人であるかにかかわらず、上記の訴訟を審理する。IPR 裁判所の判決は、IPR 裁判所の最高会議における破毀により上訴することができる。IPR 裁判所には、下記の図表に示すように、控訴審がないことに留意する必要がある。

破毀審として、IPR 裁判所は、(1) 第一審で審理された訴訟、並びに (2) 地方商事裁判所及び上訴商事裁判所（より広い地域を対象とする）で審理された侵害訴訟を取り扱う。IPR 裁判所は、破毀審裁判所として、商事裁判所の管轄の下にある侵害訴訟のみを扱う。

IPR 裁判所の第一審で審理される訴訟は 3 名の裁判官によって審理される。IPR 裁判所の破毀審も、3 名の裁判官から成る。IPR 裁判所の破毀審で審理される訴訟は、裁判長が率いる裁判官から成る委員会によって審理される。

IPR 裁判所の破毀審の後、あらゆる種類の訴訟は、下記の図表に示すように最高裁判所の第二破毀審に上訴することができる。

## IP 侵害訴訟



最高裁判所は、第二破毀審及び監督審の二審で構成されている。

IP 紛争を含むすべての経済紛争は、最高商事裁判所の経済紛争に関する司法委員会（第二破毀審）によって扱われる。

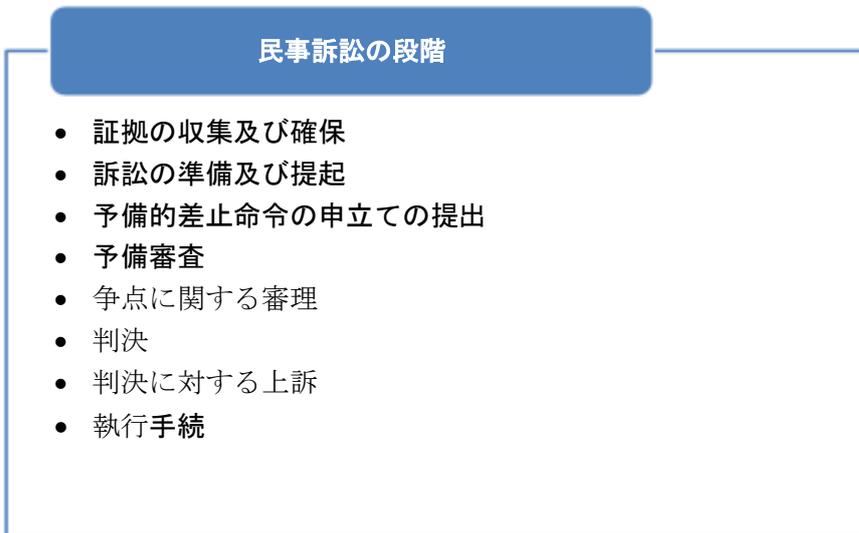
最高裁判所は、最高裁判所の裁判官が、破毀が認められると一方的に決定した後に限り、破毀の申立てを受け入れる。裁判官が破毀の申立てを争点に関して審理するための法的根拠を見つけた場合、その根拠は、3 名の裁判官から成る委員会によって審理され、両当事者は、審理に参加し法的意見の陳述を求められる。

第二破毀審の審理に基づき判決が下される。その判決を、監督審である、Presidium of the Supreme Court（最高裁判所の最高会議）に上訴することができる。

下記は、司法制度の図表である。



民事訴訟手続の流れ図



裁判所の審理は、訴訟を提起することより始まる。ただし、賠償金が重要である場合、法は、訴訟を提起する前に、侵害者に警告状を送付することを必要としている。知財権所有者が損害賠償又は補償を請求せず、単に侵害を止めたい場合、警告状を送付する必要はない。

訴訟を受け取ると、裁判官は、それが方式要件（必要である場合警告状の送付を含む）を満たしているかを確認する。Commercial Procedure Code（商事手続法）第 125 条に従い、訴訟は、正式に署名された書面形式で提起されなければならない。訴訟には、請求原因の

陳述を提出する商事裁判所の名称、両当事者の氏名及び住所、請求の根拠である状況並びにその状況を証明する証拠等が含まれていなければならない。

商事裁判所においては、原告が請求原因の陳述の写しをそれに添付する書類の写しとともに、配達証明付書留郵便で訴訟に関与する他の当事者に送付しなければならない。ただし、普通裁判所においては、原告は、裁判に関与する当事者の人数分の部数の書類の写しを裁判所に提出しなければならない。普通裁判所では、裁判官が訴訟の写しを他の当事者に転送する。

裁判官は、訴訟が上記の方式要件を満たしているとわかった場合、訴訟を受理する決定を下し、予備審理の日取りを決定する。原告はまた、保安措置を求める申立てその他の申立て（例、被告又は第三者から証拠を要求する）を提出する権利を有し、当該申立ては、審理されるものとする。

### 並行輸入が発生した場合の訴訟の民事訴訟手続

民事訴訟は、並行輸入が発生した場合に適用できる唯一の救済手段である。ほとんどの訴訟において、紛争は、商標所有者に有利な判決が下された。一例として、BMW 訴訟を挙げることができる（訴訟番号 A41-42709/2010）。それは、2010 年に開始され、並行輸入を明確に禁止して 2014 年に結審した、最も長期にわたる並行輸入訴訟であった。一般的には、訴訟がすべての審級の裁判所に上訴される場合、その審理のための時間枠は 2 年（いずれの審級の裁判所も 3~5 か月）を超えない。

裁判所における訴訟の陳述は、知財弁護士の高い能力を必要とすることに留意する必要がある。商標所有者が敗訴したほとんどの訴訟は、訴えが正しく言い表されず、訴えが棄却される結果となった。

並行輸入に関する重要な進展は、ユーラシア経済同盟（EAEU）の発足である。権利の地域消尽がユーラシア経済同盟において承認されている。現在、EAEU には、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア及びキルギスタンが含まれる。

一方、ロシアでは並行輸入の自由化に向けた協議が行われている。第 1 に、自動車予備部品、医薬品及び医療機器の輸入を合法化することが提案されている。これらの措置は、2020 年までに実現するために暫定的に提案されている。これと同時に、ロシアでその製造が計画されている製品について、権利の消尽という国内（地域）の制度を維持することが提案されている。

ユーラシア経済委員会（EAEC）が EAEU 内に設立された。EAEC の決定はすべてのメンバー国にとって義務的なものである。委員会は、並行輸入問題についてこの数年協議を行ってきた。EAEC は、2017 年中頃までに何度も会議を開催したが、明確な決定に至らなかった。権利の消尽の制度の変更は、EAEU 加盟国全体の合意に基づいてのみ行うことができる。それゆえ、並行輸入の自由化による状況は、明らかでない。

訴訟の種類に従っていくつかのデータベースが存在する。検索者が知る以下の情報のいずれかの部分に基づいて検索することができる。訴訟番号、当事者、訴訟を審理した裁判官、裁判所名、訴訟が裁判所によって登録された時期。

商事裁判所によって審理された訴訟は、下記のデータベースに含まれている。

<http://kad.arbitr.ru>

普通裁判所によって審理された訴訟は、下記のデータベースに含まれている。

<https://bsr.sudrf.ru/big5/portal.html>

### 平均的費用及び所要期間

裁判の平均的費用は、非財産権上の請求の裁判所手数料（約 100 米ドル）及び／又は請求の範囲に基づく、財産権上の請求の裁判所手数料から成る。例えば、2 万米ドルの金額の損害賠償金が請求される場合、手数料は、約 400 米ドルとなるだろう。これらの費用に、1 時間につき 200 米ドルから 400 米ドルまで様々な、特許／商標弁護士費用が加えられる。第一審裁判所のすべての手続の費用は、平均して 2 万米ドル～3 万米ドルであり、控訴審裁判所及び破毀審裁判所の費用は、いくらか低額だろう。訴訟が社内弁護士によって扱われる場合、弁護士料は節約されるが、裁判所の手数料は同じである。他方、単に、社内弁護士が別の知財性質の訴訟を扱っている間に、進行中の出来事を把握することができないという理由で、社内弁護士の能力が疑問視されることがある。

ロシアの裁判所の訴訟の審理の所要期間は、当事者に配慮したものである。訴訟の提起から第一審裁判所の判決が下されるまでの期間は、およそ 4 か月である。特定の状況に応じてそれより短くなる又は長くなる可能性がある。訴訟が上訴される場合、すべての上級裁判所の審理の期間は、ほぼ同じである。

## (2) 刑事訴訟

### 制度の概要

刑事訴追の場合に適用される法律には、侵害に該当する行為の基準を説明している民法第 IV 部、知的財産の保護を特に目的とした多数の条文を含む刑法、及び刑事訴訟法が含まれる。刑事訴訟の開始にあたっての主要なポイントは、権利所有者に対する損害と明確な侵害の意図である。著作権訴訟では、刑事責任の下限は 10 万ルーブルから始まり、商標訴訟では 25 万ルーブルからとなる。特許訴訟においては、損害賠償に関する法律上の閾値はない。刑事特許訴訟が開始されると、裁判所は損害自体の範囲を決定し、これに従って判決を下す。裁判所が、刑事訴訟を開始するほど損害が大きくないと判断した場合、裁判所はその事案を検討対象として受理しない。

刑事訴訟は、普通裁判所によって審理される。すべての普通裁判所のデータベースは <https://bsr.sudrf.ru/big5/portal.html> で参照できる。ただし、刑事訴訟はデータベース上で分離されていないため、特定の訴訟に含まれる情報に基づいて検索する必要がある。

### 刑事罰

#### 発明及び特許権の侵害に対する刑罰

発明、実用新案又は工業意匠の違法使用は、刑法第 147 条で想定された刑事責任の対象となる。これらの犯罪は、以下のいずれかの処罰の対象となる。

- 最大 20 万ルーブル、若しくは有罪判決を受けた者の給与又はその他の形式による所得の最大 18 か月分の罰金
- 最大 480 時間の強制的な社会奉仕活動
- 最大 2 年間の強制労働
- 最大 2 年間の懲役

以前共謀した集団又は組織集団によって同様の行為が繰り返された場合、罰金の金額は 10 万ルーブルから 30 万ルーブル、又は有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の 1 年間から 2 年間分の範囲となり、懲役期間は最大 5 年間となる。

### 著作権及び関連する権利の侵害に対する刑罰

著作権及び著作隣接権の侵害は、刑法第 146 条で想定された刑事責任の対象となる。これらの犯罪は、以下のいずれかの処罰の対象となる。

- 著作権又は著作隣接権係争物の違法使用、及び作品・録音物の模倣コピーの配布を目的とした取得、保管、輸送の場合
  - 最大 20 万ルーブル、若しくは有罪判決を受けた者の給与又はその他の形式による所得の最大 18 か月分の罰金
  - 最大 480 時間の強制的な社会奉仕活動
  - 最大 2 年間の強制労働
  - 最大 2 年間の懲役
- 同様の行為が以下のような形で行われた場合。 a) 以前共謀した集団又は組織集団の者たちの集団による場合、b) 極めて大きな額の場合（100 万ルーブル超）、又は c) 公的な立場を利用して行われた場合（刑法第 146 条（3））
  - 最大 5 年間の強制労働
  - 最大 6 年間の懲役と、最大 50 万ルーブル若しくは有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の最大 3 年分の罰金との組み合わせ（又は単独で）

### 商標の違法使用に対する刑罰

商標又は原産地名称の違法使用は、刑法第 180 条（1）で想定された刑事責任の対象となる。それぞれの行為は、以下のいずれかの処罰の対象となる。

- 10 万ルーブルから 30 万ルーブル若しくは侵害者の給与又はその他の所得の最大 2 年分の罰金
- 最大 480 時間の強制的な社会奉仕活動
- 最大 2 年間の強制労働
- 最大 2 年間の強制労働
- 最大 2 年間の懲役と、最大 8 万ルーブル若しくは侵害者の給与又はその他の所得の最大 6 か月分の罰金の組み合わせ

ロシア連邦内で登録されていない商標又は原産地名称に関する警告マークの違法使用は、刑法第 180 条（2）に規定されている刑事責任の対象となる。それぞれの行為は、以下のいずれかの処罰の対象となる。

- 最大 12 万ルーブル若しくは有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の最大 1 年分の罰金
- 最大 1 年間の強制労働

刑法第 180 条の (1) 又は (2) に規定されており、かつ以前共謀した集団又は組織集団による集団によって行われる行為は、以下の処罰の対象となる。

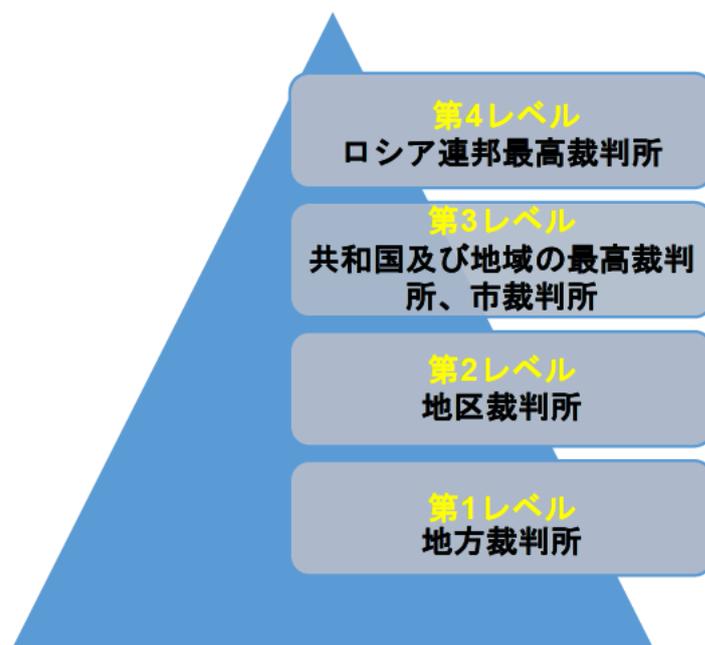
- 50 万ルーブルから 100 万ルーブル、若しくは有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の 3 年から 5 年分の罰金
- 最大 5 年間の強制労働
- 最大 6 年間の懲役と、最大 50 万ルーブル若しくは有罪判決を受けた者の給与又はその他の所得の最大 3 年分の罰金との組み合わせ（又は単独で）

警察（又は検察官）への訴状の届け出を進めるためには、侵害行為を確認する証拠又は信頼できる情報の入手が必要となる。これには、侵害が行われた／行われている場所（例：店舗）及び侵害者の名称が含まれる。これにあたっては、訴状と共に以下の文書及び資料の提出が必要となる。

- 知的財産係争物に対する権利を確認する文書の写し（例：特許証又は商標登録証）
- 侵害の証拠
- 委任状（代理人が届け出を行う場合）

訴状は、権利所有者又はその代理人が署名することができる。通常、こうした申請書類は、権利所有者が発行する委任状によって権限を付与された現地の弁護士によって署名及び提出される。

申請書が届け出されると、各当局はそこに記載された事実を確認し、強制捜査、捜査、尋問などの必要な手続上の行為を実施する。収集した書類及び情報に基づき、警察（又は検察官）は、訴えられた侵害者に対する刑事訴訟を開始する根拠が存在するかどうかを判断する。犯罪捜査官によって作成される起訴状は、検察官の承認を受ける必要がある。



## ロシアの刑事裁判所システムとその特徴

刑事訴訟は、普通裁判所によって審理される。第 1 レベルの裁判所は、大量の刑事訴訟を審理している。訴訟の審理は、3名の裁判官、1名の陪審、又は1名の裁判官のみで構成される裁判所によって行われる場合がある。陪審は、被告人が重大犯罪（殺意による殺人、反逆、テロ行為、又は司法に対する犯罪）によって訴えられている場合に、被告人の要請によって裁判に参加する場合がある。ほとんどの場合、知的財産の刑事訴訟は1名の裁判官のみで審理されることは、特筆に値する。

訴訟の実体に関する審理の後、裁判官は法廷を離れ、1人で会議室にて判決を検討する。判決の準備が整うと、裁判官は法廷に戻り、判決を発表する。

基本的には、刑事訴訟手続は、以下の段階によって構成される。

- 1) 刑事訴訟の開始
- 2) 予備捜査
- 3) 起訴状の発行（検察官の承認を必要とする）
- 4) 訴訟の裁判所への提出
- 5) 審理のスケジュール設定
- 6) 裁判所での調査
- 7) 判決の言渡し
- 8) 控訴（該当する場合）
- 9) 判決の執行
- 10) 監視的な裁判による審理（上訴された場合）
- 11) 新たな状況が発見された場合、訴因の変更（該当する場合）

判決は、言い渡されてから10日以内に控訴することができる。有罪判決を受けた者は、その判決の写しを受領してから10日以内に控訴することができる。

被害を受けた当事者として訴訟に参加した知的財産所有者は、民事訴訟が第一審裁判所の訴訟手続の中で届け出された場合は、その民事訴訟に関連する部分について控訴する権利を有する。

判決に対する規定上の控訴期間を、正当な理由によって逃してしまった場合、控訴の権利を有する者は、逃した期間を回復するため、控訴の対象となる判決又はその他の判断を下した裁判所に申立てを行うことができる。この期間を回復するための申立ては、対応する刑事訴訟手続を主宰した裁判官によって検討される。当該裁判官が逃した期限の回復を却下した場合、より上位の裁判所に申し立てることができる（刑事訴訟法第389.5条）。

判決が控訴された場合、控訴裁判所は、判決の合法性、有効性及び公平性を審理する。控訴裁判所は、控訴の申立てに記載された議論に拘束されることなく、以下の権限を与えられている。

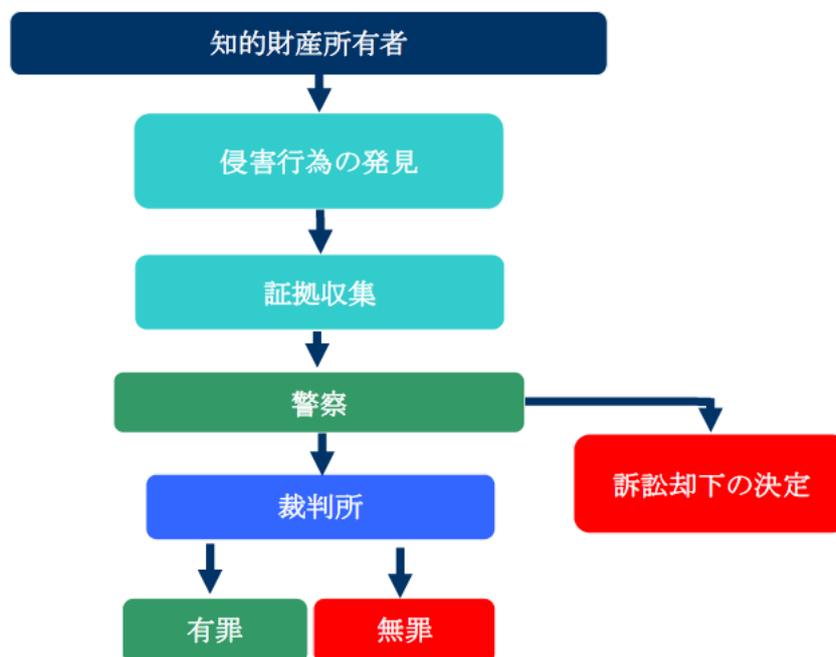
- 控訴により判決に対して申し立てられた異議の程度にかかわらず、訴訟を全面的に審理すること。
- 判決に対する控訴が、有罪判決を受けた者の中の一部の 1 名又は数名のみに関するものであっても、有罪判決を受けた者すべてについて訴訟を審理すること。
- 刑罰を軽減又は強化すること。
- より重大な犯罪に対する刑事規定を適用すること。

発効した判決は、破毀審に上訴することができる。法律に破毀審への上訴の期間が規定されていないことは、注目に値する。これは、その申請をする権利には、期限の制限がなく、判決が発効となった後、いつでも行使できるということを意味している。

知的財産刑事訴訟が開始された場合、模倣品は裁判所の決定の下で押収／破棄されなければならない。設備（例えば、複製用のサーバー／コンピューター）、機器又は資材（例えば、ブランク CD）を含む模倣品の製造に使用される手段、及び犯罪行為によって獲得された資金、価値又はその他の財産は、押収対象となる（刑法第 104.1 条）。

#### 刑事訴訟手続に関するフローチャート

以下は、知的財産訴訟に関する刑事訴訟手続のフローチャートである。



侵害行為が発覚し、知的財産所有者が刑事訴訟を提起できると判断した場合、所有者は侵害が発生した地域の警察に訴状を届け出る必要がある。警察は、侵害の事実を確認し、損害を評価し、訴訟を裁判所に引き渡す。警察に対して適切な損害の証拠を提示する必要があり、これが満たされなければ、警察は訴訟を却下する。

侵害行為が国内の複数の地域において発生したことが判明した場合、訴訟は、連邦レベルで、内務省の経済安全局に申請される。

## 民事訴訟との違い、民事訴訟に対する刑事訴訟の基準、その他

民事訴訟は、侵害行為の停止、模倣品の廃棄及び侵害者からの補償金／損害賠償金の受領を目的としている。刑事訴訟は、侵害者への刑事罰及び模倣品の廃棄を目的としている。損害賠償金／補償金を請求する民事訴訟は、刑事訴訟の枠組みの中で開始することができる。刑事訴訟の基準は、損害の金額に基づいており、著作権に関しては10万ルーブル、商標に関しては25万ルーブル、特許については裁判所の裁量となっている。

### 平均コスト及び所要期間

刑事訴訟の第一審の平均コストは、訴訟が法律事務所の代理人主宰によって扱われる場合は、民事訴訟と同様（2万～3万米ドル）である。社内弁護士が訴訟を取り扱う場合、そのコストは弁護士の給与に限定される可能性が最も高いが、社内弁護士は単純に法律事務所の弁護士ほど多くの訴訟を取り扱うことはできないため、多くの場合、法律事務所の弁護士と比較し、経験が不十分である可能性が高い。控訴のコストはその半分以下である。

刑事訴訟の継続期間は、民事訴訟よりも長く、時にははるかに長くかかる場合もある。平均では、刑事訴訟は開始から裁判所による判決の申渡しまで2～3年程度を要する。この点は、訴訟を取り扱うのが法律事務所であっても、社内弁護士であっても違いはない。

## (3) 行政訴訟

### 各機関の管轄、職権及び基本法

行政手段による知的財産権の行使を検討する場合、知的財産所有者は、以下の法律に従う必要がある。

- 民法
- 行政犯罪法（CAO）
- 競争の保護に関する法律

CAOには、様々な法的根拠に基づき、知的財産訴訟に特定して適用される以下の条項が含まれている。

- 第7.12条「著作権及び関連する権利、発明者の権利並びに特許権の侵害」
- 第14.10条「商標の違法使用」

CAO第7.12条パート1は、営利を目的とした模倣作品又はレコードの輸入、販売、貸出し又はその他の違法使用、若しくはそれらの作品の製造者、製造地又は著作権所有者に関する虚偽の情報を禁止している。これに違反した場合、以下の行政上の罰金が科される。

- 私人：1,500～2,000ルーブルの罰金
- 公務員：1万～2万ルーブルの罰金
- 法人：3万～4万ルーブルの罰金

すべてのケースにおいて、法律は、模倣作品又はレコードの押収及び廃棄、並びにその製造に使用された資材及び設備、又は行政犯罪の実行に使用されたその他の機器の押収について規定している。

CAO第7.12条パート2は、発明、実用新案又は工業意匠の違法使用を禁止しており、以下の罰金を科している。

- 私人：1,500～2,000 ルーブルの罰金
- 会社役員：1 万～2 万ルーブルの罰金
- 法人：3 万～4 万ルーブルの罰金

CAO 第 14.10 条パート 1 は、商標、サービスマーク、原産地名称、又は類似商品と混同するほどに類似した表示の違法使用は、以下の刑罰の対象となることを規定している。

- 私人：5,000～1 万ルーブルの罰金
- 会社役員：1 万～5 万ルーブルの罰金
- 法人：5 万～20 万ルーブルの罰金

すべてのケースにおいて、法律は、模倣品の押収及び廃棄、並びにその製造に使用された資材及び設備、又は行政犯罪の実行に使用されたその他の機器の押収について規定している。

CAO 第 14.10 条パート 2 は、違法な商標、サービスマーク、原産地名称、又は類似した物品と混同するほどに類似した表示を付した物品の、販売目的による製造又は販売は、以下の刑罰の対象となることを規定している。

- 私人：模倣品の 2 倍の金額の罰金、ただし 1 万ルーブルを下限とする。
- 会社役員：模倣品の 3 倍の金額の罰金、ただし 5 万ルーブルを下限とする。
- 法人：模倣品の 5 倍の金額の罰金、ただし、10 万ルーブルを下限とする。

すべてのケースにおいて、法律は、模倣品の押収及び廃棄、並びにその製造に使用された資材及び設備、又は行政犯罪の実行に使用されたその他の機器の押収について規定している。

競争の保護に関する法律（LPC）は、実際には反トラスト法である。ただし、これには、知的財産に関する不正競争に特化した第 2.1 章が含まれている。この章には以下の複数の条項が含まれている。

- 第 14.1 条：事業への損害及び（又は）事業の評判に対する損害をもたらし得る、虚偽の、不正確な又は歪曲された情報の流布。
- 第 14.2 条：物品の品質、物品の製造地、製造者などに関し消費者の誤解を招く行為。
- 第 14.3 条：不正確な比較。
- 第 14.4 条：個別化の手段に対する専属的権利の獲得及び使用。この条項は、連邦反独占庁（FAS）が不正な商標登録を取り消すために利用する。
- 第 14.5 条：他者によって所有される知的活動の結果を違法に利用した知的財産による、物品の販売、交換又はその他の商業化。
- 第 14.6 条：競合者の活動又はその物品若しくはサービスとの混同を生じる可能性のある行為による不正競争。これには、競合者の商標、社名、商号と同一又は混同するほどに類似した表示（物品、包装、ラベルなど）の使用が含まれる。また、物品の外観、包装、ラベリング、名称、色、全般的な企業独自性などの複製又は模倣も含まれる。
- 第 14.7 条：法によって保護された商業上又はその他の秘密を構成する情報の、違法な取得、使用又は開示。

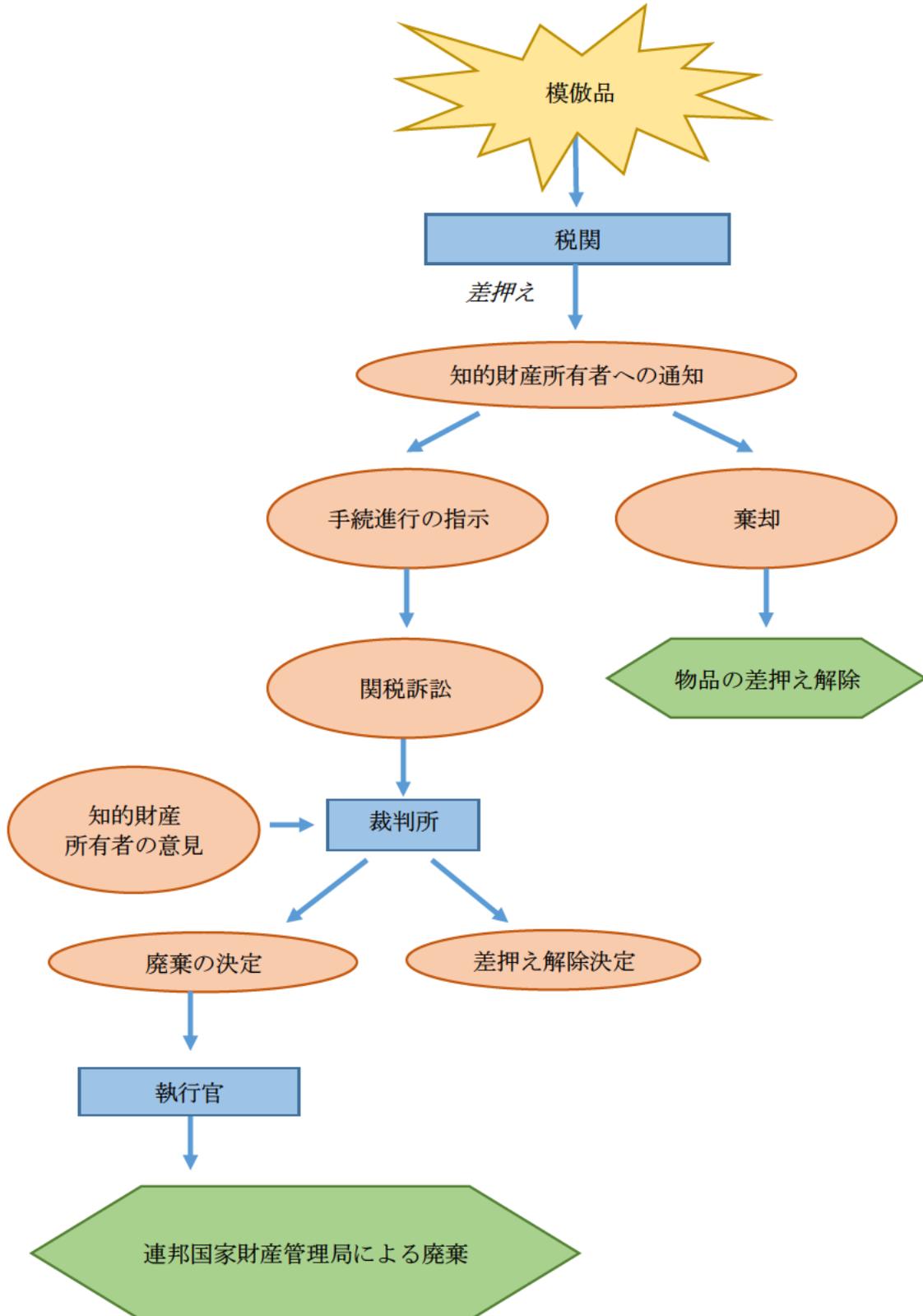
- 第 14.8 条：第 14.1 条から第 14.7 条で規定された以外の形式での不正競争。

連邦反独占庁（FAS）は、それ自体で独占禁止訴訟を審理する。市場において競争状況が存在する場合、FAS において独占禁止訴訟が開始される可能性がある。これは、FAS が競争の保護に関する法律に基づいて訴訟を審理するからである。これとは別に、競争関係が存在しない状況で侵害が発生する場合は、申立ては警察に送られる。また、知的財産所有者が自らの選択によって、民事訴訟を開始することもできる。

行政訴訟が商事裁判所によって審理される場合、それらの訴訟は商事裁判所のデータベースによって検索することができる。<https://kad.arbitr.ru/>

行政訴訟が普通裁判所によって審理される場合、それらの訴訟は商事裁判所のデータベースによって検索することができる。<https://bsr.sudrf.ru/big5/portal.html>

行政手続の概要



税関が物品を通過させる時には、税関登録簿を参照する。輸入された物品に登録簿に登録された商標、又は類似した表示が貼付されている場合、税関は輸入者、物品数及びその他の詳細を示す通知を送付し、物品を10日間差し止める（さらに10日間延長可能）。通知には、嫌疑のかかった物品の写真が添付される。商標が登録簿に登録されていない場合、税関は職権によって物品を7日間差し止めることが可能で（さらに10日間延長可能）、権利所有者が輸入者に対する措置を講じ、商標を登録簿に登録することを許可する。

通常、この通知は、知的財産所有者の代理人に送付される。知的財産所有者は、物品が模倣品であるかどうかを判断し、その結果に従い代理人に指示を行う。知的財産所有者が侵害者を告訴する意向を有する場合、代理人に税関への訴訟の申立てを指示し、これを受け税関は行政犯罪の訴訟を準備し、行政訴訟を開始する。知的財産所有者に告訴の意向がない場合（例えば、物品が少数であるなど）、税関は模倣品を市場に放出する。

訴訟は、税関が原告となり、裁判所によって審理される。知的財産所有者は、第三者として裁判所への説明及び税関への支援を行うことができる。

訴訟の審理後、裁判所は、侵害者に対して罰金を科し、模倣品の廃棄を定めた判決を発行する。訴訟の準備と審理には、2～3か月を要する。当事者（侵害者、税関、又は知的財産所有者）は、判決を控訴裁判所に控訴し、さらに破毀審及び監視的な裁判所に上告することができる。

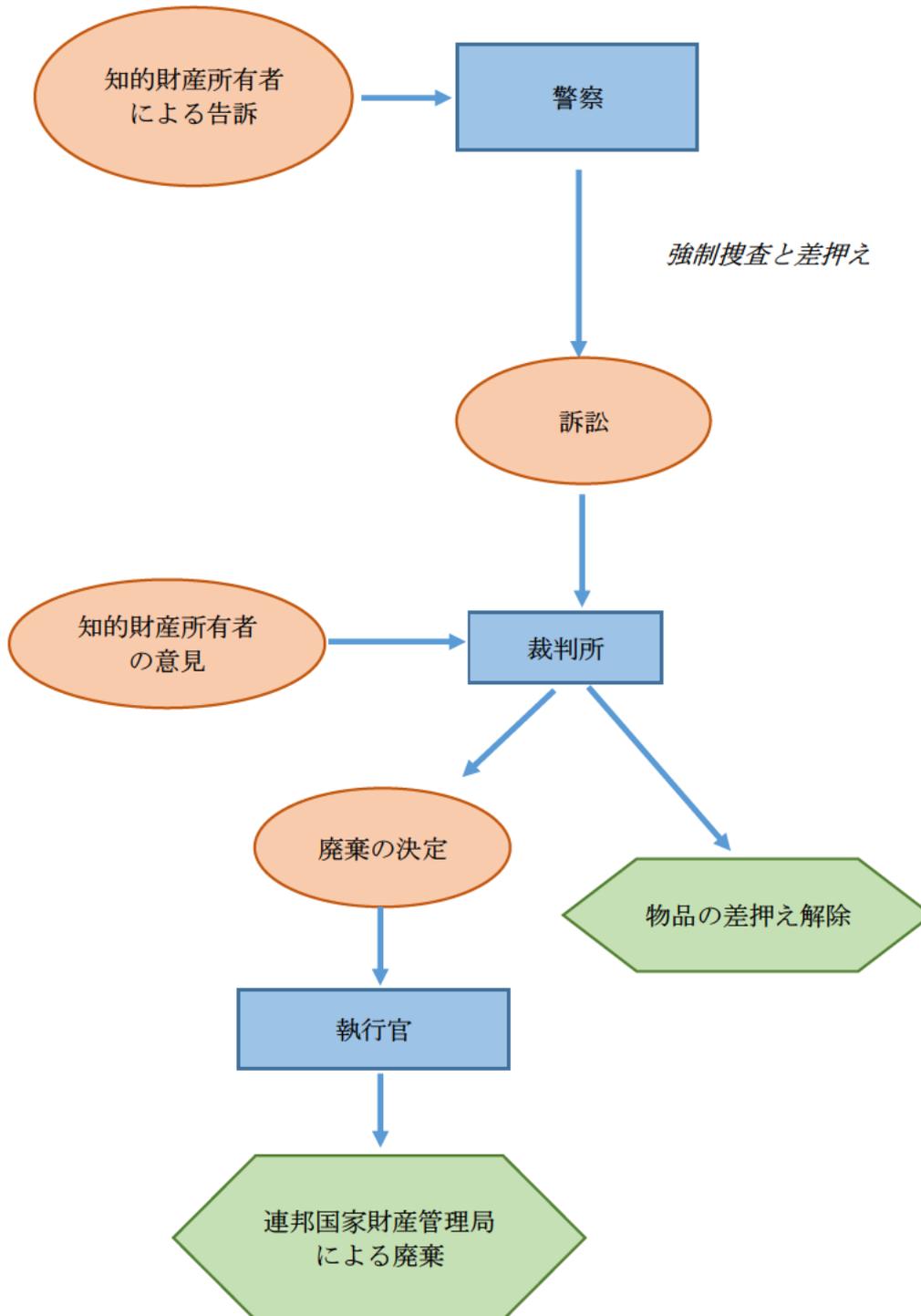
訴訟を開始するためには、以下の書類が必要となる。

- 知的財産所有者又はその代理人からの申立て（単に署名された）：行政訴訟の開始及びその後の模倣品の廃棄の根拠として必要となる。
- 知的財産所有者によって発行された委任状（公証を受け、アポストイーユによって認証された）：申立てが代理人によって申請される場合、代理人は商標／著作権所有者に代わって行為を行う権限を確認する必要がある。
- ロシア商標登録簿／国際商標登録簿からの抜粋（又はその公証を受けた写し）：商標が税関知的財産登録簿に登録されていない場合、この文書は商標が有効で行使可能であることの公式な確認として必要になる。

すべての書類は、原本又は公証を受けた写しのいずれかでなければならない。ロシア語以外の言語で作成されている書類については、公証を受けたロシア語への翻訳をつけなければならない。外国当局によって発行された公式文書は、適切に証明を受け、認証されなければならない（例：アポストイーユによって）。

それが純正品であっても、手続は概ね同様である。税関から知的財産所有者に通知を行い、所有者が侵害者を告訴することを決定した場合、行政訴訟ではなく、民事訴訟を開始する。それ以外の点については、手続は同じである（(4)国境措置のフローチャートを参照）。

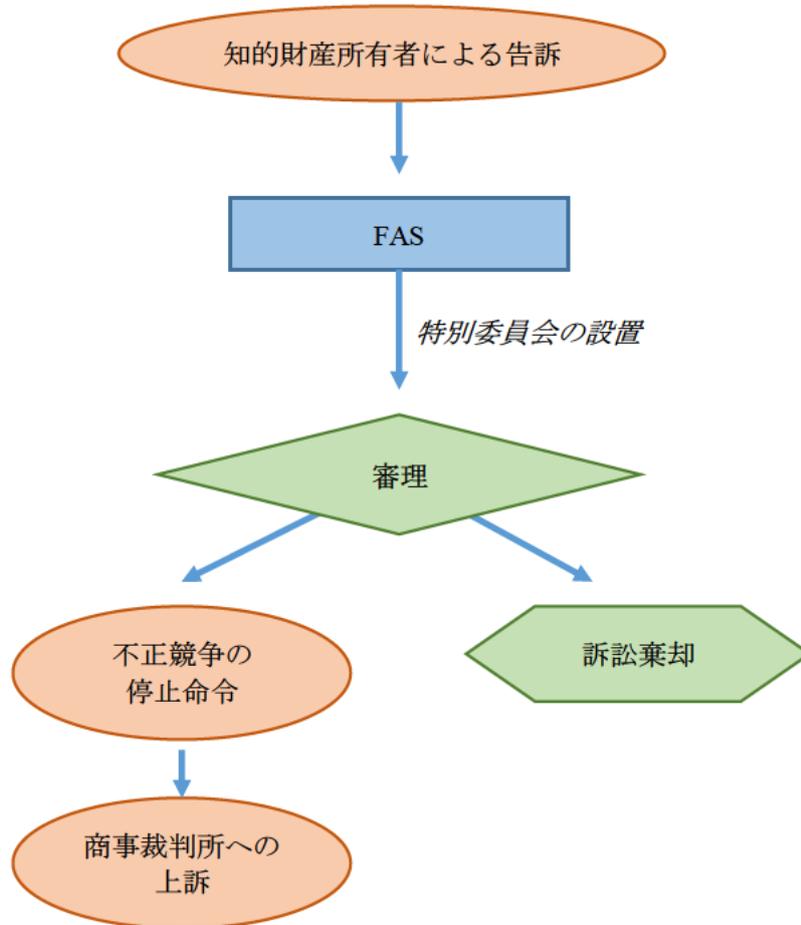
## 警察、模倣品



警察が市場で模倣品を発見する場合がある。その場合、警察は知的財産所有者の代理人に通知を送付し、代理人は知的財産所有者に警察の発見の内容を伝える。知的財産所有者が代理人に侵害者を告訴するように指示すると、代理人は警察への訴状を準備する。訴状に加え、委任状、及び商標登録証又は特許証の写しを提出する必要がある。これらの書類は、

認証を受ける必要がある。さらに、警察は、原告からの書類受領から 30 日以内に、状況に応じ、行政訴訟又は刑事訴訟を開始する。知的財産所有者は、第三者となることができる。

#### 連邦反独占庁（FAS）、不正競争



訴訟が知的財産所有者（原告）によって開始される場合、原告は、警察に提出する場合と同じ書類を提出する必要がある（上記参照）。さらに、原告は、市場での競争関係の証拠を収集しなければならない。FAS は、被告に対し、訴状に記載された事実に関する説明を求める場合がある。FAS は、訴訟を審理する特別委員会を設置し、当事者に 3 日以内に通知を行う。委員会の設置から 15 日間以内に、委員会の議長は、訴訟の審理に関する決定を発行し、審理の日時を設定する。訴訟は、訴状の受領から 1 か月以内に検討しなければならない。審理中に、FAS は、当事者間に競争関係が存在するかどうか審理する。当事者は、委員会によって開催される公判審理に参加する。委員会は、専門家及び訴訟の状況について知識を有する者を招聘することができる。

### 平均コスト及び所要期間

行政訴訟における作業のほとんどは、税関又は警察によって行われるため、税関又は警察に提訴される行政訴訟に関連する費用は低額であり、2,000 米ドルから 3,000 米ドル程度である。関連当局からの訴状の提出後、裁判所は 2~3 か月をかけて訴訟を審理する。

反独占機関によって取り扱われる訴訟のコストは、2 万米ドル前後となるが、これは、当事者が参加する書類作成や手続が裁判手続と非常に類似しているためである。

### 刑事訴訟に対する行政訴訟の基準

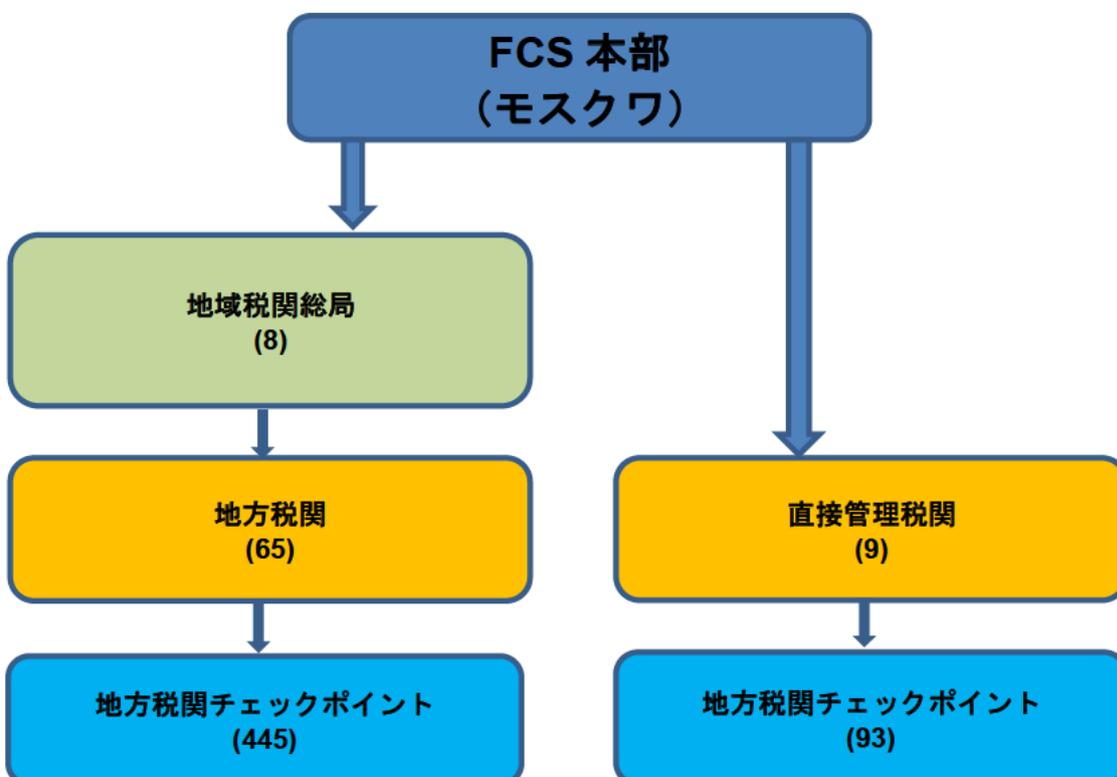
刑事訴訟を開始する基準は、権利所有者が被った損害の金額及び侵害の故意性である。著作権訴訟では、その閾値は 10 万ルーブルで、商標訴訟では 25 万ルーブル、特許訴訟では制限が「大きな損害」となっている。損害が大きいか否かは、裁判所が判断する。

行政訴訟においては、損害についてそのような要件はない。さらに、侵害の意図は間接的でもよい。

## (4) 国境措置

### ロシアにおける国境措置の概要

連邦税関庁（FCS）は、モスクワに所在する執行国家機関である。税関の構成は、以下の図のとおりである。



## 知的財産権の保護に対する税関の機能

税関は、税関の規制に関する法律に基づいて行動する。税関は、権利所有者の訴えに基づいて、又は職権によって、知的財産関連の事項に対応する権限を付与されている。税関は、著作権所有者又は商標所有者が知的財産権を登録することができる、知的財産登録簿を管理している。2017年半ばの時点で、4,500件が税関登録簿に登録されている。関連する知的財産が登録簿に存在する場合、税関は物品を10日間差し止め、知的財産所有者の代理人に通知する。税関によって提供される情報の範囲は、慣例に基づき、かつ知的財産所有者の代理人との協力によって決定される。税関による通常のお知らせには、商標、輸入者、輸出者、物品の出荷国、輸入された物品の品目と数量などの情報が含まれる。当初、税関は物品の写真を送付していなかったが、差し押さえられた物品の写真を求める知的財産所有者の代理人からの再三の要請に応じ、一律に送付するようになった。知的財産所有者からの要請により、税関は差し止め期間をさらに10日間延長し、その間に知的財産所有者は税関に裁判での行政訴訟の開始を依頼するか、又は自ら裁判での民事訴訟を開始し、裁判所に差し止め命令を依頼することができる。知的財産が税関登録簿に存在しない場合でも、税関は職権によって行動し、物品を7日間差し押さえることが可能で、また前述の説明のとおり、さらに10日間延長することもできる。知的財産所有者による申立て後、税関が行政訴訟を開始した場合、代理人は訴状を作成し、一般的な訴訟では、通常、知的財産所有者に750ドルを請求する。税関から追加書類が求められる場合、又は代理人が公判審理に参加する必要がある場合、さらに費用が高くなる場合もある。物品の模倣品としての性質が証明されれば、侵害者（輸入者）は罰金を科され、物品の廃棄命令が下される。

知的財産所有者が税関に訴訟の開始を要請しない場合、税関は物品の差し止めを解除する。

## 税関登録システム

知的財産の税関登録簿に商標／著作権を登録するためには、所有者（その代理人）が、申請の届け出を行う必要がある。申請には、1件以上の知的財産権を参照し、以下の基本情報／書類を添付する必要がある。

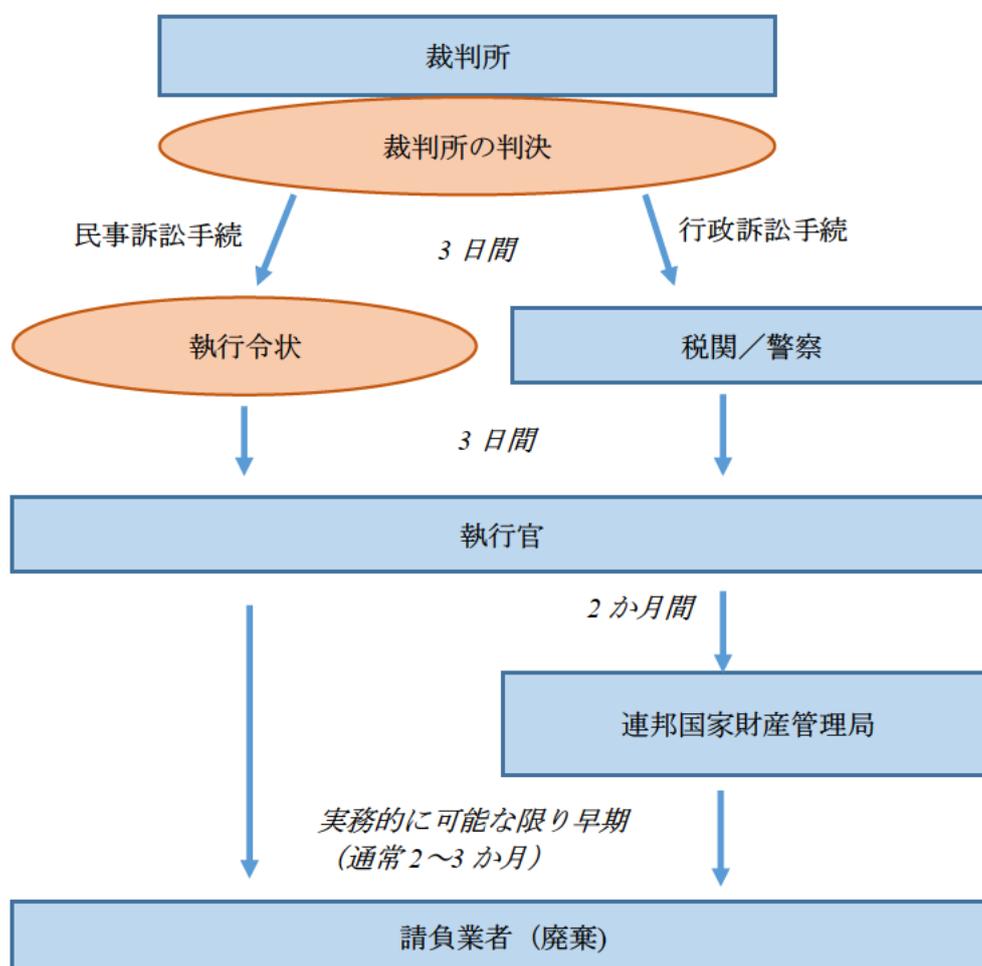
- 委任状（適切に公証及びアポストイーユ認証を受けた）
- 商業登記簿又は会社定款からの抜粋（適切に公証及びアポストイーユ認証を受けた）
- 損失補償証書（適切に公証及びアポストイーユ認証を受けた）（保険証書によって付保される債務は最低でも30万ルーブルが必要）
- （スキャンされた）商標証明書（国内商標の場合）／登録証明書（国際商標の場合）の写し
- 標章の国際登録（WIPOによって発行）の原本から抜粋された各国際商標の写し
- 著作権の所有権を確認する書類（登録証明書、預託証明書）
- 税関登録が求められた物品／作品に関連する商標／著作権の正確なリスト
- 使用許諾契約の写し（もしあれば）
- 譲渡証書の写し（もしあれば）
- （スキャンされた）販売店契約の写し（もしあれば）
- 著作権対象作品の所有権と制作日を確認する書類
- 承認済みの（及び既知の未承認の）すべての輸入者／申告者のリスト、及びそれぞれのTIN（納税者識別番号）（ロシアでは「INN」）

- 知的財産の税関登録簿への、承認済輸入者／申告者の包含に対する同意声明書（公証及びアポストイーユ認証を受けた）
- 承認済みの（及び既知の未承認の）輸出者／出荷者のリスト
- 承認済みの（及び既知の未承認の）製造者／生産者のリスト
- 純正品の（及び、既知の場合は模倣品の）主な税関チェックポイント及び税関手続の場所
- 模倣品の主な際立った特徴
- 純正品の主な際立った特徴
- 純正品（及び模倣品）の写真、外観及び／又はサンプル（もしあれば）
- 純正品（及び模倣品）に使用されているラベル、タグ、ステッカー（もしあれば）
- ロシア市場において模倣商標商品が存在するという既知の事実に関する情報（例：税関の通知、停止通告書の写しなど）

商標／著作権所有者は、自らが国境管理及び差押えのために重要であると考え、その他の関連情報及び／又は書類を、申請書類に追加することができる。

すべての必要な書類が整ってから、登録手続の所要期間は申請後 3～4 か月である。税関登録は、集中的に行われ、すべての税関チェックポイントで利用可能である。

## 差押え及び廃棄手続

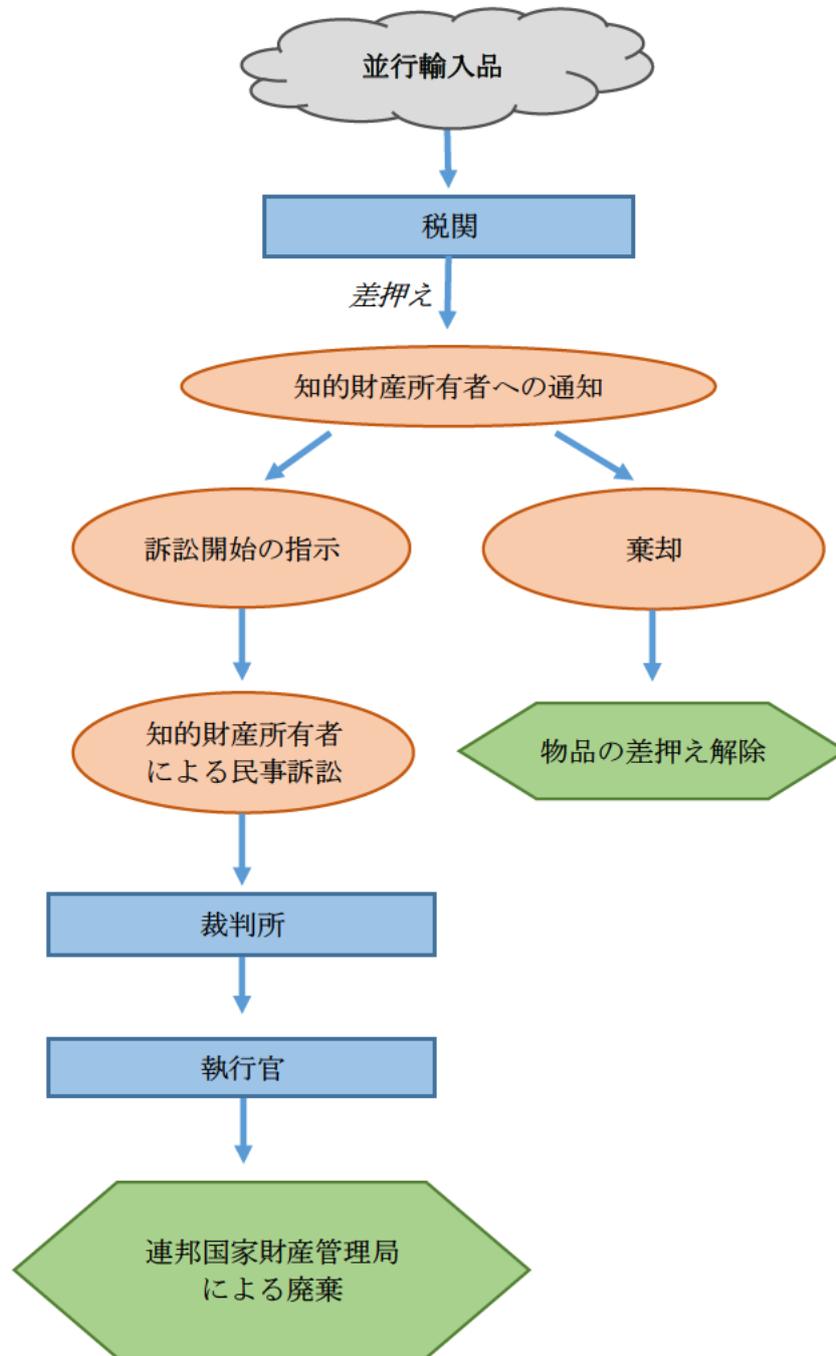


有効になった判決は、税関に（訴訟が警察によって開始された場合は警察に）通知される。おおよその期限は、図に示したとおりである。知的財産所有者が負担する費用はない。民事訴訟の場合、執行令状は判決に基づき裁判所によって作成される。執行令状は、原告に引き渡され、原告から執行官に送付されるか、又は裁判所が原告の申請に従い直接執行官に送付する。

物品は、模倣品の廃棄の手配を行う連邦国家財産管理局に引き渡される。この管理局には、知的財産所有者に廃棄報告書を送付する義務はないが、知的財産所有者の代理人は、管理局の好意によって、廃棄の過程に立ち会い、廃棄報告書を受領することができる場合もある。残念ながら、管理局はすべてのケースにおいて協力的とは限らない。裁判所は、その判決を知的財産所有者に送付する。この情報は、商事裁判所のデータベースでも公開されている。

上記で述べたとおり、物品が純正品である場合も、税関による通知手続は、概ね同様である。税関から知的財産所有者に通知を行い、所有者は、侵害者を告訴することを決定した場合、民事訴訟を開始することができる。

## 並行輸入の場合の訴訟手続のフローチャート



## ユーラシア経済連合とその税関政策

ユーラシア経済連合（EAEU）には、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア及びキルギスタンの5か国が含まれる。各国に、固有の税関及び税関知的財産登録簿が存在する。実務的には、統一税関登録簿のとりまとめのためのすべての手続が遵守されている。

統一税関登録簿への登録要件は、EAEU 諸国の特許庁に有効な商標登録がされていること、又は、EAEU のすべての国で有効な国際（マドリッド）登録がされていることである。

EAEU のすべて加盟国を対象とする統一税関知的財産登録簿は、現時点では存在しないが、2017 年 11 月の税関からの情報によれば、2018 年の早期に運用開始になるとのことである。

商標／著作権が、その国の税関知的財産登録簿に登録されると、権利所有者は、連邦税関庁に要求を届け出ることにより、登録簿に含まれる情報を修正することができる。特に、対象企業の正式名称、住所、及び VAT ナンバーを記載した書面による依頼を提出することにより、公認輸入者のリスト（ホワイトリスト）や、既知の非公認輸入者のリスト（ブラックリスト）を変更することができる。

商標が登録簿に登録されると、税関はその商標が付された物品の輸入を監視する。こうした物品が未知の輸入者によって輸入された場合、税関職員はその物品を 10 日間差し止め（さらに 10 日間延長可能）、権利所有者に状況を報告する。税関は、手順に基づき、通知と共に差し止め品の写真を送付し、当該物品が純正品か模倣品か（つまり、物品の差し止めを解除するか、行政訴訟を開始するか）を知的財産所有者が判定して税関に報告できるようにする。

#### **平均コスト及び所要期間**

行政訴訟は、税関によって開始され、税関が訴訟手続における原告となる。知的財産所有者は、説明を行う第三者として裁判に参加する。このため、知的財産所有者の代理人を介して行政訴訟を取り扱うコストは、比較的 low で、500 米ドルから 3,000 米ドルである。第一審裁判所による判決は、様々な状況に基づいて発行される。基本的に、知的財産所有者の審理への参加は、書面による説明に限定されるが、時に公判審理への出席を要求される場合（複雑なケース）もあり、この場合、追加費用が必要となる場合がある。

行政訴訟の判決は、訴訟の申立てから 2～3 か月後に裁判所によって発行される。

## 第 2 章 ケーススタディ

### (1) 民事訴訟

#### (i) 商標侵害訴訟及び並行輸入訴訟

##### ケース 1

ベルゴロッド地域の商事裁判所、訴訟 No. A08-8802/2013

*Novye Technologii LLC 対 Belgorodsky Khladokombinat OJSC*

##### 訴訟の概要

このケースでは、ロシアの有名な商標収集者 Novye Technologii (New Technologies) LLC が、ロシアの大手アイスクリーム製造者である Belgorodsky Khladokombinat (Belgorod Cold Store Facility) OJSC に対し、商標「APHRODITE」の権利に対する侵害の停止と、金銭的賠償 248 万 9,693 ルーブルの支払いを請求する訴訟を申請した。

2015 年 7 月 18 日、第二破毀審を務めたロシア最高裁判所は、商標の収集に関する画期的な裁定を下した。

結果として、ロシア最高裁判所は、原告の行為を権利の乱用と認定し、商標収集者の訴訟を棄却する決定を下した。

この裁定は、以下のリンクから入手することができる。<http://kad.arbitr.ru/Card/c2cf2ed1-c276-4b2e-a808-cfddb56298f2>

##### 訴訟の経緯

2014 年 5 月 6 日：ベルゴロッド地域の商事裁判所（第一審）は、New Technologies の申立ての認定を却下した。

2014 年 8 月 22 日：第 19 商事控訴裁判所は、原告の行為が権利の乱用として認定され得ることを示唆し、第一審の裁判所の決定を支持した。

2014 年 12 月 23 日：知的財産権裁判所（破毀審）は下位裁判所の決定を覆し、訴訟を第一審裁判所に差し戻し、再検討を命じた。

2015 年 7 月 18 日：ロシア最高裁判所（第二破毀審）は、被告の控訴を検討し、知的財産権裁判所の裁定を棄却し、下位裁判所の決定を支持した。

##### 裁定の要約及び重要ポイント

この商標収集者とその関連会社が、自らが所有する商標の違法使用に対する賠償金請求を裁判所に申し立てた訴訟は、これだけではない。これらの企業は、ロシア国内で 7,000 以上の商標を共同で所有しており、それらの商標の多くは、様々な商品やサービスにわたって登録された「HEALTH（健康）」、「FANTASY（ファンタジー）」、「SPORT（スポーツ）」、「BEAUTY（美）」など、一般的に使用されるフレーズや単語であった。一部の訴訟では、収集者によって請求された賠償額は約 1,000 万ルーブルに達していた。

前述の最高裁判所による判決が効力を発する前には、多くの類似訴訟において、被告が収集者に賠償金を支払うか、又は収集者から商標を買い取る形での友好的な示談で決着していた。

驚くべきことに、この訴訟において、第一審裁判所は、被告が申し立てられた商標の違法使用に関する事実を否定していないにもかかわらず、従来 of 裁判所の慣例に反し、商標収集者からの申立ての認定を拒否した。さらに、控訴裁判所は、この収集者の商標が（1996年の登録以来）過去 19 年間使用されておらず、収集者がその期間において、いかなる種類の商品の製造も行っていないという事実を指摘し、第一審裁判所の決定を支持した。このため、第三者に対する金銭的賠償の請求は、権利の乱用として認定されるべきであるとした。

残念なことに、破毀審を務めた知的財産権裁判所は、下位裁判所のこうした決定を覆し、訴訟を第一審裁判所へ差し戻し、再検討を命じた。下位裁判所の決定を却下した一方で、知的財産権裁判所は、パリ条約の第 10 条の 2 を参照している。これによれば、商標の登録に関連した当事者の行為を不正競争又は権利乱用と認定するためには、その登録の公正さを評価する必要があるとされており、そのためには、その登録の目的を立証する必要がある。この点において、裁判所は、その登録の目的を立証するために、商標登録に関連するあらゆる状況、及び権利所有者によるその後の活動を精査しなければならない。

同時に、知的財産権裁判所の裁定によれば、商標の使用がないこと自体、及び権利所有者によって開始された権利行使訴訟は、原告の権利乱用を確定する証拠として認めることはできないとされている。

上記の知的財産権裁判所による論拠は、新たな裁判において裁判所が再審理すべき正確な状況に関する疑問を未解決のまま残し、実際、1996 年に収集者によって登録された商標登録の目的を、裁判所がどのように判断すべきかは不明確であった。

結果的に、知的財産権裁判所の裁定は、被告である **Belgorod Cold Store Facility** によって、ロシア最高裁判所に上訴された。

最高裁判所の判決によって、この係争は決着を迎え、判例を残した。この判決は、知的財産権裁判所の裁定を取り消して下位裁判所の決定を支持し、これに従い商標収集者のすべての請求は棄却された。

最高裁判所は、以下の結論に基づいてその判決を下した。

1. 商標の主目的は、商品とサービスを個別化し、企業の商品及び／又はサービスを他の企業のものとは差別化することである。
2. 訴訟の審理において、原告による権利乱用が立証された場合、裁判所はパリ条約第 10 条の 2 及び民法第 10 条に従い、当事者による権利行使を却下することが可能である。
3. 登録商標の使用を求める法律上の一般要件に鑑み（使用がない場合、その法的保護は不使用を理由として終了できる）、権利所有者による商標の実際の使用がなく、第三者に対する妨害を行う目的での商標登録は、不公正と認められる。さらに、法で定められた 3 年以内の期間に商標の使用を開始するための十分な取組を怠った権利所有者は、商標侵害の

申立てを起すことができない。金銭的賠償の請求を含め、権利所有者によって使用されていない商標の権利行使を試みることは、権利の乱用として認定される。

「New Technologies」, LLC の名称で登録された商標の多さ、その商標の使用に関する証拠がないこと、及び収集者によって提起された訴訟数の多さを考慮し、最高裁判所は商標収集者の行為を権利の乱用と認定した。

### 原告への実質的な影響

前述の判決は、ロシアにおける商標収集者及び不法占有者に対する対抗措置を簡略化した。

## ケース 2：並行輸入

### モスクワ市商事裁判所、訴訟 No. A40-12515/11

*Sanpellegrino S.p.A. (イタリア) 対 ElitVoda Ru, LLC (ロシア)*

#### 訴訟の概要

2011 年 2 月、ミネラルウォーターの製造及び販売に従事し、商標を税関登録簿に登録しているイタリアの企業 *Sanpellegrino S.p.A* が、*S.Pellegrino* ミネラルウォーターの出荷差止めについて、税関から通知を受けた。

権利所有者は、この輸入によって自らの専属的権利が侵害されたと考え、侵害者に対して以下の申立てを行うことにより、自らの権利を守ることを決めた。

1. *S.Pellegrino* ウォーターの輸入を違法と認定すること
2. 被告が、権利所有者の同意なく、税関申告書に記載されているそれらの商品の輸入、販売のための保管、販売の申入れ、販売を含めた *S.Pellegrino* 商品のマーケティングに関連する行為を実施することの禁止
3. 税関申告書に記載されている *S.Pellegrino* 商品の差押え及び廃棄

2011 年 6 月 2 日の決定によれば、裁判所はこの申立てを認めた

被告及び第三者は、裁判所の判決を控訴裁判所、破毀審及び最高商事裁判所に上訴したが、敗訴に終わった。

#### 訴訟の経緯

1. 2011 年 6 月 2 日の第一審裁判所の決定：申立ての一部が認められた。
2. 2011 年 8 月 31 日の控訴裁判所の判決：決定が支持された。
3. 2011 年 12 月 29 日の破毀審の判決：決定及び控訴裁判所の判決が支持された。
4. 2012 年 6 月 6 日の最高裁判所の裁定：すべての裁判所の判決が有効とされた。

#### 裁定の要約及び重要ポイント

このケースにおいて、裁判所は並行輸入に関する非常に重要なポイントをいくつか指摘している。

裁判所は、真正な商標の付された商品を、権利所有者の同意を得ずにロシアへ輸入することは、商標の違法使用と考えられ、それらの商品は模倣品とみなされることを強調した。

破毀審は、「商標の使用法」は、商標を製品に貼付することに限定することはできないと言明した。権利所有者は、法に反しない限り、あらゆる方法で商標を使用する権利を有しており、このため、商品の輸入も商標の使用として認められる。

破毀審は、ロシア法は2種類の模倣品を認識していることを指摘した。

- 1) 権利所有者に無断で商標が貼付された商品（偽物）
- 2) 権利所有者に無断で、真正な商標が貼付された商品を利用した行為（例：ロシアへの輸入）を行うこと（並行輸入）

### 原告への実質的な影響

上記の結論は、類似した訴訟における裁判所の慣例に影響を与えた。

## ケース 3：並行輸入

### 訴訟の概要

モスクワ市商事裁判所、訴訟 No. A40-20162/2014

*BUDWEISER BUDVAR, National Corporation*（チェコ共和国）対 *WATERGROUP, LLC*（ロシア）

2014年2月、ビールの製造及び販売に従事し、税関登録簿に商標が登録されているチェコの企業、*BUDWEISER BUDVAR, National Corporation* は、税関から *BUDWEISER BUDVAR* ビールの大量出荷（24,300 ボトル）の引渡しの差止めの通知を受けた。

権利所有者は、この輸入によって自らの専属的権利が侵害されたと考え、以下の申立てを行うことにより、自らの権利を守ることを決めた。

1. 被告が、税関申告書に記載された、*BUDWEISER BUDVAR* の商標が付されているライト・ビールの販売申入れ、販売、又は市場へのその他の導入、及びそれらの目的による輸送又は保管を行うことの禁止
2. 被告が、*BUDWEISER BUDVAR* に無断でその商標を使用することの禁止（いわゆる全面禁止）
3. 税関申告書に記載され、被告によってロシアに輸入された *BUDWEISER BUDVAR* の商標が付されている、商品の差押え及び廃棄
4. 商標の違法使用に対する、被告からの 55 万ルーブルの補償金徴収

2014年7月3日の決定によれば、補償金額が 50 万ルーブルに減額されたことを除き、裁判所はすべての請求を認めた。

被告と第三者は、この決定を控訴裁判所、破毀審としての知的財産権裁判所、及び最高裁判所に上訴したが、敗訴に終わった。

## 訴訟の経緯

1. 2014年7月3日の第一審裁判所の決定：損害賠償額が50万ルーブルに減額されたことを除き、すべての請求を認めた。
2. 2015年3月13日の控訴裁判所の判決：決定が支持された。
3. 2015年6月26日の知的財産権裁判所の判決：決定及び控訴裁判所の判決が支持された。
4. 2015年9月25日の最高裁判所の裁定：すべての裁判所の判決が有効とされた。

## 裁定の要約及び重要ポイント

並行輸入の訴訟は、現在のロシアで非常に「流行」している。多くの知的財産所有者が、非公認の輸入から専属的権利を守っている。

ここで注目すべきは、2009年に最高商事裁判所が、いわゆるポルシェ・カイエン訴訟と呼ばれる訴訟で、並行輸入は公益に影響しないため、行政責任を適用すべきではない、とする画期的な判決を発行したことにより、それ以降ロシアでの並行輸入に対抗する唯一の手段は、輸入者に対して民事訴訟を提起することだけになったことである。

こうした訴訟において重要なことは、商標の違法使用に対する全面禁止を取得することである。

この訴訟では、最高裁判所は、全面禁止は輸入者の法律上の利益を侵害するものではなく、合法的にロシアに持ち込まれた商標付きの商品を、輸入者が流通させることを妨げるものではない、と声明した。

## 原告への実質的な影響

この訴訟の結果、知的財産所有者は特定の輸入者による、自らの商標の使用に対する全面禁止を獲得した。この判決に違反した場合、刑事責任を科される場合がある。

## ケース4：並行輸入

### モスクワ市商事裁判所、訴訟 No. A40-216988/2015

*Paulaner Brauerei GmbH & Co. KG (ドイツ) 対 INTERBEV, LLC*

## 訴訟の概要

2015年11月、ビールの製造及び販売に従事し、税関登録簿に商標が登録されているドイツ企業 Paulaner Brauerei GmbH & Co. KG は、税関から Paulaner ビールの出荷の引渡しの差止めの通知を受けた。

この輸入によって自らの専属的権利が侵害されたと考えた権利所有者は、以下の申立てを行うことにより、自らの権利を守ることを決めた。

1. 権利所有者に無断で、被告が Paulaner の商標を商品に使用することの禁止。これには、商標を付した商品の輸入、及びそれらの販売、広告又は保管を含む。
2. 商標の違法使用に対する、被告からの損害賠償1万ルーブルの徴収。

3. Paulaner の商標が付され、被告によって税関申告書に記載された 1,400 本のボトルの差押え及び廃棄。

この訴訟では、商標付き商品の押収の形による仮差止め命令が適用された。

2016 年 3 月 21 日の決定によれば、裁判所はすべての請求を認めた。

被告及び第三者は、この決定を控訴裁判所、破毀審としての知的財産権裁判所、及び最高裁判所に上訴した。

最高裁判所は、下位裁判所の決定を追認した。

#### 訴訟の経緯

1. 2016 年 3 月 21 日の第一審裁判所の決定：請求が全面的に認められた。
2. 2016 年 6 月 20 日の控訴裁判所の判決：決定が変更され、請求が部分的に認められた。
3. 2016 年 10 月 17 日の知的財産権裁判所の判決：決定及び控訴裁判所の判決が支持された。
4. 2017 年 2 月 9 日の最高裁判所の裁定：控訴裁判所及び知的財産権裁判所の判決が有効とされた。

#### 裁定の要約及び重要ポイント

この訴訟では、控訴裁判所が、いわゆる全面禁止に関する裁判所の慣例を明確にした。

裁判所は、権利所有者に無断で商標を使用することの禁止は、抽象的な全面禁止として法に規定されており、このため、裁判所の決定によってこれを立証する必要はないとした。具体的な対象者に対し、将来にわたって、及び所定の期間において、個別化の手段の使用の全面禁止を強制する抽象的な請求は、認められない。法によって想定される責任は、特定の侵害訴訟について適用されるべきであり、特定の侵害から分離して適用することはできない。

破毀審及び最高裁判所は、この立場を支持した。

全面禁止に関するこうした対応は、近年のロシアの裁判所で適用されている。

#### 原告への実質的な影響

上記の結論は、類似した訴訟における裁判所の慣例に影響を与えた。

### ケース 5

#### モスクワ市商事裁判所、訴訟 No. A40-75754/2015

*Seven Towns Limited (英国) 対 Asiatictranscargo LLC (ロシア)*

#### 訴訟の概要

裁判所の判決日：2015 年 9 月 30 日

原告：Seven Towns Limited (英国) — 英国の玩具メーカーで「Rubik's Cube (ルービックキューブ)」ブランドの権利所有者

製品分類：三次元パズル（ニース分類の第 28 類）

侵害された権利：偽造品の再三にわたる輸入に関連する商標権侵害

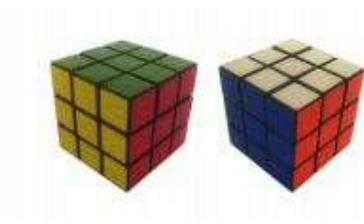
被告：Asiatranscargo LLC（ロシア）－ロシアのゲーム及び玩具輸入会社

行政訴訟を審理した後、裁判所は輸入者に罰金を科し、偽造品は押収及び破棄された。さらに、民事訴訟によって権利所有者に対する 100 万ルーブルの賠償金支払いが命じられた。

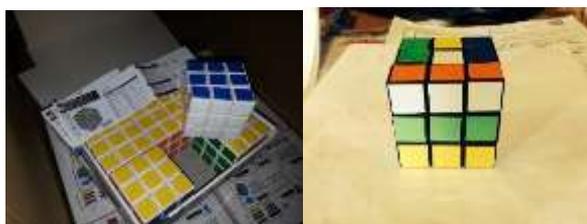
### 訴訟の経緯

英国企業 Seven Towns Limited は、一連の「Rubik's Cube」商標の専属的権利を所有している。「Rubik's Cube」は、1974 年にハンガリーの彫刻家で建築学の教授でもあるエルノー・ルービック氏によって発明されたメカニカルな三次元の組み合わせパズルである。Seven Towns は、この玩具に関するすべての権利を取得し、その後、三次元商標を含む複数の「Rubik's Cube」商標の所有者となり、ロシアを含む多くの管轄で権利が保護された、世界的に有名なこのパズル玩具を製造した。このため、Seven Towns に無断で、ロシア市場で Rubik's Cube を製造、販売、輸入又は市場に流通させる権利を有する者は存在しない。

税関は、ロシア企業 Asiatranscargo LLC が、2014 年 4 月に 2,520 個、その 1 か月後に 8,400 個と 2 度にわたって大量の Rubik's Cube の偽造品を輸入したことを商標所有者に伝えた。



三次元 Rubik's Cube 商標



税関が撮影した偽造品の写真

### 裁定の要約及び重要ポイント

Seven Towns は、偽造品の押収の要求だけでなく、侵害者からの損害賠償の請求も求めた。

侵害された商標権を保護するため、権利所有者に 2 段階の戦略が提案された。まず、最もコスト効率及び時間効率の高い措置として、最終的に国に対する罰金支払いと模倣品の押収を目的とする、侵害者への行政訴訟の開始請求の申立てが税関に申請された。第 2 のステップは、既に立証された Asiatranscargo による侵害行為の事実を含め、行政訴訟の判決を活用し、民事訴訟によって専属的権利の侵害に対する補償金を請求するものであった。

両方の訴訟に関する税関による行政調査は、輸入者による違反行為に関する報告書作成で完結し、その後、裁判所によって輸入者による商標侵害の責任が明らかにされた。Asiatranscargo は、罰金を科され、模倣品はすべて廃棄された。

さらに、2 件の侵害訴訟によって立証された事実を活用し、民事訴訟が提起され、権利所有者を受取人とする補償金が請求された。

補償金は、ロシアにおいて、米国での法定損害賠償に相当するもので、知的財産所有者によってよく利用されている。

この訴訟で請求された賠償金は 100 万ルーブルであった。

賠償金額を決定する際に、裁判所は、特に以下の要素を考慮に入れた。侵害の性質、商標の違法使用の期間、侵害者による罪の程度、その商標に関する過去の侵害訴訟の存在、及び商標所有者が被る損失の見込み。

このため、実務上、権利所有者にとって、損害賠償の計算方法及び裁判所による金額調整の可能性に関する問題が生じる。

この訴訟では、請求を裏付けるため、原告の代理人は被告人の行為が反復的な侵害行為であることという事実を強調した。また、代理人は、行政調査の際に作成された模倣品の平均市場価値に関する専門家の見解を示し、同等の純正品の平均価格に基づき、権利所有者の見込み損失額を算定した。裁判所は、請求された補償金は、被告による侵害行為の範囲に相当しており、提出された証拠の観点から妥当であると判断した。

### 原告への実質的な影響

結果的に、行政訴訟を審理した上で、裁判所は輸入者に罰金を科し、模倣品は押収・廃棄された。権利の毀損を示す事実に基づき、権利所有者を受取人とする補償金 100 万ルーブルを請求する民事訴訟は全面的に認められた。この判決及び定められた補償金は、他の侵害者が同様の侵害を行うことも阻止した。

## ケース 6

### モスクワ市商事裁判所、訴訟 No. A40-123215/2015

*Röder Zeltsysteme und Service AG* (ドイツ) 及び *RODER LLC* (ロシア) 対 *A-TENT LLC* (ロシア)

#### 訴訟の概要

ドイツのテント・システムの製造・販売者である Röder Zelt は、No.No. 484129、489863 及び 489862 の登録の下で、対象製品について「RODER」、「ROEDER」及び「RÖDER」の商標 (ロシア) を取得した。Röder Zelt とそのロシア子会社 Roder LLC (原告) は、A-TENT LLC (被告) が、Röder ブランド商品のレンタルを提供しており、インターネット上で Röder の商標をビジネスの提供に利用していることを知った。2015 年 7 月 7 日、原告は A-TENT に対して、商標侵害に関する訴訟を申請した。差止めによる救済に加え、原告を受取人とする 200 万ルーブルの補償金が請求された。被告は、Röder HTS Höcker GmbH の社名を使用しただけであり、Röder Zelt の商標は使用していないと主張した。第一審裁判所は、A-TENT に Röder Zelt の商標の使用の停止及び原告に対する 10 万ルーブルの補償金支払いを命じた。控訴裁判所 (2016 年 3 月 31 日) 及び破毀審 (2016 年 8 月 26 日) は、第一審の判決を支持した。

#### 訴訟の経緯

Röder Zeltsysteme und Service AG (ドイツ) と Röder HTS Höcker GmbH (ドイツ) は、それぞれ独立した 2 つの会社である。両社の社名は、共にドイツの起業家 Heinz Röder 氏の苗字に関連している。これら 2 社の間の RÖDER の商標権をめぐる係争は、様々な国で今も継

続している。Röder Zelt は、係争となったこの商標について、ロシアでの自社の名の下での登録にこぎつけた。Röder Zelt と Roder LLC は、Röder HTS Höcker の公認販売代理店である A-TENT が、Röder ブランド商品のレンタルを提供し、インターネット上で Röder 商標を使用していることを知った。これを根拠として、原告は A-TENT の告訴を決めた。

#### 裁定の要約及び重要ポイント

Röder Zelt とそのロシア子会社及び独占ライセンス Roder LLC は、A-TENT に対する民事訴訟を提起した。原告は、被告のインターネット上のビジネス提供において Röder 商標を削除すること、及び商標使用の中止、及び原告のそれぞれを受取人とする 200 万ルーブルの補償金支払いを求めた。被告は、自らが Röder HTS Höcker GmbH の公認販売代理店であること、及びその社名を使用しただけであり、Röder Zelt の商標は使用していないことを主張した。被告は、Röder HTS Höcker GmbH の社名が、Röder Zelt のロシアでの商標出願優先日より、はるかに早くドイツで登記されているという事実を強調した。第一審裁判所は以下の判決を下した。被告が外国企業の社名を事業活動に使用していたという事実は、この請求を棄却する理由とはならない。しかし、説明された状況は、補償額を減額する根拠にはなる。このため、第一審裁判所は A-TENT に Röder Zelt の商標の使用停止と、原告のそれぞれを受取人とする 10 万ルーブルの補償金支払いを命じた。さらに、控訴裁判所も第一審裁判所の判決を支持した。A-TENT LLC は、これを不服とし、破毀審に提訴し、Röder HTS Höcker GmbH は、Röder Zelt がロシアで商標出願を行うよりも何年も前にロシア連邦でその社名を使用し始めていたという主張を新たに追加した。破毀審は下位裁判所の判決を支持し、この特定の訴訟においては、被告が外国企業の社名を使用していたという事実は、全く重要性がないと指摘した。しかし、裁判所は、Röder HTS Höcker GmbH のロシアでの活動を裏付ける証拠、及び同社が Röder Zelt の商標の優先日より前にロシアで評判を獲得していたことは、それらの商標の使用の停止措置に関し重要な意味を持つ可能性がある、と述べた。

#### 原告への実質的な影響

被告が Röder HTS Höcker GmbH の公認ディーラーで、その社名を使用していただけであり、かつその社名は Röder Zelt のロシアでの商標出願よりもはるかに早くからドイツで登記され、ロシアで使用されていたにもかかわらず、Röder Zelt は、商標権の行使にこぎつけることができた。しかし、これらの状況は、原告が望んだ賠償金額の獲得の妨げとなった。

注目すべきは、並行して行われた訴訟 No. A41-46848/2015 でも、Röder Zelt は直接 Röder HTS Höcker に対し商標の使用禁止を試みたが、裁判所は、被告が長年その社名によってロシアで活動してきた事実により、被告側の主張を支持したということである。しかし、この戦略によって Röder HTS Höcker が守ることができたのは自社だけであり、販売代理店までは守れなかった。

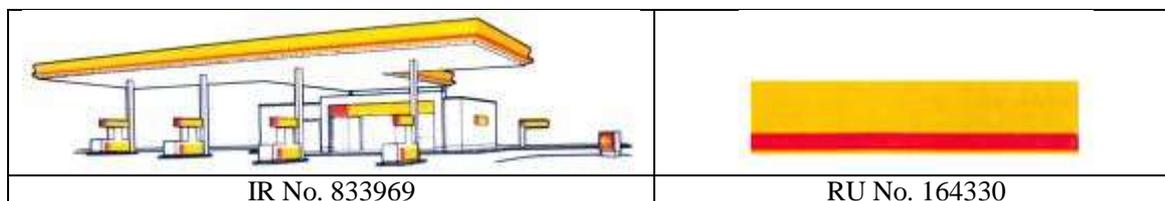
#### ケース 7

ザバイカリエ地区商事裁判所、訴訟 No. A78-6764/2017

*Shell Brands International AG 対 Petrovsknefteproduct LLC*

## 訴訟の概要

Shell Brands International AG は、ガソリンスタンド・サービスのために登録された位置商標 (IR No. 833969) 及び色彩商標 (RU No. 164330) の所有者である。



位置商標は赤と黄色で構成され、ガソリンスタンドの特定の構成部分に適用される。色彩商標は、2本の黄色の線と1本の赤い線という、黄色と赤の所定の組み合わせで構成されている。

2017年5月5日、Shellは Petrovsknefteproduct に対する訴訟を申請し、被告のすべてのガソリンスタンドから前述の表示を撤去することを要求した。また、Shellは、裁判所に対し、被告による10日間の自主判決履行期間の設定を要請し、遅延1日あたり10万ルーブルの徴収を求めた。第一審裁判所は、この請求を認めたが、ただし被告による自主判決履行期間は45日間とし、遅延1日あたりの徴収は1万ルーブルとした。被告は、判決を控訴し、ガソリンスタンドのデザインに違いがあるため、被告は原告の商標を使用していない、と主張した。2017年11月20日、控訴裁判所は第一審の判決を支持した。

## 訴訟の経緯

Shellは、ロシアの燃料会社 Petrovsknefteproduct が、特にガソリンスタンドの構成物（構成要素）と同じ又はこれと混同するほどに類似した色彩のレイアウトを使用して、ガソリンスタンドのサービスを提供することにより、Shellの商標権を侵害していることを認識した。



## 裁定の要約及び重要ポイント

Shellは、Petrovsknefteproductを商標侵害で訴え、被告に対し、被告のガソリンスタンドからShellの商標と類似した表示を撤去するように求めた。また、Shellは、裁判所に対し、被告による10日間の自主判決履行期間の設定を要請し、遅延1日あたり10万ルーブルの徴収を求めた。第一審裁判所は、被告がガソリンスタンドにおいて原告と同じ組み合わせ

の色彩を使用していることを認めた。また、裁判所は、このケースでは専門家による審理は不要であると指摘し、それは、ロシア法によれば、裁判所が標章の類似性の問題を一般的な顧客の見地から解決する権限を有しているからであるとした。この結果、第一審裁判所は、請求の一部を認め、Petrovsknefteproduct に Shell の商標と類似した商標と色彩レイアウトの使用停止を命じた。裁判所は、被告が 13 か所のすべてのガソリンスタンドから商標とレイアウトを撤去する期間として 45 日を許容した。遅延した場合、Petrovsknefteproduct は 1 日あたり 1 万ルーブルを Shell に支払う義務を課された。被告は判決を控訴し、ガソリンスタンドのデザインに違いがあるため、被告は原告の商標を使用していない、と主張した。控訴裁判所は、第一審裁判所の判決を支持した。

### 原告への実質的な影響

裁判所は、被告に対し、そのガソリンスタンドの構成物（構成要素）上の混同するほどに類似した色彩レイアウトをすべて撤去することを命じ、これによって原告は望ましい結果を得ることができた。この訴訟は、こうした非伝統的な商標の実質的かつ効果的な保護の機会の視点から、示唆を提供するものである。

## ケース 8

### サンクトペテルブルク及びレニングラード地区商事裁判所、訴訟 No. A56-2154/2016

*DAF Truck N.V. (オランダ) 対“Discovery” LLC (ロシア)*

#### 訴訟の概要

2016 年 1 月、オランダ企業 DAF Truck N.V.が、ロシア企業“Discovery” LLC に対する民事訴訟を申請し、その商標「DAF」に対する権利侵害の停止、商標の違法使用に対する補償金 100 万ルーブルの支払い、及び *astreinte*（裁判所の判決に従わない場合の、定期的な罰金支払い）を請求した。

原告は、著名なトラック・メーカーであり、被告は、自動車整備センターとして DAF トラックの修理サービスを提供していた。

サンクトペテルブルク及びレニングラード地区商事裁判所（第一審裁判所）は、すべての請求を認め、その決定は上位裁判所でも支持された。

#### 訴訟の経緯

**2016 年 5 月 31 日**：サンクトペテルブルク及びレニングラード地区商事裁判所（第一審裁判所）がすべての請求を認めた。

**2016 年 10 月 19 日**：第 13 商事控訴裁判所（控訴審）が第一審裁判所の決定を支持した。判決は有効となり執行可能となった。

**2017 年 2 月 17 日**：知的財産権裁判所（破毀審）が下位裁判所の判決を支持した。

**2017 年 6 月 20 日**：ロシア最高裁判所（第二破毀審）が、被告による破毀審への上訴の審理を棄却。

#### 裁定の要約及び重要ポイント

DAF Trucks N.V.は、“Discovery” LLC を商標の違法使用によって告訴した。DAF は、ニース分類の第 35 類及び第 37 類のサービスについて「車両、すなわち商用車両及び大型トラックの保全及び修理、特にトラックを中心とする車両、並びに前述の車両に関する部品、付属品及び装備品に関する卸売及び小売サービス」として登録されている。

公判審理において原告は、DAF 商標の違法使用により、被告のビジネスが DAF カスタマー・サービスの一部であるという消費者の誤解を招く可能性があるとして指摘した。同社は、自動車整備センター及び小売店におけるサービス提供に関連して、並びに看板及び広告において、その商標の使用停止を請求した。

しかし、“Discovery” LLC の見解は違った。被告は、DAF の商標は、修理プロセスにおいて純正部品及び純正パーツが使用されていることを顧客に伝達する目的で看板と広告に使用されているため、原告はその商標権を消尽していると主張した。

ロシアの法律においては、権利所有者によって直接、又はその同意に基づいてロシア市場に導入された商品に関しては、商標の使用が許容されていることについて言及がなされた。

サンクトペテルブルク及びレニングラード地区商事裁判所は、消尽の原則は、サービスに関連するサービスマークの使用に対して適用されるべきであると述べた。裁判所は、“Discovery” LLC によって使用されている DAF の表示は、視覚的印象の同一性、確固たる関連性及び立証された混同の可能性により、DAF Trucks N.V.の商標と同一であると認めた。被告の自動車整備センターにおける誤った表示は、原告に悪影響を及ぼす可能性がある。

このため、第一審裁判所は、すべての請求を認めた。

“Discovery” LLC は、第一審の決定を上訴したが、上位裁判所もこの決定を支持した。

### 原告への実質的な影響

“Discovery” LLC は、違反した場合に処罰を受ける条件の下で DAF 商標の使用を禁止され、DAF Trucks N.V.を受取人として 100 万ルーブルの補償金を支払った。

この特定のケースは、製造者と非公認の修理センターの間の係争に関するものであるため、ロシアの裁判における慣例を補完するものとなった。また、消尽の原則に関する法規制の隙間を埋めるものにもなった。

### 【参考】

#### 憲法裁判所、並行輸入との戦いに関する選択肢を説明

2018 年 2 月 13 日、ロシア連邦憲法裁判所は、並行輸入訴訟に関する決定を下した。同裁判所は、ユーラシア経済連合（ロシア、カザフスタン、ベラルーシ、キルギス、アルメニア）の一員であるロシアにおける権利に関して、地域消尽の原則を認めた（すなわち、ロシアにおける並行輸入は禁止されることを意味する）。

しかしながら、同原則については、訴訟を取り巻くすべての状況（商標所有者の信義則を含む）を考慮することなしに、自動的に適用すべきではない。

特に、憲法裁判所は、いくつかの選択された公益商品（例：薬品、生命維持装置等）の輸入制限を目的として、商標所有者が自身の商標権を悪用することは認められないとの決定

を下し、また、その他の国と比べロシアにおける過大な方針を提示した。同裁判所は、商標所有者の信義則の問題を提起する可能性があり、商標所有者は、自身の訴訟が商標権（ロシア市場に対する自身の価格決定方針を含む）の悪用ではないこと、及び並行輸入の禁止が人々の健康と生命を脅かすものではなく、かつ、公益に対してリスクを生じさせるものではないことの証明が求められる可能性がある。

憲法裁判所は、ロシアへの商品の不正輸入を防止するための商標所有者の権利を認めた上で、グレー製品及び模倣品に関して同一の措置を講じた場合でも法的な結果が同一である必要はないとの決定を下した。特に、並行輸入に関する補償額は、偽造品輸入の場合よりも低くなるはずである。その際、裁判所は、訴訟の状況、及び商標所有者に起こり得るマイナスの影響に応じて、自らの裁量で補償請求額を自由に減額することができる。さらに、並行輸入の結果ロシアに輸入された商品の破壊については、同商品が低品質である場合、又は人々の健康と生命を守り、環境及び文化的価値を保護するという安全上の理由がある場合にのみ認められる。

実務的な観点からは、憲法裁判所の同決定は、ロシアにおける平行輸入に対する商標権の執行がより複雑になったことを意味する。特定貨物の輸入禁止及び法的な補償を請求することは依然として可能であるが、同裁判所は、それらの請求には同意せず、当該訴訟を棄却する可能性がある。

## (ii) 特許侵害訴訟

### ケース 9

#### ノボシビルスク地域商事裁判所 訴訟番号 A45-23995/2013

*Basic Holdings* (アイルランド) 対 *Professional Plus, LLC* (ロシア)

#### 当事例の要約

本件は、今日の生活において非常に人気のある装置となった、電気暖炉器具に対する特許権執行に関するものである。

当紛争の重要なポイントは、予備的差止め命令が裁判所によって認められたこと（特許紛争では多くは見られない）、並びに (a) 特許侵害を立証するために発見及び分析されるべき特徴や要素の範囲及び(b) 当事者によって追加の証拠提出が認められる訴訟段階について裁判官が指針を示したことの2点だ。

電気ヒーターの開発・製造において世界最大手の一社、Glen Dimplex international group の一員である、アイルランド企業の *Basic Holdings* が、当該電気暖炉を販売したロシア企業「*Professional Plus*」LLC に対して、特許訴訟を2013年にノボシビルスク地域の商事裁判所に起こしたものである。

本件は、3審を経て、最終的には、知的財産権裁判所が特許侵害を認め、下級裁判所のアプローチを支持して決着した。

決定の詳細は以下のリンクで参照できる <http://kad.arbitr.ru/Card/34bee794-653c-46df-8699-84e8e4f8bf2e>。

## 訴訟に至る経緯

本件は、特許保持者が2013年に予備的差止め命令の申立てをノボシビルスク地域の商事裁判所に起こしたことに始まる。裁判所は予備的差止め命令の根拠は確固とし、かつ信頼に足るものであるとして、被告の店舗で販売されていた電気暖炉の差押えを命じた。

特許権保持者は以下の請求を行った。(a) 被告による電気暖炉の販売申し出及び販売を意図した活動の違法性の認定、(b) 発明によってカバーされる保護範囲にあるため、当該電気暖炉が模倣品であることの認定、(c) 係争中の電気暖炉の販売を含む、被告による当発明の使用を恒久的に差止め、(d) 被告が保管している電気暖炉の破壊

2014年3月の判決では、裁判所が被告による電気暖炉の特許侵害を認め、原告の請求がすべて認められた。

被告は判決を不服として上訴した。しかしながら、2014年6月に第17上訴裁判所は上訴を棄却し、原判決を支持した。

被告は、次回はその請求が満たされると考え、知的財産権裁判所に控訴した。知的財産権裁判所は下級裁判所の法的アプローチを認め、原判決を支持した。

## 判決の要約及び要点

原告は、固形燃料を燃焼させることにより炎に似たものを作る、及び／又は固形燃料を燃焼させる際に、煙に似たものを作る器具と方法についての発明を保有していた。

一般の消費者にとっては、この発明は主に、電気暖炉として知られており、本物の暖炉と違って、すべての家や共同住宅で簡単に設置して使用することが可能だ。

原告は被告の店舗で模倣と主張される電気暖炉が販売されていることに気づいた。

ロシアの法制度では証拠開示手続がなく、各当事者が証拠自体を探し、収集するため、原告は侵害の証拠を収集するため、非常に多くの事前準備を行った。

特に、原告は被告の店舗で電気暖炉をサンプル購入した。侵害品を販売していないと被告側が主張することを回避するため、原告は公証人を呼び、サンプル購入を正当に認証させ、写真を撮らせた。

さらに、特許侵害への独立した意見を得る目的で、原告は公証人に対し、発明が電気暖炉に使用されていることを見つけるために特許の専門知識を活用できる特許専門家の選任を依頼した。

公証人は、サンプル購入された電気暖炉に独立した検査を行う専門家を雇い、当該製品に発明が使用されたとの結論を得た。

これら一連の証拠（電気暖炉そのもの、購入証明書、発明が使用されたとの専門家のレポート）は、予備的差止め決定を成功裏に得るために非常に良い根拠となった。裁判官は提出された証拠を評価し、訴訟が終了するまで被告が販売していた電気暖炉の差押えを決定した。

原告の戦略で賢明であった点は、公証人を巻き込み、彼に独立した特許審査を実施させ、この審査が後に特許侵害の主要な証拠となったことだ。

被告の戦略の弱点は、被告が、対抗する専門家の意見を提出せず、また原告が提出した独立専門家レポートが誤りであり、適切な証拠として受け入れられない理由を示さなかったことだ。

議論を考慮の上、裁判官は被告の主張並びに法的立場は説得性に欠け、誤りであると判断し、原告の請求をすべて認めた。

上訴の際に、被告は発明の 12 クレームすべてについて審査すべきだとの主張を試みた。これを受け、裁判官の合議体が特許侵害のケースに、分析すべき特許クレームの範囲について明瞭な説明を行った。特に、特許侵害が発生したかどうか判断するために、（発明のすべてのクレームではなく）独立したクレームの特徴のみを審査すべきだと述べた。

同時に、被告は、被告の注文によって第三者が準備した新しい専門家レポートを提出した。しかしながら、上訴裁判所は、第一審で当事者がこれらの証拠を提出できなかった場合を除き、控訴審で新たな証拠の提出は認められないとした。

被告は、知的財産権裁判所で判決を覆すように努めた。しかしながら、知的財産権裁判所はすべての事実及び状況を注意深く検討し、下級裁判所が今回のケースを、正しい方法で審査し、法を執行したことを確認した。したがって、上訴された判決は正しくかつ法的効力があり、引き続き有効であることを認めた。

### 原告に対する実際の効果

原告は恒久的差止め命令、及び被告が販売していた模倣電気暖炉破壊の令状を得た。

## ケース 10

### モスクワ市商事裁判所 訴訟番号 A41-85807/2016

*Novartis AG*（スイス）対 *Nativa LLC*（ロシア）

### 当事例の要約

モスクワ市商事裁判所の訴訟番号 A41-85807/2016 に関する、2017 年 9 月 27 日の判決は、薬品に関する特許執行の成功事例の一つである。

本件では、原告である革新的なグローバル薬品会社の *Novartis AG* が現地のジェネリック薬品会社 *Nativa LLC* を相手取って、薬品の *TASIGNA*（INN *Nilotinib*）を保護する、ロシア特許番号第 2348627 号の特許侵害があったとして訴訟を提起した。

Ministry of Health（健康省）は第三者として関与した。

### 訴訟に至る経緯

原告の請求：

- *TASIGNA* は特許によって保護されており、被告の製品である *NILOTINIB-NATIV* に承諾なく特許が使用されたことの認定
- 特許期限切れ（又は、特許無効の場合はいずれか早い日付）まで、健康省に対して販売許可の効力一時停止申請を被告に義務づけることによる、特許侵害の恐れのある被告の行動の防止

- 被告による、特許期限切れ（又は、特許無効の場合はいずれか早い日付）まで、その製品の商品化の否認

裁判所は、証拠を精査し、原告のグループ会社の薬品である **TASIGNA** に原告の特許が使用されていることを確定した。さらに、被告の製品が、生物学的同等性試験によって原告の製品と同等であると認められたため、健康省によって登録されたことに着目した。

さらに、裁判所は、原告の特許が被告の製品に使用されたことを裏付ける、裁判所が設定した独立技術審査（2名の審査員が任命された）の結果を使用した。

### 判決の要約及び要点

裁判所は、特許の不正使用の禁止に関する法規定を引用し、原告の請求、特に、被告に特許期限切れ（又は、特許無効の場合はいずれか早い日付）までその製品を商品化しないことの義務づけを認めた。裁判所は、「特許権侵害の恐れ防止」の請求を棄却したが、このような請求は既に「被告がその製品を商品化しない義務づけ」でカバーされていると考えたためである。

### 原告に対する実際の効果

今回の裁判所の判断は非常に重要である。というのは今回の特許侵害は、被告の製品が、健康省によって登録されただけで、まだ販売されていなかった段階で防止されたからである。

2017年11月24日に、被告が上訴したため、当ケースはいまだ係争中となっている。

## ケース 11

### モスクワ市商事裁判所 訴訟番号 A40-112461/11-51-008

*Aventis Pharma S.A. (フランス) 対 Genfa LLC (ロシア)*

### 当事例の要約

Aventis Pharma は特許番号第 2144356 号を保有していた。Genfa LLC は特許番号第 2144356 号の侵害が主張される薬品 **DOCETERA** を輸入した。Aventis Pharma は Genfa LLC を特許侵害で訴訟を提起した。第一審は原告の請求をすべて認め、当該薬品の輸入を禁止し、被告に市場から当該薬品を回収し破壊することを義務づけた。被告は発明のすべての特徴を使用していないとの理由で上訴した。上訴裁判所は一審の判決を支持した。被告は再び破毀審に上訴した。破毀審は原判決を破棄し、再審理のために第一審に差し戻した。第一審は原告の請求を退けた。

### 訴訟に至る経緯

Aventis Pharma は特許番号第 2144356 号を取得した。一方で、アルゼンチンの会社 **Laboratorio Tutor** が同じ薬品である **DOCETERA** の健康省への登録を始めて、完了した。ロシア企業の Genfa LLC はアルゼンチン企業の **Laboratorio Tutor** が製造した薬品を輸入し、市場に投入した。Aventis Pharma の薬品売上額は同じ薬品が売られているため、減少した。

## 判決の要約及び要点

Aventis Pharma は Genfa LLC に対し特許侵害で訴訟を提起した。第一審は原告の請求をすべて認め、当該薬品の輸入を禁止し、被告に市場から当該薬品を回収し破壊することを命じた。被告は発明のすべての特徴を使用していないと主張し、上訴した。上訴裁判所は第一審の判決を支持した。被告は再び破毀審に上訴した。第一審は、法律条項を誤って使用したと主張した。民法第 1358 条では、侵害品が特許のすべての独立した特徴を使用している場合に、特許が侵害されていると判断すると規定している。

独立したクレーム 1 に示されるように、当発明はタキサン類の誘導体を含む注射用の組成物で、特徴は、タキサン誘導体を界面活性剤に、1 リットルあたり 200 ミリグラムまでの濃度で溶かした溶液の形で作られ、必要に応じ 5%未満のエタノールと水溶液を含む。

被告が販売している薬品 DOCETERA の使用指示書によると、製品は注射用の医薬製剤で、界面活性剤に溶かしたタキサン誘導体溶液及び抗ゲル添加剤（エタノール 13%）水溶液から構成されている。被告によると、当該製品は「必要に応じ 5%未満のエタノールを含む」特徴はなく、一方で特許のクレームはそのような特徴があり、したがって特許は侵害していない。

第一審は、原告主導の専門家による審査を命じた。専門家のレポートによると、特許クレームの特徴は選択の形式で示されており、つまり、タキサン誘導体溶液にエタノールが含まれる場合も含まれない場合もありうる。いずれの場合でも技術的に同じ結果が得られる場合には、特許クレームの特徴が選択的であると理解されうるが、本件はそうではないと、被告は主張した。

上訴裁判における本件の審理中に、被告は裁判所に専門家による再度の審査を求めた。上訴裁判所は、再度の専門家レポートの申立てを破棄したが、本件の公正かつ衡平な審理を受ける権利を侵害するものだと被告は指摘した。被告によると、最初の専門家レポートに合理的な疑いが存在しているため、再度の専門家レポートを命じるべきだと主張した。被告は、申立ての棄却が不正確な判断に結びついたとした。

被告は破毀審に下級審の判決を上訴した。破毀審は、訴訟手続の基本原則の一つは当事者の権利及び競争的な手続が公平であることだと指摘した。第一審による専門家の審査命令及び専門家レポートの評価は手続規則に違反し、手続規則の不正確な適用によるもので、この結果、誤った判決の採用につながったとの結論に破毀審は達した。

この結果、破毀審は、原判決を破棄し、第一審に再審理のために差し戻した。第一審は 2015 年 4 月に、破毀審の批判的なコメントとともに、本件を精査し、原告の請求を退けた。判決への控訴は可能であったが、それまでに特許が失効した（2013 年）ため、原告は上訴を行わなかった。

## 原告に対する実際の効果

原告は特許がまだ有効であった 2012 年に侵害者を提訴した。本件の審査には、関係者にとって特許の有効期間をはるかに超える時間がかかったため、原告は訴訟を継続する理由がなくなった。

本件から学ぶべきことは、特許のクレームを記載する際に最大限の注意を払う必要があるということだ。特許をかいくぐることを防ぐために、特許の実施態様を可能な限り含めなければいけない。

### (iii) 意匠侵害訴訟

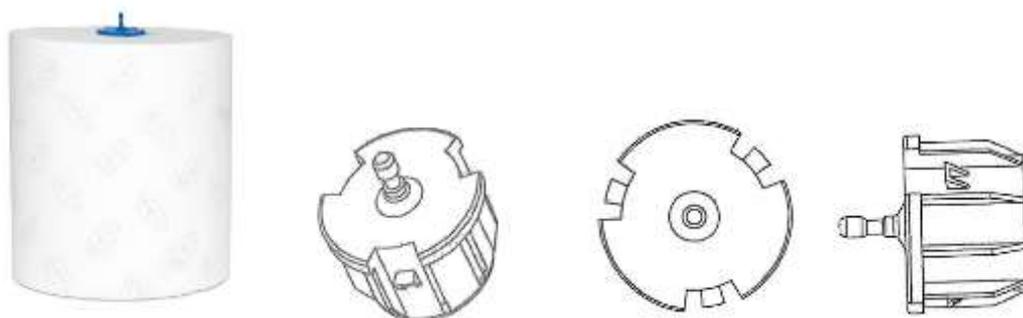
#### ケース 12

モスクワ市商事裁判所 訴訟番号 A40-53708/2015

SCA Hygiene Products AB (スウェーデン) 対 Bumaga City LLC (ロシア)

#### 当事例の要約

衛生用品の製造及び販売では世界的リーダーの一社である SCA (SCA Hygiene Products AB、スウェーデン、以下 SCA 又は原告) は、ロシアの貿易会社、Bumaga City LLC (以下 Bumaga City LLC 又は被告) に対する、モスクワ市商事裁判所における民事訴訟 (モスクワ市商事裁判所訴訟番号 A40-53708/2015) に勝利した。Bumaga City LLC は、Tork Matic® system のディスペンサー内で使用されている、特許取得済み工業意匠をコピーしたプラグ付きロールタオル (品番「БС 1-200-П-Матик」 / 「БС 1-200-ПМ」) を販売することによって、特許取得済みの知的財産に「ただ乗り」して、不当な利得を得ようとした。Tork Matic® system は、ロールタオルとシリンダー用のプラグ (ロシア特許工業意匠第 64483 号) から成っており、高い費用対効果でタオルを使用することを可能にし、SCA の先端的成果の一つだ (下記に図)。



#### 訴訟に至る経緯

被告は最も人気が高いディスペンサー用の交換部品をコピーしており、被告の交換部品をつけた有名なディスペンサー商品の比較表を持っていた。

2013 年 5 月 23 日に、SCA はサンプルを購入した。被告は、ロールタオル (БС 1-200-П-Матик) を 12 個、合計 2,595 ルーブルで販売した。停止通告書を作成し、Bumaga City LLC に送られた。被告は、模倣品の販売を中止し、将来にわたって販売を行わないと回答した。

しかしながら、2014 年 10 月 27 日に SCA は証拠を収集するため、再度購入した。さらに、ウェブページ ([www.bumagacity.ru](http://www.bumagacity.ru)、被告のウェブサイト) 上で、前述の製品が販売されているのを発見し、これは SCA の要求で作成された公証人によるレポートで証明された。

和解で問題を解決しようと数回試みた後、SCA は特許意匠侵害訴訟を 2015 年 3 月 26 日に提起した。

### 判決の要約及び要点

「シリンダー用末端プラグ」の工業意匠は、原告がロシアで特許を取得した（特許番号第 64483 号）（以下「工業意匠」）。

特許はシリンダー用のプラグに与えられ、以下の特徴を持つ。

- 皿形の底面を持つシリンダーをベースとした覆いの存在
- 覆いの側面上に角柱の突起物の存在
- 覆いの皿形の底面と側面に台形の凹部の存在
- 覆いの皿形の底面と側面の台形の凹部が一直線に配列
- 直径が異なる 3 つのシリンダー型の部品から成る、皿形の底面から垂直に突き出したピン（円錐型の部品によって覆いの皿形の底面につながっている）の存在

被告は、2013 年から 2015 年に、ウェブサイト ([bumagacity.ru](http://bumagacity.ru)) において販売の申し出を行い、実際に、プラグ БС-1-200 П-Матик を付けたロールタオル МАТИК を販売した（これは、サンプル購入、公証人のレポート、SCA の特許弁理士の専門家としての意見によって確認されている）と原告は主張した。被告がプラグ БС-1-200 П-Матик に、特許を持つ工業意匠を使用することに原告は同意しておらず、被告の行動は違法で、原告の独占的権利を侵害していた。

ロシア工業意匠特許を取得した特徴、販売された製品、及び問題の製品を販売しているウェブサイトからの画像を比較し、モスクワ市商事裁判所は、被告によって販売された製品は工業意匠第 64483 号のすべての本質的特徴を備えていると結論付けて、原告を支持する判決を言い渡した。

このようにして SCA はモスクワ市商事裁判所の本件に勝訴した

[http://kad.arbitr.ru/PdfDocument/9f148fe9-1792-4369-97a4-3b358aaa126a/A40-53708-2015\\_20150916\\_Reshenija\\_i\\_postanovlenija.pdf](http://kad.arbitr.ru/PdfDocument/9f148fe9-1792-4369-97a4-3b358aaa126a/A40-53708-2015_20150916_Reshenija_i_postanovlenija.pdf)（判決日は 2015 年 9 月 16 日）。裁判所の判決は以下のとおり。

- SCA Hygiene Products AB が保有する工業意匠第 64483 号を Bumaga City LLC が、販売の申し出、販売、さもなければ、ロシア連邦領土内で商行為に従事する、又は前述の目的のためにプラグ No. БС-1-200-ПМ、及びタオルがついたシステム（МАТИК БС-1-200ПМ）を保管することを禁止
- Bumaga City LLC が品物（プラグ БС-1-200-ПМ、及びタオルがついたシステム МАТИК БС-1-200ПМ）を破壊することを義務づけ
- Bumaga City LLC から SCA Hygiene Products AB に対して 15 万ルーブルの補償金、及び公式費用 1.65 万ルーブルの支払いを命令

被告は判決に対して上訴し、専門家審査及び被告による販売の対象となったプラグの出所を原告が書類に記載しておらず、それをもって得た弁理士の結論は、侵害の事実を裏付け

る十分かつ適格な証拠とはなりえないと主張した。また、第一審は補償金についても判断を誤ったと考えていた。

しかしながら、第 9 上訴裁判所は上訴を棄却した。弁理士の意見と併せて、第一審が、提供された製品サンプル（商業行為の開始は本件の資料で適切に確認された）を独立して審査した上で、工業意匠が当該製品で使用されたと結論付けたとの判断による。裁判所が、商業利用されている製品の工業意匠の使用について判断することは、過去の裁判所の行動によって、特に、知的財産権裁判所による、訴訟番号 40-92869/2013 における 2015 年 6 月 26 日の判決（判決番号 C01-492/2015）によって裏付けられる。

### 原告に対する実際の効果

SCA は、独立した、法廷での特許審査を行うことなく、「ロールタオル用末端プラグ」への特許権を成功裏に行使した。このような手法は続き、「ダイソン」掃除機のケースでも確認できる。このケースは、特許取得済み意匠の本質的特徴のすべてが模倣品で使用された（訴訟番号 A40-196306/2015 に関する知的財産権裁判所の 2016 年 8 月 29 日の判決（判決番号 C01-700/2016））。このような手法は、2014 年 10 月 1 日のロシア民法第 IV 部改訂の観点からも重要である。改訂された民法によると、「特許を付与された意匠は、ある物品がその意匠の本質的特徴すべて、又はその意匠と同じ全体的な印象を、情報に通じた消費者にもたらす特徴の同等の組み合わせを有する場合、意匠及び物品が類似する機能を持つことを条件として、当該意匠は当該物品に使用されたものとされる。」

### ケース 13

モスクワ地域商事裁判所 訴訟番号 A41-213/2014

SAVERGLASS (フランス) 対 Glass Décor LLC (ロシア)

### 当事例の要約

フランスの SAVERGLASS company は、アルコール飲料向けの瓶の意匠について特許を取得していた（特許番号第 58852 号）。



その後、同社は模倣された瓶を市場で発見した。



侵害者は類似した瓶を販売していた。

当初は、侵害者の一社である、Glass Décor LLC を訴えた。第一審及び上訴裁判所は原告の請求を認めた。知的財産権裁判所は原判決を破棄し、再審理のために第一審に差し戻した。本件を新たに審理している間、原告は新たに侵害者2社、Glass Décor Glassworks 及び産業グループ「Glass Décor」を訴えた。再審理の結果、原告を支持する判決が言い渡され、侵害品の瓶は生産が中止され、原告は各侵害者から多額の補償金を得た。

### 訴訟に至る経緯

SAVERGLASS company はアルコール飲料向け瓶の意匠特許を得て、市場で製品を販売していた。同社は市場及びインターネットで侵害品の瓶を発見し、和解を目指したが、この戦略は失敗し、侵害者を訴えることを決定した。

### 判決の要約及び要点

SAVERGLASS は市場で自社の特許権を侵害している瓶を発見した。同社は警告レターを侵害者に数回送付し、和解を目指した。侵害者は請求を拒絶し、独自の瓶を使用していると主張した。その後、特許所有者である SAVERGLASS は Glass Décor を特許侵害で提訴した。事実認定のために、侵害が主張される瓶における本質的特徴の有無を確立する必要がある。特許の本質的特徴及び被告の抗弁は以下のとおり。原告特許：瓶の肩部分が水平 — 被告：水平ではなく、傾斜している。原告の特許：瓶の首は底に向けて広がる円錐 — 被告：首は水平。第一審は本件を審理し、原告の請求を認めた。被告は判決に対し上訴した。上訴裁判所は専門家による、侵害が主張される瓶の審査を命じた。専門家のレポートによって、本質的特徴のすべてが被告の瓶で使用されていたことが確認された。被告は、専門家の審査に使用された瓶は自分のものではないと主張した。しかしながら、原告は事前に用心して、公証人に被告のウェブサイトを証明させておいた。被告は同一の瓶を宣伝していたため、裁判所は被告の主張を破棄し、第一審の判決を支持した。

被告は上告審として、知的財産権裁判所に上訴した。第一審は、被告が望んだにもかかわらず、専門家のレポートを命じることなく判決を言い渡した点を知的財産権裁判所は、指摘した。上訴裁判所における本件の審理の間、専門家レポートが命じられた。この目的のためにサンプルの瓶が必要であった。原告は、第一審での判決後に購入した瓶を提供した。ファイルの書類では、それらの瓶の製作メーカーが明確ではなく、瓶にその点を示すものもなかった。被告は専門家の審査に供された瓶の製作を否定した。それにもかかわらず、上訴裁判所は瓶の由来を調査せず、公証人が証明したウェブサイト依存した。

その上、上訴裁判所は証拠として記録された瓶について決定を下すべきであったと知的財産権裁判所は、述べた。被告によると、由来の不明な瓶が専門家の審査対象となったことが、事実状況に対応しない結論につながる司法行為を生んだ。上訴裁判所はこのような状況を評価しなかった。

さらに、上訴裁判所がファイル上の証拠及び追加の証拠にしたがって本件を審理すべきだったと、知的財産権裁判所は述べた。今回のケースでは、裁判所は原告が証拠（瓶）を第一審に提出する機会があったかどうか、またできなかったのであればその理由は正当化できるものかどうか調査していない。

知的財産権裁判所は、手続規則違反があったと結論付け、第一審及び上訴裁判所の判決を破棄し、再審理のために第一審に差し戻した。

第一審における本件の再審理中に、原告は請求を明確にし、係争中の瓶を取引していた Glass Décor Glassworks 及び産業グループ「Glass Décor」の 2 社を訴訟に加えた。

意匠の本質的特徴は、その審美的及び人間工学的な特性を決定するものだと裁判所は、述べた。本質的特徴は、線、輪郭、装飾などであり、意匠の視覚的印象を決定する。行政規則に従うと、その本質的特徴の組み合わせが、近接した、以前の芸術品（本件の場合、当該特許意匠）と混同するほど類似しているならば、審査対象のサンプルを特徴づける本質的特徴は創造的性格によって条件付けられたとは認められない。

この結果、裁判所は原告の請求を認めた。今回は、被告は控訴しなかった。

### 原告に対する実際の効果

原告は、望んでいた判決を手に入れた。侵害品の瓶は生産が中止され、各侵害者はそれぞれ、100 万ルーブル及び国の費用を支払うことを命じられた。勝訴につながった重要な状況は、侵害品の瓶を宣伝している侵害者のウェブサイトへの公証人の認証を原告が得ていたことだ。本件は 1 年以上係争し、2016 年に決着した。

### (iv) 著作権侵害訴訟

#### ケース 14

#### スベルドロフスク地域商事裁判所 訴訟番号 A60-25829/2014

*Autodesk Inc (米国) 及び Altium Limited (豪州) 対 Reltec LLC (ロシア)*

#### 当事例の要約

このソフトウェア侵害事例は、国際的な著作権に関する慣行を採用してきたロシアの裁判所の法的対応を示している。ロシアの裁判所は、著作権所有者の許可なくソフトウェアがコンピューターに記録され、ソフトウェアをローカルコンピューターに保存することは著作権侵害になると認識している。

米国及び豪州の企業（それぞれ、Autodesk Inc と Altium Limited）が原告で、ロシアの企業 Reltec LLC を相手取り、2014 年にスベルドロフスク地域商事裁判所に訴訟を提起した（訴訟番号 A60-25829/2014）。

本件は約 2 年続き四審まで争われた。判決は、被告の行為は許諾を受けてないソフトウェアのコピーをパソコンに違法に保存することを目的としていたと認め、多額の補償金の支払いを命じた。2016 年 1 月に最高裁判所は下級審の判決を支持した。

決定は次のリンクから参照可能できる <http://kad.arbitr.ru/Card/26bbfcf9-381d-46f6-8f4e-dda4a27cffd4>。

#### 訴訟に至る経緯

2014 年 6 月に、第一審は、予備的差止め命令を出した。特に、侵害の証拠を保全し、証明するために被告の事務所で調査を行った。

2015年2月に、第一審は、判決を言い渡した。それは、被告がローカルコンピューターに、許諾を受けてないソフトウェアのコピーを保存したことは違法であると認め、コンピューター・プログラムの違法な保存に対する法定損害賠償金として、著作権保持者宛てに約1万2,900米ドル、及び約5万2,700米ドルの支払いを命じた。

2015年5月には、上訴裁判所が第一審のアプローチを確認及び支持し、争われた第一審の判決を有効とする決定を下した。

3か月後の2015年8月に、知的財産権裁判所は下級審の立場を支持し、結果として被告による上訴を棄却した。

2016年1月には、最高裁判所は、再審理を求める被告の上訴を棄却した。

### 判決の要約及び要点

2014年中頃、Autodesk Inc（米国）及びAltium Limited（豪州）はソフトウェア無許可使用に関する証拠保全のために、スベルドロフスク地域商事裁判所に、予備的差止めを提起した。裁判所は請求を認め、被告の事務所を調査し、被告のローカルコンピューターを調べることが決定した。

上記の決定に従い、執行官とIT専門家が被告の事務所を訪れてパソコンを調べ、以下のコンピューター・プログラムがそこにインストールされていることを発見した：P-CAD 2002、P-CAD 2006、Altium designer 2004、Autodesk AutoCAD 2006、Autodesk AutoCAD 2007 Ⅱ、Autodesk AutoCAD 2010

次の段階として、同じ商事裁判所において、訴訟が侵害者に対して提起されたが、これは、著作権保持者が前述のコンピューター・プログラムの使用ライセンスを供与したことがなかったためである。

原告は、被告がソフトウェア製品の違法な使用に対して法定補償金としてそれぞれ、1万2,900米ドル及び5万2,700米ドルを支払うように請求した。補償金額は、ソフトウェアライセンスで適用されるロイヤリティー料率を用いた金額及び著作権保持者が提供する情報に基づくものである。

被告は原告のソフトウェアへの著作権は認め、これらのソフトウェア製品がパソコンにインストールされていた事実は争わなかった。

しかしながら、被告側の戦略は、ソフトウェアをコンピューター上に単に保存しているだけでは、著作権保持者の許諾が必要な著作物の使用にあらず、その結果、そのような保存は著作権侵害に該当しないという主張をすることであった。さらに、被告ではなく、第三者がコンピューターにソフトウェアをインストールしたとして、被告は、請求に異議を唱えた。係争中のソフトウェアは、被告がパソコンを購入した時には既にパソコンにインストールされていたとした。補償金額については、被告の取った唯一の行為は許諾を得ていないソフトウェアがインストールされたコンピューターを購入しただけであり、請求された金額は高すぎると主張した。

第一審は、本件のあらゆる状況を精査し、1886年の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約で最初に規定され、その後ロシアの法制度の中で受け入れられ、発展してきたアプローチを適用した。

2015年2月に、裁判所は、ソフトウェアは文芸作品として認識され、保護されるべきだと説明した。コンピューター・プログラムはデジタル的（電子的）性質を持っているため、コンピューターやその他電子機器上に保存したソフトウェアは、ソフトウェアを再生産したものと考えるべきだ。このルール唯一的例外は、ソフトウェアが適切に機能することを目的とした技術プロセスの不可欠な部分として、ソフトウェアをコンピューター上に一時的にインストールし、保存する時だ。

したがって、ソフトウェアをコンピューター上にインストール／記録することが著作権保持者の許諾の下に実行されたなら、コンピューターの保有者（社）はコンピューター・ソフトウェアの合法的使用者として扱われる。裁判所は、原告が示した法定補償金の計算方法にも同意した。

被告は諦めることなく、2015年3月に上訴裁判所に訴えた。この時は、被告は原判決が棄却されるようにあらゆる努力をした。前回の抗弁に加え、原告は係争中のソフトウェアへの著作権を適切に証明していないと被告は主張した。

2015年5月、上訴裁判所は、被告の上訴の審理を完了し、第一審の判決を支持した。上訴裁判所は第一審が正しい方法で決着させたことを確認した。また、上訴裁判所は、当事者が第一審では提出できなかった場合を除き、上訴の際に新証拠は提出できないと述べた。著作権の証明に関しては、被告が第一審において、著作権の所有に異議を唱えることなく認め、認識していたことから、上訴裁判所で、著作権の所有について争ったり、否定したりすることはできないと裁判所は、合理的に判断した。

2015年7月、被告は知的財産権裁判所に上訴した。しかしながら、知的財産権裁判所は、上訴裁判所及び第一審と同じ法的対応をとった。知的財産権裁判所は、上訴された判決を支持し、上訴を棄却した。

2016年1月には、ロシア連邦最高裁判所が被告の再審理を求める上訴を棄却した。最高裁判所は、係争案件に関連する法及び規則は裁判所によって適切に適用、解釈されており、重大な、又は手続上の規則違反は今回の件では見当たらないとした。

### 原告に対する実際の効果

本件は、戦略的及び商業的見地からみて、効率的であった。原告は、他のすべての不正ユーザーに対して、著作権を成功裏に執行し、多額の法定損害賠償を得ることができることを警告した。さらに、本件は、コンピューター上にソフトウェアを保存することは、著作権保持者からの許諾が必要なソフトウェアの使用とみなされることを示した。

### ケース 15

#### モスクワ市商事裁判所 訴訟番号 A40-137876/2015

*Carte Blanche Greetings Ltd. (英国) 対 (Chocolate Toy LLC (ロシア) など*

### 当事例の要約

2015年に、英国の Carte Blanche Greetings Ltd.が著作権侵害訴訟を、ロシア企業6社に対して提起し、「Me To You My Blue Nose Friends」シリーズの羊のキャラクターである

Cottonsocks の意匠が使用されたと原告が主張する玩具を販売した被告の行為に対する補償金を請求した。下記に原告の意匠作品のイメージを掲載した。



主な被告は、「Zhuzha」という名称の羊の玩具と一緒に売られている菓子製品を生産している Chocolate Toy LLC だ。その他の被告 5 社は、市場で「Zhuzha」のついた菓子を販売した小売業者だ。



訴訟は、モスクワ市商事裁判所に提起された（訴訟番号 A40-137876/2015）。

#### 訴訟に至る経緯

2016 年 8 月 26 日の決定によって、モスクワ市商事裁判所は原告の請求を棄却した。

原告は、第一審の判決を第 9 控訴商事裁判所に上訴した。2016 年 12 月 1 日の決定によって、第 9 控訴商事裁判所は、モスクワ市商事裁判所の判決を支持した。

原告の破棄を求める上訴を考慮した上で、知的財産権裁判所は、2017 年 4 月 25 日付で判決を言い渡し、採用されてきた判断を支持した。

本件に関する司法判断について、ロシア連邦最高裁判所司法審議会への上訴はなかった。

#### 判決の要約及び要点

Carte Blanche Greetings Ltd. は紛争中の製品の製造会社で、重要な被告である、Chocolate Toy LLC を訴えた。

請求を裏付けるために、被告が販売している羊の玩具「Zhuzha」が、原告作品のまったくの模倣である点に原告は言及した。

裁判所は原告の請求を棄却し、被告の抗弁を認めた。それは Chocolate Toy LLC は芸術家の Lyubov Yunal 女史が作り出した独自の羊のキャラクターを使用したもので、同女史は Sweety シリーズから 8 つの Small Miracle キャラクターのイメージを作り出し、その中に Sheep 「Zhuzha」のイメージが含まれており、再生産、改作の権利を含む使用権を、独占的ライセンス契約のもとで Chocolate Toy LLC に与えたというものだ。

独占的ライセンシーの権利行使として、Chocolate Toy LLC は、玩具及びその他の会社製品のデザインも職務である、従業員の Boris Prokhorov 氏に、イメージに基づいて Sheep 「Zhuzha」の三次元のフィギュアを開発するよう指示した。こうして 2014 年 4 月に三次元

の羊の玩具「Zhuzha」が創り出され、Chocolate Toy LLC によってロシア連邦特許番号第 95071 号として工業意匠登録された。

芸術家の Lyubov Yunal 女史が独自の作品を作り出し、もう一方の作成者である、Boris Prokhorov 氏が二次創作物を作り出したもので、独立した著作物性対象物、その後、工業意匠として法的保護が認められるものだと裁判所は述べた。被告による玩具の工業意匠登録にあたり、ロシア PTO は「Zhuzha」のクレームされた外観を民法第 1352 条に定められた特許性基準に基づき審査し、その二次創作物に新規性及び独自性を認めた。

原告作品のまったくの模倣品であるとの原告の申立てに抗弁するために、紛争中の玩具を比較分析し、模倣ではないと合理的に結論付けたモスクワ国立工芸及び応用美術ストロガノフアカデミーの専門家意見を、Chocolate Toy LLC は提出した。同時にその専門家は、Cottonsocks the Sheep と Zhuzha the Sheep のキャラクターが両方ともに示している類似した要素（座り方、子供のようなプロポーションなど）は、この種の玩具が本来もっているものであり、独創性のあるものではないとした。

第一審で本件を審理する際に、第一審は、原告に対し、被告の製作者が原告の作品に気づく物理的機会（それによって被告の作品を製作する可能性があった）が存在したことを証明するよう求めた。裁判所は、特に、Lyubov Yunal 女史がイメージを作り上げる日付以前にロシア連邦内で原告の羊のイメージを冠した製品が販売されていたことを確認する書類の提出を求めた。しかし、原告は、そのような証拠を提出できなかった。これらの証拠が提出されない中、裁判所は、紛争中の作品に対する Lyubov Yunal 女史の著作権が証明されたものと認め、その作品の使用時には、被告による原告への権利侵害はなかったとした。裁判所は、異なる作成者による独立した作品の創造が存在する客観的証拠が存在したとし、上記の作品は同じ法による保護の対象となるとした。

### 原告に対する実際の効果

本件は、同時に著作権保護されうる独立した作品が存在し、このような作品の共存の可能性があることを裁判所が認めた最初の判例の一つだ。

### ケース 16

#### モスクワ市商事裁判所 訴訟番号 A40-13480/14

*August Gerstner Ringfabrik GmbH&CO. KG* (ドイツ) 対 *Jewelry Company ALMAZ LLC* (ロシア)

### 当事例の要約

ドイツに本拠を置く法人、August Gerstner Ringfabrik GmbH&CO. KG は、結婚指輪の意匠（モデル番号第 2E217-28030-6 号）について著作権を保有しており、この著作権は、装飾品（うち宝飾品類）に関する意匠の国際登録（2008 年 5 月 9 日登録番号 DM/070 868）及び 2005 年 7 月 1 日の労働契約によって確認されている。

1993 年創業のロシアを本拠とする法人、ALMAZ LLC は、宝飾品会社であり、約 200 の自社ブランドショップをロシア中に展開している、広大なフランチャイズ網を持ち、宝飾品

製作も行っている。同社はウェブサイト <http://www.almaz-comp.ru> を含み、結婚指輪（モデル番号第 1141 号）の製造、販売促進、販売申し出をロシアで行っていた。



August Gerstner Ringfabrik GmbH&CO. KG は、結婚指輪（モデル番号第 1141 号）が結婚指輪（モデル番号第 2E217-28030-6 号）の再生品だと判断し、宝飾品会社 ALMAZ LLC に対し著作権侵害で訴訟を提起した。

結婚指輪（モデル番号第 2E217-28030-6 号）の再生品である事実は、August Gerstner Ringfabrik GmbH&CO. KG の専門家の意見によって証明された。

公証人が認証した、侵害を主張している結婚指輪の販売申し出が掲載されている被告のウェブサイトのプリントアウト、及び被告によって発行された、購入品情報（名前、品物の数量、価格、購入日時、販売者の納税者番号など）が記載された購入領収書によって侵害の事実が確認された。

#### 訴訟に至る経緯

August Gerstner Ringfabrik GmbH&CO. KG は結婚指輪（モデル番号第 2E217-28030-6 号）の再生品である結婚指輪（モデル番号第 1141 号）の販売禁止、結婚指輪（モデル番号第 1141 号）の製造、販売、印刷物及びインターネット上（ウェブサイト <http://www.almaz-comp.ru>）で結婚指輪（モデル番号第 1141 号）の宣伝を行う際に、結婚指輪（モデル番号第 2E217-28030-6 号）の使用禁止、補償金 11 万 1,991.74 ルーブルの支払い、結婚指輪のテスト購入費用 1 万 7,890 ルーブル、公証人向け費用 1 万 2,850 ルーブル、専門家意見への費用 5 万ルーブルの払戻しを請求した。

August Gerstner Ringfabrik GmbH&CO. KG はオリジナルの結婚指輪（モデル番号第 2E217-28030-6 号）の費用の倍額を補償金として請求した。

第一審は、結婚指輪（モデル番号第 1141 号）が結婚指輪（モデル番号第 2E217-28030-6 号）の再生品であることを認定し、請求の一部を認めた。裁判所は結婚指輪（モデル番号第 1141 号）の流通、結婚指輪（モデル番号第 1141 号）の製造、販売、印刷物及びインターネット上（ウェブサイト <http://www.almaz-comp.ru>）で宣伝を行う際に、結婚指輪（モデル番号第 2E217-28030-6 号）の再生意匠の使用禁止、宝飾品会社 ALMAZ LLC から August Gerstner Ringfabrik GmbH&CO. KG に、補償金 3 万 5,780 ルーブルの支払い、5,715.70 ルーブルの結婚指輪のテスト購入費用の払い戻し、6,022.40 ルーブルの公証人向け費用の払い戻し、1 万 5,974.40 ルーブルの専門家意見への費用の払い戻しを認めた。裁判費用、つまり請求を審理する国への費用は、4,780.20 ルーブルとなった。

被告は指輪が異なる意匠を持ち、被告の従業員の独立した創作物であるとして上訴した。上訴裁判所は第一審の判決を支持した。

被告は再び、破毀審へ上訴した。破毀審は、第一審及び上訴裁判所の判決を支持した。

## 判決の要約及び要点

August Gerstner Ringfabrik GmbH&CO. KG は、宝飾品会社の ALMAZ LLC を結婚指輪に関する著作権侵害で訴訟を提起した。第一審は、非物的請求はすべて認め、物的請求は部分的に認めた。特に、裁判所は、侵害結婚指輪の流通、被侵害結婚指輪の再生した意匠の製作、販売、印刷物及びウェブサイト (<http://www.almaz-comp.ru>) 上での広告での使用を禁止した。しかしながら、裁判所は著作権侵害への August Gerstner Ringfabrik GmbH&CO. KG への補償額を 11 万 1,991.74 ルーブルから 3 万 5,780 ルーブルへ減額した。これは、補償額がオリジナルの指輪のコストではなく、模倣指輪のコストに基づかなければならないという事実のためだ。裁判所は裁判費用、つまりサンプル購入費、公証人への費用、専門家意見の取得費を減額した上で、認めた物的及び非物的請求に比例して、August Gerstner Ringfabrik GmbH&CO. KG への支払い額を裁定した。

被告は、当該指輪は意匠が異なっており、被告の従業員によって独立して、世の中にある天然素材（つまり、クロコダイルの皮）を用いて創作されたとして、上訴した。上訴裁判所は第一審の判決を支持した。上訴裁判所の判断は、専門家の意見及び審理中に指輪を調べた裁判官自身の意見に基づいており、問題の指輪は似通っていると結論付けた。特に、被告の指輪は原告の指輪の意匠の主な特徴／要素をすべて含んでおり、したがって宝飾品市場に既に存在していた指輪に基づいて製作されたと裁判所は、述べた。被告は従業員による、独立した創作物であることを示す証拠を提供できなかった。さらに、裁判所は天然素材の使用自体は、新しい意匠の創作にはつながらないとも述べた。

被告は再度、破毀審へ上訴した。破毀審は、第一審及び上訴裁判所の判断を支持した。

破毀審の判断は、本件の以下の状況に基づく。

- 原告は指輪への著作権を適切に確認した。
- 原告は被告による指輪の使用を適切に確認し、被告もそれを否定しなかった。
- 裁判所が他の証拠とともに分析し、評価した専門家の意見によって問題の指輪が再生品である事実が確認され、被告も否定しなかった。
- 当該指輪の再生について著作権所有者の許可がなかった。
- 問題の指輪が被告の従業員による独立した創造物である事実を裏付ける証拠がなかった。

## 原告に対する実際の効果

新製品を発表する前に、市場調査（市場の特定セグメントへの詳細な調査）を行うことが望ましい。

## (2) 刑事事件

### (i) 商標権侵害 — 偽造

#### ケース 17

モスクワ ルブリンスキー地方裁判所刑事事件 訴訟番号 1-959-14

#### 当事例の要約

刑事事件 訴訟番号 1-959-14 は、商標権侵害に対して刑法が適用された例である。

本件では、有罪となった人物は個人起業家の Gerasimov E.E.氏で、共犯を使って偽のナイキ、アディダス、シャネルの製品を国内小売市場で販売したのだ。

#### 起訴に至る経緯

警官がサンプルを購入し、その結果、警察は様々な違法販売の証拠を得た。さらに、警察は以下を監視した。

- どのように侵害者が偽物を彼の保管設備への運搬を命じているのか
- どのように侵害者が見込み客と交渉しているのか
- どのように侵害者が偽物をモスクワ内で移動させているのか

十分な証拠を収集した後に、警察はその人物の施設へ手入れに入り、偽物を押収した。

このように、この刑事事件は 100 を超す偽物が特徴である。

捜査後に、本件は一般的管轄権を持つ裁判所に送られた。本件は検察官が被疑者を起訴した。

#### 判決の要約及び要点

軽減要素（健康状態、家庭の事情など）を考慮して、裁判所は商標権侵害で 2 年の懲役・禁固を科した。

#### 検察に対する実際の効果

本件は、商標権侵害が繰り返し行われた場合は、刑罰が懲役・禁固となることを示した。

#### ケース 18

モスクワ・ナガチンスキー地方裁判所刑事事件 訴訟番号 1-660/11

#### 当事例の要約

個人である Kremlyakov 氏は、グループや支配下の会社とともに、使用済みカートリッジの組み立て、及びビューレット・パッカードやサムソンなど異なる商標での流通をモスクワ内で組織した。警察は手入れを行い、偽物とされる品物を差押えによって押収し、刑法第 180 条 (3) の商標権侵害で Kremlyakov 氏に対する刑事訴訟を開始した。

刑事訴追の結果、モスクワ地域ソルネチノゴルスキー市検察官は本件をモスクワ・ナガチンスキー地方裁判所に提訴し、裁判所は、商標権侵害での刑事責任を認め、侵害者に 2 年間の執行猶予判決を下した。

## 起訴に至る経緯

警察官は、サンプルの購入から本件の捜査を開始し、偽物の見本を手に入れた。さらに、警察は、以下を監視した。

- どのように侵害者がカートリッジを再利用しているのか
- どのように見込み客と関係を作るのか
- どのように偽物を顧客に販売するのか

十分な証拠を収集した後、警察は侵害者と関係する事業体の建物に手入れに入り、偽のカートリッジを押収した。ヒューレット・パッカード、サムスン、ゼロックスなどいくつかの商標への侵害があった。

捜査に成功した後に、本件はモスクワ・ナガチンスキー地方裁判所に提訴された。本件は検察官が被疑者を起訴した。

## 判決の要約及び要点

2011年8月17日、本件のすべての状況、資料、関連証拠を審理し、刑法第180条(3)に基づいて商標権侵害で有罪とし、Kremlyakov氏に執行猶予判決を下した。

裁判所命令によると、商標権所有者への損害は非常に巨額だ。Kremlyakov氏及び関連企業の違法行為によって、例えば、サムスン電子は469万7,472ルーブルの損害を受けた。

## 検察に対する実際の効果

本件もまた、刑事訴訟が商標権侵害に対し、特に、いくつかのブランド所有者の利益が影響を受けていたり、侵害が繰り返されたり、損害が大きな金額（例えば、25万ルーブル超）にのぼる時に、好結果を生む選択肢となり得ることを示した。

本件は、刑事訴訟の中で、商標権所有者は請求する権利を所有しており、裁判所は、懲役・禁固を申し渡したり、執行猶予をつけたりすることが認められることを示した。

したがって、多くの実際のケースでは、商標権侵害全体に対して刑事訴訟は最も効率的で複雑な法の執行となりうる。

## ケース 19

モスクワ・ソルネチノゴルスキー地方裁判所刑事事件 訴訟番号 1-223/16

### 当事例の要約

Lutikov K.D.、Alexandrov A.I.、Volkov R.G.、Mikin S.A.、Andreev S.M.及び Vorobieva からなる、個人グループが、LIQUI MOLY、CASTROL、MOBIL、SHELL、JOHN DEERE やその他多数の異なる有名ブランドの商標権を使用した自動車オイルの製造販売を、ソルネチノゴルスキー市で組織していた。警察は手入れに入り、偽物とされる物品を差押えによって押収し、グループ全員に対し、刑法第180条における商標権侵害で刑事訴訟を開始した。

刑事訴追の結果、モスクワ地域ソルネチノゴルスキー市検察官は本件をモスクワ・ソルネチノゴルスキー地方裁判所に提訴し、裁判所は、グループ全員が商標権侵害で有罪かつ法的責任を負っていることを認め、各有罪人（侵害者）に対して60万から65万ルーブルの

罰金を政府へ支払うことを科した。刑事訴訟の勝利によって、70 トンを超えるオイル、8 万個を上回るパッケージ（缶）が押収され、破壊された。

### 起訴に至る経緯

警察官は、本件の捜査をサンプルの購入で開始し、見本（偽物）を手に入れた。さらに、警察は、以下を監視した。

- どのように侵害者はオイルを生産しているのか
- どのように侵害者は見込み客との関係を作っているのか
- どのように侵害者は、偽のオイルを低価格で顧客に販売しているのか

十分な証拠を収集した後、警察は侵害者に関係する建物に手入れに入り、偽物の品物とパッケージを押収した。70 トンを超えるオイルと、LIQUI MOLY、CASTROL、MOBIL、SHELL、JOHN DEERE などの異なる有名ブランドがつけられた 8 万缶のパッケージ（缶）があった。

捜査に成功した後、本件はモスクワ・ソルネチノゴルスキー市地方裁判所に提訴された。本件はモスクワ・ソルネチノゴルスキー市検察官が被疑者を起訴した。

### 判決の要約及び要点

2016 年 7 月 27 日に、本件のすべての状況、資料、関連証拠を審理し、刑法第 180 条に基づいて商標権侵害を認め、各有罪人（侵害者）に対して 60 万から 65 万ルーブルの罰金を政府へ支払うことを科した。裁判所は、また、偽物の破壊を命じた。2016 年 8 月 15 日、裁判所はまた、侵害者全員の刑を明確化する補充の決定を行った。

さらに、刑事訴訟中に、Deere & Company などの商標権所有者が侵害者による損害の回復を求め、民事訴訟を起こした。侵害者の年間利益は、関係するすべてのブランドの偽物を販売することによって 120 億ルーブルにのぼった。裁判所が請求された損害額を満額認めることを決定したため、これらのブランド所有者の多くは、損害を回復することに成功した。

### 検察に対する実際の効果

本件もまた、刑事裁判が商標権侵害に対し、特に、侵害が繰り返されていたり、損害が大きな金額（例えば、25 万ルーブル超）にのぼる時に、好結果を生む選択肢となり得ることを示した。

本件は、刑事訴訟の過程で、商標権所有者は、関連する損害の回復に対して権利を有しており、そのような場合の刑事訴訟のケースが、商標権侵害の民事訴訟に何らかの影響を与える可能性があることを考慮すると、その回復に成功する可能性がある。

したがって、多くの実際のケースでは、商標権侵害全体に対して刑事訴訟は最も効率的で複雑な法の執行となりうる。

### (ii) 特許権の侵害

#### ケース 20

Chuvash 共和国 Mariinsko-Posadsky 地方裁判所における刑事訴訟番号 1-2/2015

## 訴訟の概要

Galen LLC は、産業用建設、土木、電力業界、道路建設業界向けに、最新の複合材料を生産している。同社は、「コンクリート強化のためのロッド（特許番号 2220049）」、「ナノコンポジット材料（特許番号 2404201）」及び「強化要素（特許番号 2410505）」の発明で特許を保有している。

Galen LLC の製品は、ロシア及び欧州諸国において、様々な構造の建設事業で積極的に用いられている。さらに、Galen 社のウェブサイトの情報によると、同社の製品は、Abu Dhabi（アラブ首長国連邦）における Louvre 美術館の建設に用いられた。

Galen 社の代表者は、同社の製品に類似した商品の販売に関する情報、さらには当該製品の製造に必要な生産ラインの販売に関する情報を、インターネット上で発見した。

上記の情報に基づき、Galen 社は、同社の特許権の侵害についての明白な根拠をもって、警察の捜査を請求した。

警察当局が実施した捜査の結果、Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov の両名が Galen 社の製品に類似した製品の製造、並びに販売促進及び販売を取り仕切っていたことが判明した。

さらに、Mr. Vinokurov が、2006 年から 2011 年まで Galen 社の機械技師であり、Mr. Petrov が、2009 年から 2011 年まで同社の化学技師であったことも判明した。

Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov は、その地位及び履行した職務によって、特許を受けた発明に関する情報を得ていた。さらに、両者は、Galen 社が保有する特許で保護された商品の生産に必要なすべての知識及びスキルも取得していた。

Galen 社を解雇された後、Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov は、建物を借りて、生産ラインを構築した。

また、両者は従業員を雇用したが、中には以前 Galen 社に勤務していた者も含まれていた。

Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov に対する刑事訴訟が提起された。これは、刑法第 147 条（発明及び特許の権利の侵害）に基づく、両者の行為における犯罪の構成要件の存在に関連するものであった。Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov が生産した商品に関連する包括的な特許技術の専門家が、刑事訴訟の枠組みの中で任命された。

専門家は、次の事実を明らかにした。

- － 独立請求項「コンクリート強化のためのロッド（特許番号 2220049）」の 11 件の構成要件のそれぞれが、Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov が生産した複合強化バーに用いられていた。
- 独立請求項「強化要素（特許番号 2410505）」の 6 件の構成要件のそれぞれが、Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov が生産した複合強化バーに用いられていた。
- 独立請求項「ナノコンポジット材料（特許番号 2404201）」の 6 件の構成要件のそれぞれが、Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov が生産した複合強化バーに用いられていた。

さらに、包括的な専門家の審査は、上記の刑事訴訟においても実行された。専門家は、Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov の行為によって、Galen 社は重大な損害を被ったと結論付けた。

上記の刑事訴訟は、普通裁判所に付託された。Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov が刑法第 147 条（発明及び特許の権利の侵害）に基づき、有罪であると認定する十分な証拠があったからである。

### 上記の訴訟に至る経過

2011 年 9 月 – Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov が強化バーの生産を取り仕切った。これは Galen 社の特許権を侵害していた。

2012 年 – Galen 社の代表者が同社の製品に類似した商品が販売されていること、かつそれが同社の特許権を侵害していることに気付いた。

2012 年から 2014 年 – 特許権の侵害に関連した Galen 社の請求に基づき、捜査が実施された。刑法第 147 条（発明及び特許の権利の侵害）に基づき犯罪の根拠が立証されたため、裁判所は、刑事訴訟の審理を受け入れ、専門家を任命し、証人尋問を実施し、Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov から当該製品を購入した会社を特定した。

2014 年 10 月 23 日 – Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov に対する刑事訴訟が、Chuvash 共和国の Mariinsko-Posadsky 地方裁判所で開始された。

2015 年 1 月 22 日 – Chuvash 共和国の Mariinsko-Posadsky 地方裁判所は、事件を審理し、刑法第 147 条（2）（集団の共謀による発明の権利及び特許の権利の侵害）に基づき、Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov を有罪と認定した。同裁判所は、有事判決を受けた上記の両名のそれぞれに 16 万ルーブルの罰金を科した。

2015 年 3 月 4 日 – Chuvash 共和国の最高裁判所は、Mariinsko-Posadsky 地方裁判所が下した判決が相当で公正であるとみなし、同判決に対する Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov の上告を棄却した。

### 判決の要約及び重点

事件の審理において、裁判所は、Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov が Galen 社における勤務期間中に、特許を受けた発明に関する情報を取得していただけてだけでなく、特許で保護された製品の製造に必要な知識、経験及びスキルを身に付けていたと認定した。

Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov は、Galen 社を退社した後、Galen 社の製品に類似した複合強化バーを生産販売し、利益を得ようとする犯罪計画を思いついた。

裁判所は、Galen 社が保有する 3 件の特許の侵害を確認した包括的な特許技術の専門家の結論を、適切かつ妥当であるとして受け入れた。

また、裁判所は、Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov の行為によって Galen 社が被った損害が 464,409.28 ルーブルであったとする証拠を認めた。

裁判所は、上記の損害額を、重大であると認定した（刑事訴訟を開始するかしないかにかかわる重大な損害についての法律上の定義はない）。

Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov が、3 件の発明の独立請求項のすべての構成要件を用いて、複合強化バーの生産及び販売を取り仕切っていたため、当該行為は、Galen 社の排他的権利の侵害に当たる。

したがって、裁判所は、立証されているとおり、集団の共謀により Galen 社が保有する特許権を侵害したと認定した。

#### 請求人の実際効果

刑事訴訟の開始後、Galen 社の特許権を侵害した商品の生産が停止した。工場及び生産ラインは閉鎖された。生産されたすべての商品は没収され廃棄された。

訴訟係属中に裁判所が認めた調査を実施した結果、Galen 社は、特許を侵害して生産した商品を購入していた会社に関する情報を取得することができた。Galen 社は、上記の情報に基づき、当該商品を没収し廃棄する措置を講じる機会を得た。

さらに、Galen 社は、法律で認められたとおり、侵害者 (Mr. Petrov 及び Mr. Vinokurov) を相手取って、当該侵害によって被った損害を回復するか、当該損害の賠償を求める民事訴訟を提起することができた。

#### (iii) 意匠の侵害

外国人が保有する意匠権の侵害に関する刑事訴訟は、2014 年より後には提起されていない。

#### (iv) 著作権の侵害 - 海賊行為

##### ケース 21

#### Murmansk 州の Monchegorsk 市裁判所における刑事訴訟番号 1-117/2014

##### 訴訟の概要

#### ロシア内務省 Murmansk 州 Monchegorsk 部対 Mr. Dubyagin

公開株式会社 Central-Kola Expedition のゼネラル・ディレクターの Mr. Dubyagin は、以下に掲げる無許可のソフトウェアを、同社の事務所に配置したコンピューターのハードドライブにインストールする手配をした。

- Autodesk, Inc 社 (米国) の 3 件の無許可のプログラム。すなわち「AutoCAD 2009-Russian (version 17.2.56.0)」、「AutoCAD Civil 3D Land Desktop Companion 2009 (version 17.2.213.2)」、「AutoCAD Map 3D 2009-Russian (version 12.0.048.0)」。
- Corel Corporation (カナダ) の 3 件の無許可のプログラム。すなわち、ソフトウェア製品「Corel DRAW Graphics Suite X3 (version 13.0)」の 3 件のコピー。

ハードウェアに無許可のソフトウェアをインストールしたコンピューターは、公開株式会社 Central-Kola Expedition の従業員が、同社の活動に関連した業務で用いていた。

公開株式会社 Central-Kola Expedition の活動は、地質の試掘探査、鉱物埋蔵量の評価及び探査、掘削業務、埋蔵量のブロックモデリング等の分野における地質探査サービスの提供及び業務の履行に関連している。

Mr. Dubyagin は、会社の長として、同社の活動においてコンピューター・プログラムの違法な使用をやめるために措置を講じるよう要求する通知を、警察から受け取った。

Mr. Dubyagin は、無許可のソフトウェアが会社所有のコンピューターにインストールされていることに気付いていたにもかかわらず、違反行為を止めるために必要な措置を講じなかった。

Monchegorsk (Murmansk 州) の警察は、会社の事務所でソフトウェアの検査を実施し、違反しているソフトウェアを含んだ 4 件のシステム・ユニットを押収した。Mr. Dubyagin に対する刑事訴訟が、刑法第 146 条 (3) d) で想定する犯罪の証拠の発見に関連して開始された。すなわち、公的な地位にある者が犯した、著作権又は関連する権利の違法な使用であり、かつ販売を目的とした著作物又は文字の違法なコピーの取得、貯蔵及び運搬である。

Mr. Dubyagin の行為によって、Autodesk Inc. は 466, 664 ルーブルの損害、Corel Corporation は 42, 680 ルーブルの損害を被った。

### 上記の訴訟に至る経過

2014 年 2 月 26 日 - 公開株式会社 Central-Kola Expedition の事務所で、コンピューター及びインストールされたソフトウェアの検査を実施した。検査の結果、警察当局は、4 件のコンピューター・システム・ユニットを押収した。

2014 年 5 月 26 日 - 検査の結果、ロシア連邦刑法第 146 条 (3) d) で想定する犯罪を根拠として、Mr. Dubyagin に対する刑事訴訟が開始された。

2014 年 5 月 26 日 - 刑事訴訟手続の枠組みの中で技術的専門家が指名された。審査結果に基づき、Autodesk Inc. 及び Corel Corporation が著作権を保有するソフトウェアが、押収したコンピューターのハードドライブにインストールされていたことが立証された。

2014 年 7 月 28 日 - Murmansk 州の Monchegorsk 市裁判所は、当該刑事訴訟を審理した。同裁判所の判決によると、Mr. Dubyagin は、刑法第 146 条第 (3) d) 部に基づき有罪と認定され、懲役 1 年 6 カ月、罰金 4 万ルーブルを宣告された。

上記の刑の執行は猶予された。すなわち、Mr. Dubyagin は有罪を宣告されたが、実際には収監されなかった。ただし、執行猶予期間が設定され、当該期間中は居住地の移転が制限された。また、専門の州政府機関に登録し、毎月警察署に出頭しなければなかった。

判決を検討するにあたり、裁判所は減刑する状況を考慮に入れた。Mr. Dubyagin は、犯罪捜査の期間中、当該捜査に協力し、さらに、代価の請求に同意した。

### 判決の要約及び重点

事件の審理にあたり、裁判所は、Mr. Dubyagin が著作権保有者 (Autodesk, Inc. 及び Corel Corporation) の許可を得ることなく、自らの地位を利用し、故意かつ違法に無許可のソフトウェアのインストールを取り仕切ったと認定した。

また、裁判所は、V. P. Dubyagin がソフトウェアの著作権を侵害していることを理解していたと認定した。警察から侵害行為を止めるよう求める通知を受け取っても、当該ソフトウェアを適正に利用し無許可のソフトウェアの使用を避けるために、何らの措置も講じなかったからである。

## 請求人の実際的効果

無許可のソフトウェアの使用に関連する商業活動が停止した。

評決が発効した後、Autodesk, Inc.は、公開株式会社 Central-Kola Expedition に対し、著作権侵害に対する賠償として、933,329 ルーブルを請求した。これは、公開株式会社 Central-Kola Expedition が違法に用いたソフトウェアの価格の 2 倍に相当した（事件番号 A42-7343/2016）。

## (3) 行政措置

### 警察による措置

#### (i) 商標侵害

#### ケース 22

タタールスタン共和国商事裁判所、事件番号 A 65-21606/2017

#### 事件要旨

ロシアの流通業者が中国製のエア・ドライヤーを輸入販売。エア・ドライヤーはトラックや公共交通機関（バスやトロリーバス）のブレーキ・システムに幅広く利用されるものである。当該エア・ドライヤーは、商標所有者が所有する商標である **WABCO** に紛らわしいほど類似した **WABCD** 表示を冠していた。**WABCD** エア・ドライヤーは商標所有者による同意及び制御なく製造されたため、模倣品である。裁判所はすべての模倣エア・ドライヤーの破棄を命じた。

#### 起訴までの経緯

商標所有者の流通業者はロシア市場に模倣エア・ドライヤーが流通していることを知り、模倣品に対する措置に関する指示を商標所有者へ要請した。トラックや公共交通機関のブレーキ・システムでの模倣エア・ドライヤーの使用はブレーキ・システムの不具合を起こす重大なリスクをはらんでいたため、ロシア市場における模倣品の存在は大きな懸念であった。ブレーキ・システムの不具合が傷害及び死亡事故をもたらす可能性があることは言うまでもない。

不服申立てを受けた後、警察は侵害者の倉庫を捜索し、保管されていたエア・ドライヤーすべてを差し押さえた。侵害者は、当該物品が純正 **WABCO** 製品の類似品であることは消費者に伝えられているため、当該製品をロシア市場に出すことは商標侵害にはあたらないと主張した。したがって、侵害者の論理によれば、消費者は **WABCD** エア・ドライヤーが商標所有者により又はその制御下で製造されたものではないと知らされているため、消費者が誤解を受けるはずはないということである。

行政調査の後、事件は裁判に持ち込まれた。被告は商標所有者による同意を得ていたことを立証できなかった。裁判所はその案件を事実に基づき検討し、模倣品につけられた表示は原告の商標に紛らわしいほど類似しており、行政犯罪法第 14 条 10 項に基づく商標侵害

に該当すると認定した。審理後、裁判所は裁決を言い渡し、すべての模倣エア・ドライヤーの破棄命令を下した。

### 裁判の重要点のまとめ

商標の専属的権利がすべての紛らわしいほど類似した表示にも拡大適用されるという裁判所の認定。紛らわしいほど類似した表示を冠した物品に、類似品（つまり純正ではない）であるということを明記し通知したという侵害者の主張は、商標侵害申立てに対する有効な反論にはならない。

### 請求人に対する実効

差し押さえられた模倣エア・ドライヤーは市場から回収された。侵害者は、差し押さえられたすべてのエア・ドライヤーについて所有者（侵害者）補償なしの破棄命令を受けたことにより損失を被った。

## ケース 23

### ハカス共和国商事裁判所、事件番号 A74-14647/2016

#### 事件要旨

知的財産裁判所が事件番号 A74-14647/2016 について 2017 年 8 月 14 日に下した判決は、模倣品の小売店販売という形態での商標侵害に対する警察の対策を反映している。

本件の原告は、国際商標第 487580 号 **adidas**、及びロシア商標第 342440 号 **AIR MAX** その他を侵害した 27 点の偽衣類及び靴の差押えを行った内務省であった。

侵害当事者は現地の個人事業家で、小売商店街で商売を営む Zinovieva 氏であった。

#### 起訴までの経緯

現地警察部門は権利者の代理人より、現地の小売商店街における商標侵害の事実を示唆する不服申立てを受けた。

捜査の一環として、警察は商店街の施設を強制捜査し、ある地元の個人事業家が自身の店舗で偽物と疑われる衣類及び靴を販売していることを突き止めた。警察は当該物品を押収し、行政訴訟を提起した。

警察は商標所有者に情報請求を行い、当該商標が所有者の同意なしに使用されていたという確認を受けた。

警察は専門家による審査を依頼。審査の結果、当該物品は偽造品であると確認された。

侵害証拠の収集後、警察は事件について現地の商事裁判所に告訴した。警察は、被告に対する行政犯罪法第 14 条第 10 項第 1 部分による過料の最大限度額（個人事業家に対する最大額は 50,000 ルーブル）、及び偽造品の破棄を求めた。

## 裁判の重要点のまとめ

商事裁判所の第一審では、警察の主張をすべて認め、過料の減額をせず物品の破棄を命じた。裁判所は、商標所有者による同意の欠如及び押収製品の適法な製造元に関する証拠の欠如により、本件は商標の消尽対象外となると述べた。

侵害者は、警察措置における手続違反があり、また審査対象となった物品が、違反者から押収された物品と同一物であるという証拠が欠如しているとして商事上訴裁判所へ上訴した。

上訴裁判所は重大な違反があったとはいえないとして主張を退けた。具体的には、裁判所は『警察の差押命令における、サイズ、価格及び色の些細な誤りは、製品の特定を不可能とするものではなかった』としている。さらに、裁判所は正当な物品差押手続の実施を立証する証拠（差押えの写真及び映像）及び審査担当者の意見に依拠した。

侵害者は知的財産権裁判所に上訴したが、裁判所の判決を撤回するに足る手続上の理由がないとして退けられた。

## 請求人に対する実効

本件は商標所有者からの不服申立てに対応したロシア警察の、市場、商店街及び商店に対する強制捜査による定期的な権利行使活動に関する数多くの例のうちの一つである。こうした活動は、特にモスクワから離れた地域の一部の小規模個人事業家には高額ともなり得る過料、及び模倣品の破棄につながる。

## ケース 24

### クラスノヤルスク地方商事裁判所、事件番号 A 33-7084/2017

#### 事件要旨

Creative Nail Design, Inc.（アメリカ）は 2016 年 12 月に、クラスノヤルスク市の Favorit LLC（ロシア）に対する強制捜査を求める請求を行った。登録商標である「CND C SHELLAC」並びに「SHELLAC」に対する、「BLUESKY SHELLAC」、「DIAMANT SHELLAC GEL」、及び「CND C SHELLAC」の類似性に関する行政調査の実施及び独立鑑定の結果取得後、警察は Favorit LLC の行政責任を問うべく本件をクラスノヤルスク地方商事裁判所に提起した。裁判所は第一審にて侵害を認定し、侵害者に対し 100,000 ルーブルの過料と、模倣品の破棄を命じた。第三商事上訴裁判所もこの判決を支持した。

#### 起訴までの経緯

申立人及び本訴訟の第三者である、Creative Nail Design, Inc.（以下「Corporation CND」）は 1979 年より人工爪、マニキュア並びにペディキュア用途、手足の美化及びスパ用途を含む、物品とサービスのネイル・ケア専門職への提供に関する事業に従事していた。

4 年の開発期間及び数百万米ドルを費やし、申立人は 2010 年に、全世界向けの装飾用長期保持ネイル・カラー製品の新しいラインを CND 及び SHELLAC の商標の下発売した（14+ day nail color system）。

ロシアにて年一回開催される美容業界展示会、INTERCHARMにて、Corporation CND 及びその公式流通業者は、侵害者 Favorit LLC が模倣品である「DIAMANT SHELLAC GEL」を消費者に売り出しているのを発見した。問題を友好的に解決しようという複数回の試みにも関わらず Favorit LLC から前向きな回答が得られなかったため、Corporation CND は警察による行政措置を通じて、その商標権を行使することを決断した。

### 裁判の重要点のまとめ

Favorit LLC 店舗の強制捜査中、以下 3 種類の侵害品が発見された（差し押さえられた模倣品の合計数量は 1,533 品である）。

「BLUESKY SHELLAC」

「DIAMANT SHELLAC GEL」

「CND C SHELLAC」（偽造模倣品）

強制捜査の実施中及び行政調査中、Favorit LLC は自らの違法性を否定し以下のように主張した。

- 警察は執行権限の証明を提示しなかった。
- 内務省クラスノヤルスク局長官による強制捜査の承認が得られていなかった。
- 試験購入に使われた金を警察が Favorit LLC のレジ係から不法に受領した。
- 捜査報告書記載の警察官のうち 1 名に署名がなく、最も重大な法律違反である。
- Favorit LLC は、自らに対し行政手続が開始されるという旨を通知されていなかった。
- 立会証人は警察官であったが、これは手続法上認められない。
- 警察による書類及び専門家の意見の中で、用語「SHELLAC」のスペルミスが何度かあった。
- 警察及び専門家の書類において、差押品はネイルポリッシュではなく、ジェルポリッシュ又はジェルと記載するべきである。
- 模倣品の特徴が行政違反報告書にて表示されていない。
- 「SHELLAC」は記述的表示であり、商標として保護されるべきではない。

上記の主張はすべて、違法又は関連性なしとして退けられた。

### 請求人に対する実効

Creative Nail Design, Inc.の商標（登録商標第 463750 号「SHELLAC」を含む）は、ICGS における 03 クラス物品に関し、ロシア連邦における保護を享受している。本件の商標侵害は行政犯罪法第 14 条 10 項第 2 部分に基づき認定され、登録商標権が執行された（それにより立証された事柄のうちで特筆すべきは、登録商標が記述的ではないということである）。

## ケース 25

クラスノダール市商事裁判所、事件番号 A 32-23702/2017

### 事件要旨

トゥアプセ（ロシア南部の都市）地域警察署対個人事業家 Dikovickaya 氏、参加人 Armani S.P.A.（イタリア）。

Giorgio Armani S.P.A.は、ロシア国内で保護されている有名な鷲のロゴを含む、幅広く知られた商標の所有者である。



（国際登録第 788498 号及び第 695685 号）

Armani のブランドを冠した衣類、靴、ハンドバッグ及びその他装飾品類は高品質、エレガントでシンプルな製品として全世界で名声を得ている。

トゥアプセ警察は地元の商人である Dikovickaya 氏に対し、Armani のロゴと類似すると推定できる標章のついた、模倣品の疑いがあるハンドバッグ 6 点の差押えを行った。



（差し押さえられたハンドバッグ及び問題の標章）

Armani は当該物品を模倣品と認識し、警察に商標侵害に対する行政措置の開始を依頼した。警察は当該商人についてクラスノダール市商事裁判所へ告訴した。当該商人は侵害を否定した。2017 年 11 月 14 日、裁判所は Dikovickaya 氏の商標侵害への責任を認定し、過料の支払い及び偽造品の没収並びに破棄を命じた。

### 起訴までの経緯

現地警察の情報によると、トゥアプセ市の市場区域で、事業家の Dikovickaya 氏が Armani の鷲のロゴに紛らわしいほど類似した表示を付したハンドバッグを販売していることを商標所有者が知った。Armani は警察に不服申立てを行った。警察は行政犯罪法第 14 条第 10 項第 2 部分に基づき、商標権侵害による行政違反報告書を作成し、本件をクラスノダール市商事裁判所へ告訴した。裁判所は Dikovickaya 氏による商標侵害への責任を認定し、過料の支払い及び偽造品の没収並びに破棄を命じた。

### 裁判の重要点のまとめ

Giorgio Armani S.P.A.が当該物品を自社独自のハンドバッグの偽造及び模造であると認識し、現地警察に不服申立てを行ったことで商人に対する行政措置につながり、警察による行政違反報告書の作成及びクラスノダール市商事裁判所への告訴に至った。

裁判所における審議中、Dikovickaya O.F.氏はかかる標章は紛らわしいほど類似してはいないため、商標侵害には該当しないと主張した。同氏は、文字的要素である GA と SOMUCH、及び比較対象の標章の視覚的部分が完全に相違していると主張した。

裁判所はこの標章の類似性に関する問題を、一般的な顧客の視点に基づき解決することに決定した。裁判所は、商標と標章を全体として連想した場合、紛らわしいほど類似していると認識される可能性があるとして述べた。類似性は標章内の個別要素の認識ではなく、全体的な印象に基づいて結論付けられるべきである。本件においては、被疑製品に使用された表示はその文字的要素の相違にかかわらず、全体的に Armani のロゴを連想させるものであった。どちらにおいても視覚的部分が主要素であり、文字的要素は顧客の主たる注意をひくものではなかった。裁判所はまた、問題の表示を冠した物品のラベリング方法も考慮に入れた。素材（皮革、人工皮革）への型押し加工は、問題の標章の一部の不明瞭化を招き、Armani ロゴとの類似性を強調するものであった。最後に裁判所は製造業者について、ハンドバッグに関し Armani により登録及び使用されている Armani 商標の有名性を鑑み、消費者を混乱させ誤解を招くことの危険性を認めた。

#### 請求人に対する実効

裁判所は当局の主張を支持し、Dikovickaya 氏による商標侵害への責任を認定し、過料 50,000 ルーブルの支払い及び偽造品の没収並びに破棄を命じた。こうして、有名商標の所有者は偽造品からの保護を勝ち取り、希望する判決を得ることができた。

#### (ii) 特許侵害

##### ケース 26

##### クラスノヤルスク市中央地方裁判所、事件番号 5-92/2017

##### 事件要旨

Hensley Industries, Inc.は、建築及び工業用途の使い捨て部品及び付属品を手がける、米国の有名な製造業者である。Hensley Industries, Inc.は特に、掘削機「コマツ」の掘削歯キャップを製造している。

掘削歯キャップの内部構造は、Hensley Industries, Inc.によりロシア特許第 2261306 号及び第 2301305 号における発明として特許登録されていた。

特許所有者は、クラスノヤルスク市の会社 Promdetal LLC が特許発明を使用した掘削歯キャップを販売していることを知った。Promdetal LLC より購入した見本に対する審査の結果、当該製品に当該発明が使用されていること、及び当該製品が特許所有者の許可なく中国の工場で製造されていることが確認された。

特許所有者は警察に不服申立てを行った。不服申立てに基づき、警察は Promdetal LLC の倉庫への強制捜査を実施し、22 点の掘削歯キャップと 1 点の掘削機アダプターを押収した。

強制捜査の実施結果に基づき、警察は行政訴訟を提起した。行政調査中、警察が任命した技術専門家により、特許発明の使用が確認された。特許侵害を立証する証拠を収集できた

ことから、警察は行政違反報告書を作成し、事件をクラスノヤルスク市中央地方裁判所に提起した。

2017年3月28日、裁判所は行政犯罪法第7条第12項第2部分に基づき、Promdetal LLCによる特許侵害を認定した。侵害者には、30,000ルーブルの罰金が科せられた。裁判所はさらに、模倣品の破棄も命じた。

#### **起訴までの経緯**

警察は、いずれも模倣品の22点の掘削歯キャップと1点の掘削機アダプターを押収した。発明が使用された押収品は、特許所有者の許可なく輸入され、ロシア市場に持ち込まれた。

#### **裁判の重要点のまとめ**

行政調査中、警察はPromdetal LLCによる掘削歯及びアダプターの販売という事業活動の実施を立証する、警察の強制捜査中に発見されたものを含む証拠一式を収集した。特に警察による任命を受けた専門家は、押収品において特許発明が使用されていたことを確認する専門家報告書を提出した。

裁判所は警察が集めた書類を審査し、Promdetal LLCが特許侵害を犯したとして行政責任に問うに足るものであると判断した。

2017年3月28日の裁判所の判決により、Promdetal LLCは罰金を科せられ、押収品は破棄された。

#### **請求人に対する実効**

本件の前向きな成果は、特許権保護を目的とした警察の執行手段の有効性を裏付けるものとなった。

### **(iii) 意匠侵害**

#### **ケース 27**

**トリヤッチ市中央地方裁判所、事件番号 2-8252/2016**

#### **事件要旨**

工業意匠特許所有者 — キプロスの会社「Trojka Dialog Investments Limited」の所有会社であり、自動車用交換部品の大規模製造販売業者である OJSC 「United Automobile Technologies」

侵害者（販売者） — Khalilov 氏

模倣品 — VAZ 自動車の交換部品 13 点、合計原価 61,598 ルーブル

侵害内容 — 特許意匠及び商標に類似したパッケージデザインの不正使用

#### **起訴までの経緯**

2015年3月16日、トリヤッチ市第24部警察は、特許所有者による工業意匠及び商標侵害の不服申立てを受け、公開市場「Star」の強制捜査を実施した。強制捜査中、警察はKhalilov氏が所持していたVAZ自動車の模倣予備部品129点を押収した。

警察は行政犯罪法第 7 条第 12 項第 2 部分に基づき、工業意匠権侵害による行政違反報告書を作成し、本件を治安判事へ提起した。

同時に、警察は行政犯罪法第 14 条第 10 項第 1 部分に基づき、商標侵害による行政違反報告書を作成し、本件をトリヤッチ市中央地方裁判所へ告訴、同裁判所は 2015 年 4 月 21 日に、侵害者に対し罰金（5,000 ルーブル）の支払いを命じる判決を下した。

2005 年 7 月 13 日、治安判事は Khalilov 氏を行政犯罪法第 7 条第 12 項第 2 部分に基づく行政犯罪において有罪とする決定を下した（罰金 1,500 ルーブル）。

#### 裁判の重要点のまとめ

治安判事及び地方裁判所は、警察の収集した証拠、つまり差押品、行政違反報告書、2015 年 4 月 3 日付けの独立専門家の意見その他の資料に基づき、Khalilov 氏の行政犯罪を認定した。

#### 請求人に対する実効

行政訴訟のこの決定は、金銭的賠償を求めた知的財産権者による民事訴訟の提起を可能とし、当該訴訟は 2016 年 6 月 2 日に補償を命じる結果となった。裁判官は認定賠償額を、商標の不正使用に対しては模倣品価格（123,197 ルーブル）の 2 倍、工業意匠の不正使用に対しては 10,000 ルーブルと決定した。

本件における実効は、知的財産権者が侵害の事実及び模倣品の金額を実証する必要がなく、警察及び治安判事及び行政訴訟においては地方裁判所がこれを行ったことである。

#### (iv) 著作権侵害

##### ケース 28

##### プリモルスキー地方ウスリースク地方裁判所、事件番号 5-688/2014

##### 事件要旨

個人事業家 Yakovleva 氏はプリモルスキー地方ウスリースクの市場にて、DVD を含む様々な種類の品物を販売していた。当該 DVD の中には、その著作権が Twentieth Century Fox Corporation、Paramount Pictures Corporation 及び Disney Enterprise, Inc. に帰属する映像作品の録画物が含まれていた。

内務省職員による査察中、Yakovleva 氏の販売する DVD に著作権侵害の兆候があることが判明した。

当該 DVD は著作権の侵害があるかを審査するため没収され、内務省刑事鑑定センターへ調査のために送られた。

専門家による調査の結果、刑事鑑定センターは当該 DVD が合法に発行された製品としての要件を満たしていないという報告書を提出した。

当該 DVD が権利者又は権利者に認可された人物により発行されたという証拠を Yakovleva 氏は提示しなかったため、行政手続が開始され、裁判所へ告訴された。

## 起訴までの経緯

2014年5月28日－プリモルスキー地方ウスリースク地方裁判所は Yakovleva 氏を行政犯罪法第7条第12項第1部分（利益を目的とした作品又はレコードの模倣コピー品販売及びその他使用）に基づき、行政犯罪について有罪とする令状を発行した。

2014年11月18日－プリモルスキー地方裁判所は、プリモルスキー地方ウスリースク地方裁判所の判決を不服とした、Yakovleva 氏の上訴を退けた。よってプリモルスキー地方ウスリースク地方裁判所の判決が効力を維持することとなった。

## 裁判の重要点のまとめ

Yakovleva 氏は裁判所の審問中も参加せず、一切の意見も述べなかった。Twentieth Century Fox Corporation、Paramount Pictures Corporation 及び Disney Enterprise, Inc.の著作権を侵害していないと裏付ける文書も提示されなかった。

審査中、ウスリースク地方裁判所は没収された DVD に関する情報、及び当該 DVD が合法に発行された製品としての要件を満たしていないという刑事鑑定センターの専門家による結論を審査した。裁判所は、当該物品が権利者の同意なしに製作されたものであり、没収及び破棄されるべき模倣品であると結論付けた。

行政訴訟審査の結果に基づき、ウスリースク地方裁判所は Yakovleva 氏を著作権侵害により有罪とし、罰金を科した（10,000 ルーブルの罰金徴収及び DVD10 点の没収並びに破棄）。

第一審判決に対する Yakovleva 氏の不服申立てを検討した結果、プリモルスキー地方裁判所は第一審裁判所の判決を支持し、同氏の上訴を棄却した。

## 請求人に対する実効

著作権侵害に対する対抗措置は、侵害の範囲や模倣品の金額にかかわらず、警察部門を介して実施することができる。

警察は刑事鑑定センターの専門家による支援の下、著作権侵害報告書を自ら作成する権限を与えられている。このような報告書は裁判所に、適切な証拠として受理される。

侵害者を処罰するという裁判所の決定により、権利者は最低限の費用で裁判所への申請、及び著作権侵害によりもたらされた損失額回収のため、又は賠償金回収のための別途請求を侵害者に対し行うことができる。

さらに、警察への協力時に権利者は、小売されていた模倣コピー品の出所に関する書類及び情報を取得する機会が与えられる。

## ケース 29

モスクワ市タガンスキー地方裁判所、事件番号 5-69/2014

### 事件要旨

内務省中央管理部モスクワ内務課対 Roxy LLC

Roxy LLC はサンクトペテルブルク登記の会社で、様々な子供用製品を製造している。こうした製品の宣伝及び販売はロシア全国だけでなく、カザフスタン、ベラルーシ共和国その他いくつかの国々でも行われている。

モスクワにて Roxy LLC が販売していた物品の中に、固有の寝かしつけ用玩具「Twilight Turtle」の外観を模した寝かしつけ用玩具が発見された。

玩具モデル「Twilight Turtle」のみならず、おとぎ話本である「Twilight Turtle」及びおとぎ話「Twilight Turtle」の参照用パンフレットも、その著作権は Cloud B, Inc.（アメリカ）という会社が所有している。

Cloud B, Inc.は子供達の健全な安眠を補助するための製品やアクセサリを製造する、世界的な有名企業である。同社は数多くの特許だけでなく、子供の睡眠と健康の分野に関する積極的な研究開発の結果、製造品に関連した数々の著作権も所有している。

Cloud B, Inc.の著作権を侵害した製品を Roxy LLC が販売していることが判明したため、Roxy LLC に対する行政訴訟が開始され、著作権侵害の兆候があるすべての物品は差し押さえられた。

差し押さえられた子供用玩具は調査の実施、及び Cloud B, Inc.の著作権への侵害の有無に関する報告書作成のため、刑事鑑定センターに送られた。

専門家の報告によると、没収された子供用玩具は Cloud B, Inc.の許可なく、著作権保持者に帰属する著作物を一部改変し複製したものであった。

### 起訴までの経緯

2013年9月27日 - Roxy LLC による、著作権侵害の兆候がある子供用玩具の販売が明らかになった。

2014年2月26日 - モスクワ市タガンスキー地方裁判所は、行政犯罪法第7条第12条第1部分に基づく行政犯罪（利益を目的とした著作権及び関連権利侵害）について Roxy LLC を有罪とする決定を下した。裁判所は同社に対し、30,000ルーブルの罰金、及び警察により差し押さえられた子供用玩具の没収を命じた。

2014年3月11日 - モスクワ市タガンスキー地方裁判所による、Roxy LLC の行政責任を認めた決定が発効した。

### 裁判の重要点のまとめ

Cloud B, Inc.の代理人より提供を受けた文書の分析によると、裁判所は同社による玩具モデル「Twilight Turtle」のみならず、おとぎ話本である「Twilight Turtle」及びおとぎ話「Twilight Turtle」の参照用パンフレットの著作権の所有を認定している。

裁判所はまた、Roxy LLC からの押収品が固有の寝かしつけ玩具「Twilight Turtle」を模したものであり、Cloud B, Inc.の著作権を侵害しているという刑事鑑定センターの報告書を適切かつ適正な証拠として採用した。

同時に裁判所は、子供用玩具「Twilight Turtle」の全体的な外観に対する Cloud B, Inc.の著作権は証明されていなかったという Roxy LLC の代理人による反論を拒絶した。さらに、

Roxy LLC からの押収品はアイデア（概念）だけが Cloud B, Inc. 製品に類似しているものの全体的な外観は類似していないという反論も拒絶された。

裁判所は Roxy LLC が Cloud B, Inc. の著作権を尊重するためのすべての適切な措置を取っておらず、よって行政犯罪法第 7 条第 12 項第 1 部分に基づく行政犯罪（利益を目的とした著作権及び関連権利侵害）について有罪であると結論付けた。

### 請求人に対する実効

ロシア特許庁（ロスパテント）やどの州当局も著作権の登録を行わないため著作権の存在を立証する書類の発行は行わない（権利者の要請により登録可能であるコンピューター・プログラム及びデータベースを除く）が、実際には、モスクワ市タガンスキー地方裁判所の決定はロシアが Cloud B, Inc. の 3 物品（玩具モデル「Twilight Turtle」、おとぎ話本「Twilight Turtle」及びおとぎ話「Twilight Turtle」のブックレット）に係る著作権を認定し保護すると示した公式書類を Cloud B, Inc. に与えることとなった。

この司法決定は Cloud B, Inc. の著作権の更なる保護に大きく貢献するであろう。

## ケース 30

ベルゴロド市オクチャブリスキー地方裁判所、事件番号 5-25/2016

### 事件要旨

内務省ベルゴロド地方部対 Panorama LLC

モスクワ地方セルギエフ・ポサード登記の Panorama LLC は、ブックメーカー及び宝くじを含む賭博活動の企画運営を行っている。

Panorama LLC は、カーニングラード地方からプリモルスキー地方まで、ロシア国内の多くの地域の連邦税務庁より発行された免許に基づきその活動を行っていた。

Microsoft Corporation の代理人からベルゴロド地方警察への不服申立てにより、警察は Microsoft Corporation の未使用許諾ソフトウェアの使用及び Microsoft Corporation の著作権侵害の容疑で、Panorama LLC の事務所のうちベルゴロドに所在していた 1 か所の査察を行った。

査察中、警察官は未使用許諾ソフトウェアである証拠を有したコンピューター・プログラムを含んだシステム装置を 26 点、Panorama LLC の事務所から差し押さえた。

この強制捜査の結果をもとに、行政犯罪法第 7 条第 12 項第 1 部分（著作権及び関連権利の侵害）に基づき Panorama LLC に対する行政訴訟が提起された。

差し押さえられたシステム装置は、専門家の見解を得るため刑事鑑定センターに転送された。専門家は、差し押さえられたシステム装置 26 点のうち 10 点のハードドライブに、著作権が Microsoft Corporation に帰属するソフトウェア「Windows」の未使用許諾版が含まれていたことを発見した。

行政調査の実施及び「Windows」ソフトウェアに関する Microsoft Corporation の著作権侵害に係る証拠の収集後、警察はさらなる審査のために事件資料を裁判所に付託した。

## 起訴までの経緯

2015年7月21日－ベルゴロド地方警察は Panorama LLC の事務所への強制捜査を実施し、被疑未使用許諾ソフトウェアを含む26点のシステム装置を差し押さえた。

2015年9月18日－行政犯罪法第7条第12項第1部分（著作権及び関連権利の侵害）に基づき Panorama LLC に対する行政訴訟が提起された。

2016年1月14日－オクチャプリスキー地方裁判所は行政犯罪法第7条第12項第1部分（著作権及び関連権利の侵害）違反として、Panorama LLC を有罪と判決した。裁判所は同社に対し30,000ルーブルの罰金、及び差し押さえられたシステム装置のハード・ディスク10点より未使用許諾ソフトウェアを破棄することを命じた。

2016年3月21日－ベルゴロド地方裁判所は Panorama LLC による上訴を棄却し、ベルゴロド市オクチャプリスキー地方裁判所の判決を支持した。

## 裁判の重要点のまとめ

本件審査時に裁判所は、民法第126条に基づきすべての種類のコンピューター・プログラム（オペレーティング・システムを含む）が、文学作品の著作権と同様に保護されると指摘した。

さらに、民法第1270条に基づき、コンピューター本体の記録部分を含む電磁媒体へのコンピューター・プログラムの記録行為は、利益目的であるか否かにかかわらず、かかるプログラムの複製及び使用に該当する。

したがって、裁判所は Panorama LLC が、Microsoft Corporation が著作権を有する「Windows」ソフトウェアを使用していたと結論付けた。

差し押さえられたシステム装置のうち10点のハードドライブに未使用許諾の「Windows」ソフトウェアがインストールされていたという刑事鑑定センターの報告書をもとに、裁判所は Panorama LLC が未使用許諾ソフトウェアの使用により Microsoft Corporation の著作権を侵害したと判決した。

Panorama LLC は、事務所でのすべてのコンピューターへの当該プログラムのインストールを許可する使用許諾済みの「Windows」ソフトウェアの購入をしていたと裏付けるいかなる文書も提示しなかった。

## 請求人に対する実効

未使用許諾ソフトウェアの使用の疑いという情報は得ていたものの、Microsoft Corporation はさらに警察官の措置により、Panorama LLC が使用していたソフトウェア数、及びインストールされていた未使用許諾ソフトウェア数の正確な情報を得ることができた。

権利者は手続中、侵害者に罰金を科せられただけでなく、侵害者の商業活動にて使用されていた未使用許諾ソフトウェアの破棄も行うことができた。

## ケース 31

### クラスノヤルスク地方 Novosiolovsky 地方裁判所、事件番号 5-1/2017

#### 事件要旨

非公開株式会社「Svetlolobovskoe」の取締役は、Microsoft 所有のソフトウェアを使用許諾なしに使用していた。当該被疑侵害は、Microsoft Corporation の代理人によって発見された。検察官は同社の事務所内のコンピューターを審査し、侵害を認定した。検察官により行政訴訟が提起された。侵害会社の代表者は罰金を科せられた。

#### 起訴までの経緯

非公開株式会社「Svetlolobovskoe」の取締役は、自身にて未確認の出所から未使用許諾ソフトウェアを取得した、又は自身の従業員による未使用許諾ソフトウェアの使用に同意した。Microsoft Corporation の代理人は複数の会社の活動を監視し、非公開株式会社「Svetlolobovskoe」が未使用許諾ソフトウェアを使用している可能性があるかと結論付けた。かかる容疑を究明するため、Microsoft Corporation は検察官に対し不服申立てを行った。

#### 裁判の重要点のまとめ

Microsoft Corporation の代理人は非公開株式会社 Svetlolobovskoe が未使用許諾の Microsoft のソフトウェア（Windows、Microsoft Office 他）を使用していることを発見した。当該 Microsoft 代理人は、検察庁へ不服申立てを行った。検察官は被疑侵害者の事務所を訪問し、事務所のコンピューターにダウンロードされていたソフトウェアを審査した。ソフトウェアの専門家も検察官に同行していた。審査を受けたのは、侵害者の経理部及び他の部門である。スクリーンショットが撮影され、USB フラッシュ・ドライブに保存された。ソフトウェア専門家は審査及びスクリーンショット撮影過程について、『専門家は Microsoft Office 2007 を発見、標準の VL（複数台用）ライセンス・タイプであったと表示、リテール・ライセンス付き Microsoft Office 2010 Professional、しかしライセンスが発行されたという証拠がない』という状況を述べた。

ソフトウェアの使用者達が当該ソフトウェアの適法な出所を裏付ける書類を提示できなかったため、検察官は 4 台のシステム装置を差し押さえた。その後、権利者に対し利用許諾の有無を確認するための、専門家の報告書提出命令が下された。地方鑑定機構は、（経理部から差し押さえた）黒色のシステム装置が下記のソフトウェア製品を含んでいたという報告書を提出した。Microsoft 10 Home、ライセンス種類：シュリンク・ラップ、商用、Microsoft Office Plus、ライセンス種類：シュリンク・ラップ、商用。各システム装置について、類似した特徴が指摘された。

報告書によると、システム装置内にて発見されたソフトウェア製品は、原製品と相違する識別情報、バージョン、製造業者の情報及び特徴があった。

- 製品の購入を証明する書類がない
- 原製品に付属している包装や付属文書がない
- コンピューターのうち 2 台に、OEM ライセンス付きの Microsoft Windows Server 2008 R2 Standard（オペレーティング・システムの名称）を認証するラベルが貼付されていない

報告書には各システム装置の特徴、インストール済みソフトウェア及びソフトウェアの法的な取得を証明する書類の欠如について詳述されていた。システム装置のうち 2 台（4 番及び 6 番）には、Windows Office 10 ソフトウェアの保護を無効化するソフトウェアがインストールされていた。このようなソフトウェアは、Microsoft Windows 及び Microsoft Office ソフトウェアを様々なバージョン及び設定で有効化させ、Microsoft からソフトウェアを購入することなく起動できるようにする機能がある。

専門家による審査結果は、全システム装置内のソフトウェア及びインストール済みのソフトウェアの価格を列記した一覧にまとめられた。専門家により、当該ソフトウェア価格の総計は 200,000 ルーブル以上にのぼると判明した。

検察官は未使用許諾ソフトウェアを使用していた会社の取締役を相手取り、行政訴訟を提起した。法廷審問中、当該取締役はその罪状を認めた。裁判所は、当該取締役が非を認め改悛の情を示していることを考慮した。その改悛により処罰が緩和され、裁判所は当該取締役に対し 10,000 ルーブルの少額な罰金を科した。裁判所はまた、未使用許諾ソフトウェアをコンピューターより削除することも命じた。

### 請求人に対する実効

Microsoft はそのソフトウェアに関する著作権侵害に対する保護には油断がなく、本件のような権利保護は例外的なものではない。過去には、Microsoft の著作権侵害に対する刑事告訴さえ行われたことがある。Microsoft のこうした姿勢により、同社の著作権に対する侵害行為は実に稀な状況となった。

### 税関による措置

#### (i) 商標侵害

#### ケース 32

#### プリモルスキー地方商事裁判所、事件番号 A51-17900/2014

#### 事件要旨

ウラジオストク税関対有限責任会社「VT-Logistik」（事件番号 A51-17900/2014 におけるプリモルスキー地方商事裁判所及び第五商事上訴裁判決）。

有限責任会社である「VT-Logistik」は、Rovio Entertainment Ltd.の登録商標に類似した人気ビデオゲーム「ANGRY BIRDS」の画像を付した偽造玩具（子供用ボール）840 点を輸入した。ウラジオストク税関は VT-Logistik, LLC を相手取り、物品輸入過程における商標の不正使用を行ったとして不服申立を行った。プリモルスキー地方商事裁判所は事件番号 A51-17900/2014 の裁判を行い、偽造品の輸入者を行政犯罪について有罪と判決した。第五商事上訴裁判所も、第一審判決を支持した。

#### 起訴までの経緯

2014 年 2 月 10 日 — VT-Logistik, LLC が、「ANGRY BIRDS」のキャラクターを冠した玩具（子供用ボール）840 点のロシアへの輸入を申告した。

2014 年 2 月 20 日 — ウラジオストク税関は商標所有者に対し、当該輸入について通知した。

2014年2月21日－商標所有者はVT-Logistik, LLCを相手取り、行政手続開始申請を行った。

2014年8月14日－プリモルスキー地方商事裁判所はVT-Logistik, LLCを商標侵害について有罪と判決し、罰金の支払い及び輸入品の没収並びに破棄を命じた。

2014年8月26日－VT-Logistik, LLCは第一審判決に対する不服申立てを行った。

2014年10月2日－第五商事上訴裁判所は輸入者の不服申立てを棄却し、第一審判決を支持した。

### 裁判の重要点のまとめ

ウラジオストク税関が調査中に実施した特別審査により、輸入品に付された鳥の画像がRovio Entertainment Ltd.の登録商標と紛らわしいほど類似していることが確認された。裁判所の判決は、このような物品の輸入が商標侵害に該当するということを確認するものとなった。

### 請求人に対する実効

差し押さえられた模倣玩具は市場から回収された。侵害者は、すべての物品について所有者（侵害者）補償なしの破棄命令を受けたことにより損失を被った。

## ケース 33

### タタールスタン共和国商事裁判所、事件番号A 65-10280/2017

#### 事件要旨

シェレメーチエヴォ税関対個人事業家 Grishina 氏、タタールスタン共和国商事裁判所事件番号A 65-10280/2017における2017年9月13日付判決

個人事業家である Grishina 氏は、MONCLER 商標を複製した偽造帽子をロシアへ輸入した。シェレメーチエヴォ税関は Grishina 氏に対し、商標の不正使用を行ったとして不服申立てを行った。タタールスタン共和国商事裁判所は事件番号 A65-10280/2017 の裁判を行い、偽造品の輸入者を行政犯罪について有罪と判決した。

#### 起訴までの経緯

2016年9月20日－シェレメーチエヴォ税関は、中国の広州よりロシアのシェレメーチエヴォ空港に到着した Grishina 氏の荷物の中から、MONCLER 商標を冠した帽子を含む数々のブランド品を発見した。

2016年10月3日－シェレメーチエヴォ税関は、商標所有者である Moncler S.p.A.に、当該輸入を知らせる公式通知書を送達した。

2016年10月7日－Moncler S.p.A.は税関へ、Grishina 氏の商標不正使用に対する行政手続開始を申請した。

2017年10月13日－タタールスタン共和国商事裁判所は Grishina 氏を商標侵害について有害と判決し、罰金の支払いと模倣品の没収並びに破棄を命じた。

## 裁判の重要点のまとめ

Moncler S.p.A.は、衣類、靴及びアクセサリーを含む高級品を製造する、有名なイタリアの会社である。同社はロシア国内で保護されている複数の商標を所有しており、その中には税関知的財産登録簿に登録されている 2 つの商標も含まれる。税関登録を行うことで、税関組織は不正輸入に対する措置を取るか検討する機会を権利者に与える目的ですべての不正輸入者による輸入を国境にて 10 日間（延長可能）押収したうえで権利者に報告する義務が生じ、それにより会社は MONCLER ブランドを冠した物品のロシア国内への輸入を監視することができる。

しかし、本件においてシェレメーチエヴォ税関は違う理由で物品の押収を行った。モスクワのシェレメーチエヴォ空港に到着した際、Grishina 氏は「緑の廊下」（申告物のない旅客用の出口）を通行しようとしていた。しかし、税関は同氏の荷物を調べ、数々の物品を発見した。Grishina 氏はそうした物品について、自己使用と友人の子供たちに与える目的で観光旅行中に購入したものだと言明したが、その物品の数量と取り合わせから、税関職員は Grishina 氏が商用目的でかかる物品を輸入しており、申告すべきであったと結論付けた。税関は Grishina 氏を行政犯罪法第 16 条第 2 項に基づく物品の未申告について告訴し、輸入品を押収した。

問題の輸入により知的財産権の侵害があったかを究明するため、シェレメーチエヴォ税関は Moncler S.p.A.に対し、押収品の写真とともに公式通知書を送達した。Moncler S.p.A.は写真を審査し、当該物品が模倣品であることを証明した。

Moncler S.p.A.は Grishina 氏を相手取り、同社所有商標の対象物品（頭部装飾品を含む衣類）に関する当該商標に紛らわしいほど類似した表示の不正使用に対する行政手続開始を申請した。

民法では、顧客を混乱させるような方法で、商標に紛らわしいほど類似した表示を類似商品にて使用することは禁じられている。不服申立てにおいて、Moncler S.p.A.は Grishina 氏に対しいかなる商標使用許可も与えておらず、押収品は Moncler S.p.A.によって、又はその承諾に基づいて製造されたものでもないと言明した。

Moncler S.p.A.の不服申立ての受理後、シェレメーチエヴォ税関は行政調査を開始し、押収品を審査のために専門家へ引き渡した。行政調査の枠組みにおいて、独立専門家による審査は必須である。審査により、押収された帽子が Moncler S.p.A.の商標登録によりカバーされる ICGS の複数の分類に該当すること、及び帽子に使用された表示が MONCLER 商標に紛らわしいほど類似していることが確認された。

さらに、調査完了後、シェレメーチエヴォ税関は行政違反報告書を作成し、Grishina 氏の責任を問うべくタタールスタン共和国商事裁判所へ不服申立てを行った。

その間、Grishina 氏は一般管轄の裁判所より、商用輸入を申告しなかったことについて有罪と判決された。

シェレメーチエヴォ税関より申立てを受けてから間もなく、商事裁判所は Grishina 氏の行為が商標の不正利用（行政犯罪法第 14 条第 10 項規定の侵害）に該当するかを判断するため、事件番号 A 65-10280/2017 の裁判を開始した。

証拠の精査後、裁判所は Moncler S.p.A.が国際登録に基づきロシアにも拡大適用される、関連物品を対象とした商標所有者であり、第三者による MONCLER 商標の市場における使用を許諾又は禁止する権利があると認定した。輸入の事実は国境にてシェレメーチエヴォ税関が行った検査結果により立証された。

前述の一般管轄の裁判所による判決に言及し、タタールスタン共和国商事裁判所は当該物品を個人使用目的で輸入したという Grishina 氏の主張を根拠に欠けるとし、観光ガイドより提供された関連証拠は証拠として採用できないと述べた。裁判所は Grishina 氏の個人実業家という立場を指摘し、そのため、観光旅行中であっても真新しい物品をロシアへ持ち込むことは、商用目的の輸入から除外されるものではないとした。押収品に使用された表示と Moncler S.p.A.の所有する商標との類似性は、物品の独立審査の結果、そしてさらに裁判所により確認された。

ついに、裁判所は Grishina 氏を商標の不正使用について有罪と判決し、10,000 ルーブル（日本円で約 18,780 円）の罰金を科し、模倣品の没収及び破棄を命じた。

#### 請求人に対する実効

偽造品の輸入者又は販売者に対する立件の実効は、低品質の模倣品が没収・破棄され市場に出されないこと、及び知的財産権者の信用及び名声が損なわれないことであろう。偽造類似品をなくすことにより、顧客は公式の流通業者から真正の高品質な製品を購入するであろう。

しかし、行政訴訟は一般的に公益、及び侵害者によって公にもたらされ得る損害の回避を目的としたものである。商標侵害事件の最も重要な結果は、模倣品がロシア市場に解放されず、顧客に害を加えないことである。

#### ケース 34

アムール地方商事裁判所、事件番号 A04-2836/2016

#### 事件要旨

Vector LLC は陸上貨物運送分野の運輸及びサービスを主要事業としている。同社は中国からロシアへ、自動車用リブド・ベルト 800 点を含む物品一式を輸入した。

税関による査察の結果、輸入された 800 点すべてのリブド・ベルトは、包装用段ボールに「GATES」及び「Micro-V」の表示が付されていた。

商標 **GATES** (国際登録第 801173 号)、



(国際登録第 800480 号)

及び **MICRO-V** (国際登録第 792022 号) が税関知的財産登録簿に登録されていたため、税関職員は商標所有者であるゲイツ・コーポレーション（アメリカ）に対し、上記物品の輸入について通知した。

Vector LLC は税関登録簿にゲイツ・コーポレーション製品の認証輸入者として登録されていなかったため、800点のリブド・ベルトの解放は差し止められた。

ゲイツ・コーポレーションは、農業及び自動車業を含む工業用途の、先端技術を利用したゴムベルト及びホースの有名な製造業者である。ゲイツ・コーポレーションの製品は自動車業、農業、鉱業、建築業、飲食業等に用いられている。

税関から受けた情報に対しゲイツ・コーポレーションの代理人は、権利者及び法的権利者の代理人のいずれも、Vector LLC と輸入品の商標使用に関するいかなる契約も交わしていないと報告した。よって、ゲイツ・コーポレーションの代理人は Vector LLC に対する法に従った査察の実施及び告訴を要請した。

ブラゴヴェシチェンスク税関は行政犯罪法第 14 条第 10 項第 1 部分（類似物品における他者商標の不正使用）に基づき、Vector LLC に対する行政訴訟を提起した。

専門家は行政手続中、物品の個包装上に刻印形式で付された「GATES」及び「Micro-V」という表示が、ゲイツ・コーポレーションの所有する商標に紛らわしいほど類似していることを確認した。専門家はまた、輸入品がゲイツ・コーポレーションの商標の登録対象である物品に類似していることも確認した。

行政調査及び証拠収集の後、Vector LLC に対する訴訟はアムール地方商事裁判所に付託された。

### 起訴までの経緯

2016年1月26日 - Vector LLC は中国からロシアへ、800点の自動車用リブド・ベルトを含む物品を輸入した。

2016年1月28日 - Vector LLC は輸入品の通関申告書を提出した。

2016年2月24日 - 被疑模倣品の輸入に関連し、Vector LLC に対する行政訴訟が提起された。

2016年3月28日 - Vector LLC に対する行政訴訟はアムール地方商事裁判所に付託された。

2016年5月5日 - アムール地方商事裁判所は行政犯罪法第 14 条第 10 項第 1 部分（類似品における他者商標の不正使用）に基づく行政犯罪について Vector LLC を有罪とし、侵害者に対し 50,000 ルーブルの罰金及び輸入されたリブド・ベルト 800 点を模倣品と認定し破棄することを命じた。

2016年8月4日 - 第六商事上訴裁判所は Vector LLC による不服申立てを棄却し、アムール地方商事裁判所の判決を支持した。

2016年12月7日 - 知的財産権裁判所は、判決破棄を求めた Vector LLC による控訴を不合理であるとし、先の判決を支持した。

### 裁判の重要点のまとめ

手続中、Vector LLC の代理人は「GATES」及び「Micro-V」の表示は物品の包装にのみされており、製品そのものには付されていないと主張した。よって、Vector LLC の代理人によれば包装は模倣品と認識されても、物品は模倣品と認識されないということであった。

さらに、Vector LLC の代理人はゲイツ・コーポレーションがその権利を乱用しており、民法第 10 条に基づく司法保護拒否の根拠となると主張した。

Vector LLC の意見では、ゲイツ・コーポレーションによる権利乱用は、ゲイツ・コーポレーションの地域代表者であった Gates CIS LLC が、2013 年 2 月 15 日に Vector LLC に対し今回の行政訴訟の対象となった物品の輸入を書面により承諾したという事実に基づくという。しかし、かかる承諾は 2016 年 2 月 17 日に何の説明もなく撤回されたという。

Vector LLC はこのような主張を、審理を行ったすべての裁判所に対し行った。

税関職員により実施された調査の資料、及びゲイツ・コーポレーション代理人の見解に基づき、裁判所は表示のされた包装は輸入品と分離不可能なものであり、統一された全体であると結論付けた。個別包装に付された表示はゲイツ・コーポレーションの商標に紛らわしいほど類似しており、物品は個別包装と合わせて模倣品とし、単一の没収及び破壊対象物となる。

さらに、どの段階の裁判所も、Vector LLC により提示されたゲイツ・コーポレーションの権利乱用に関する主張を棄却した。

実は、Gates CIS LLC は物品の輸入許可を付与する権限がなかったため、Vector LLC はそのような許可付与の要請を権利者に対して行っていなかったということが判明した。加えて、Vector LLC は物品の税関への到着後、通関手続の最中に輸入に関する承諾を取得しようとした。

さらに裁判所は、商標使用許諾の付与又は非付与は、権利者のみが有する権限であると指摘した。

### 請求人に対する実効

権利者は、模倣品の没収及び破壊という成果だけでなく、製品そのものに表示がなかったにもかかわらず、模倣包装と物品が統一された全体であるという認知を得た。

権利者及びその代理人の適時かつ連携の取れた活動により、比較的大量の模倣品（自動車用リフト・ベルト 800 点）が市場に持ち込まれるのを阻止することができた。

ゲイツ・コーポレーションの商標は税関知的財産登録簿に登録されており、これが税関による模倣品の特定に重要な役割を果たした。登録簿の示した情報により、税関職員は当該物品が未許可の会社により輸入されていることが判断でき、またゲイツ・コーポレーションのロシア代理人との連絡のための正確な連絡先も得ることができた。

## ケース 35

モスクワ地方ヒムキ市裁判所、事件番号 5-2834/2015

### 事件要旨

シェレメーチエヴォ税関対 Hovsepyan 氏、事件番号 5-2834/2015 におけるモスクワ地方ヒムキ市裁判所判決

Hovsepyan 氏はロシア連邦の領地内に商標「Dior」を冠した製品を違法に輸入した。輸入された製品の数量から、製品が商用目的であることは明らかであった。行政犯罪の事実により、Hovsepyan 氏に対する行政訴訟が提起された。

モスクワ地方ヒムキ市裁判所は Hovsepyan 氏を行政犯罪について有罪とした。

#### 法的措置までの経緯

2015 年 3 月 21 日 — 税関国境を越える際、Hovsepyan 氏は輸入品の通関申告書を提出した。税関手続中、10,860 点の模倣品が発見された。シェレメーチエヴォ税関は商標所有者に対し、当該輸入について通知した。

2015 年 3 月 22 日 — シェレメーチエヴォ税関は Hovsepyan 氏に対する行政訴訟を提起した。

2015 年 10 月 26 日 — 事件はモスクワ地方ヒムキ市裁判所に付託された。

2015 年 11 月 18 日 — 判決により Hovsepyan 氏は行政犯罪について有罪とされた。

#### 裁判の重要点のまとめ

税関は物品が個人使用目的ではないと判断した。専門家の意見によると、輸入品は模倣品であった。

商標の権利者である CHRISTIAN DIOR COUTURE company は、Hovsepyan 氏の商標使用に関する承諾をしていなかった。

専門家の意見では、輸入品は模倣品であり原製品に相当するものではなく、それは素材の品質、原製品に用いられる素材の品質、商標の低品質な使用により立証されているということであった。

民法では、顧客を混乱させるような方法で、商標に紛らわしいほど類似した表示を類似商品にて使用することは禁じられている。

#### 請求人に対する実効

モスクワ地方ヒムキ市裁判所は Hovsepyan 氏を行政犯罪について有罪とし、輸入者への罰金を科した。模倣品はその所有者（侵害者）への補償なく没収された。こうして、有名商標の所有者は偽造品からの保護を勝ち取り、希望する判決を得た。

#### ケース 36

モスクワ地方ポドリスク市裁判所、事件番号 5-1798/2016

#### 事件要旨

モジャイスク税関対有限責任会社「OTS」、事件番号 5-1798/2016 におけるモスクワ地方ポドリスク市裁判所判決

有限責任会社である「OTS」は、他社「Spin Master」製品に類似した玩具をロシア国内へ輸入した。モジャイスク税関は商標所有者に対し、当該輸入について通知した。当該所有

者は「OTS」が商標の公式流通業者ではなく、ロシア国内で販売されている物品の輸入許可も得ていないと主張した。

モジャイスク税関は行政違反報告書を作成し、本件をモスクワ地方ポドリスク市裁判所へ提訴した。

モスクワ地方ポドリスク市裁判所は有限責任会社「OTS」を行政犯罪について有罪とした。

### 法的措置までの経緯

有限責任会社「OTS」が輸入品に係る申告書を提出。

通関手続中、「Paw Patrol」のロゴが付された製品が発見された。

輸入製品に用いられた図樣的要素及び言語的象徴が、「Spin Master Ltd.」という会社の原製品である「Paw Patrol」のグラフィックデザインアート形態ロゴの形状、図様、色彩、キャラクター、型、フォント及び言語的名称に紛らわしいほど類似していることが専門家の意見により立証された。

「Pow Patrol」ロゴの所有者である会社「Spin Master」は、有限責任会社「OTS」は商標の公式流通業者ではなく、当該製品を輸入する許可を得ていないと指摘した。

モジャイスク税関は行政違反報告書を作成し、本件をモスクワ地方ポドリスク市裁判所へ提訴した。

2016年11月23日－裁判所における行政訴訟が開始された。

2016年12月5日－モスクワ地方ポドリスク市裁判所は有限責任会社「OTS」を商標侵害について有罪とし、罰金の支払い及び輸入品の没収を命じた。

### 裁判の重要点のまとめ

当該物品輸入の適法性に関する情報を得るため、モジャイスク税関は「Spin Master Ltd.」に当該輸入について知らせた。

商標所有者の代理人はかかる物品が模倣品であることを立証し、有限責任会社「OTS」に対する行政手続開始の申請を行った。

商標所有者の代理人はさらに、「Paw Patrol」模倣品の包装は非常に低品質であったことを示唆した。包装は薄い段ボール及びプラスチック製、端部はしわくちゃで破れており、彩色は色あせているかどぎつすぎるかで、画像もぼやけていた。識別表示が付されていない、中国製の包装であった。「Paw Patrol」の原製品には必ず、製造業者である「Spin Master」のロゴがついているのである。

偽造品の中には、彩色が原製品のそれに対応していないものも多く存在した。偽造「Puppy patrol」は粗悪な塗装を施した粗悪品である。

### 請求人に対する実効

モスクワ地方ポドリスク市裁判所は有限責任会社「OTS」を商標侵害について有罪とし、罰金 30,000 ルーブル（日本円で約 58,201.2 円）の支払いを命じた。模倣品はその所有者

(侵害者)への補償なく没収された。よって、裁判所の判決は侵害を阻止し、所有者の知的財産権を保護する結果となった。

### ケース 37

サンクトペテルブルク市裁判所、事件番号 5-951/2015

#### 事件要旨

バルチィスカヤ税関対有限責任会社「Fantazer」、事件番号 5-951/2015 におけるサンクトペテルブルク市裁判所判決

有限責任会社「Fantazer」は商標 MONSTER HIGH（著作権者は「Mattel Inc.」）の要素を含む物品を、税関国境を越えて持ち込んだ。有限責任会社「Fantazer」はロシア連邦への物品の輸入許可を著作権者より受けていなかった。2015年7月17日にサンクトペテルブルクのキーロフ地方裁判所において、「Fantazer」は行政犯罪についての有罪判決を受けた。上訴者による不服申立ては上級裁判所により棄却された。

#### 法的措置までの経緯

2014年8月13日－有限責任会社「Fantazer」は税関国境を越える際、輸入品の通関申告書を提出した。

2014年8月20日－通関手続において、輸入品が模倣品であることが発覚した。バルチィスカヤ税関は商標侵害の可能性について権利者に通知した。

2014年8月29日－輸入品は訴訟の証拠として押収された。

2014年9月12日－専門家による審査の結果、輸入品は模倣品であると証明された。

2015年7月17日－サンクトペテルブルクのキーロフ地方裁判所において、有限責任会社「Fantazer」は行政犯罪についての有罪判決を受けた。

2015年8月25日－サンクトペテルブルク市裁判所は、サンクトペテルブルクのキーロフ地方裁判所の判決を支持する決定を下した。

2016年2月3日－サンクトペテルブルク市裁判所は下級裁判所の判決を支持し、上訴を棄却した。

#### 裁判の重要点のまとめ

税関手続の過程で、発見された物品が模倣品であるかの確認を行う要請が商標所有者の代理人に対し送られた。

著作権保持者からの報告によると、有限責任会社「Fantazer」は「Mattel Inc.」の公式輸入者ではなく、物品をロシア連邦へ輸入する許可を得ていない。

有限責任会社「Fantazer」は物品のロシア連邦領内への輸入に関する商標所有者による承諾があったと立証する書類を提示しなかった。

## 請求人に対する実効

サンクトペテルブルクのキーロフ地方裁判所において、有限責任会社「Fantazer」は行政犯罪についての有罪判決を受けた。裁判官は輸入者に罰金の支払いを命じ、さらに人形及びアクセサリー等の模倣品の没収及び破棄を命じた。

## ケース 38

スタヴロポリ地方ミネラロヴォツキー市裁判所、事件番号 5-1127/2014

## 事件要旨

北コーカサス税関対 Shikhamirova 氏、事件番号 5-1127/2014 におけるスタヴロポリ地方ミネラロヴォツキー市裁判所判決

個人に対する手荷物の税関管理手続中、Shikhamirova は輸入品の通関申告を行った。輸入品の数量が、それが商用目的であることを示唆していた。

調査の結果に基づき、Shikhamirova 氏は行政犯罪により起訴された。

ミネラロヴォツキー市裁判所は Shikhamirova 氏を行政犯罪について有罪と判決した。

## 法的措置までの経緯

2014 年 7 月 10 日 - Shikhamirova 氏は輸入品についての通関申告を行わなかった。税関手続中、125.85 kg の未申告品が発見された。

2014 年 8 月 4 日 - 商標所有者が、輸入品が模倣品であることを確認した。

2014 年 9 月 17 日 - 輸入品に施されたプリントが「DISNEY ENTERPRISES, INC.」の原製品に類似していることが、専門家による審査により立証された。

2014 年 10 月 17 日 - 北コーカサス税関は Shikhamirova 氏に対する行政手続を開始した。

2014 年 10 月 22 日 - スタヴロポリ地方ミネラロヴォツキー市裁判所は行政犯罪に係る訴訟、事件番号 5-1127/2014 を開始した。

2014 年 11 月 20 日 - 裁判所は Shikhamirova 氏を行政犯罪（他者商標の不正使用）について有罪と判決した。

## 裁判の重要点のまとめ

税関知的財産登録簿によると、商標「MINNIE MOUSE」は商品及びサービスの国際分類の第 25 類としてロシア特許庁にて登録されており、米国の 500 South Buena Vista Street Burbank, California 91521 に所在する企業「DISNEY ENTERPRISES, INC.」に帰属するものであった。

専門家による審査報告書によると、輸入品に付された図画は「DISNEY ENTERPRISES, INC.」の所有する登録商標に類似している。よって、Shikhamirova 氏は会社「DISNEY ENTERPRISES, INC.」の専属的権利を侵害した。

## 請求人に対する実効

スタヴロポリ地方ミネラロヴォツキー市裁判所は、行政犯罪法第 14 条第 10 項第 1 部分に基づく行政犯罪について有罪と判決した。裁判所は同氏へ罰金の支払いを命じ、さらに模倣品の没収・破棄を命じた。かかる措置は他者によるこのような犯罪の防止、及び顧客及び知的財産の所有者に害を及ぼす可能性のある模倣品からのロシア市場の保護を目的としている。

## ケース 39

トゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所、事件番号 5-488/14

### 事件要旨

トゥヴァ税関対 Lopsan 氏、事件番号 5-488/14 におけるトゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所判決

税関国境を越える際、Lopsan 氏は輸入品の通関申告書を提出した。輸入品の関税課税価格が明示されていなかった。税関管理手続中、Lopsan 氏が税関共同体域内に商用目的の物品を輸入したことが判明した。輸入品には商標「Columbia」と紛らわしいほど類似した呼称「Columbia」が付されていた。トゥヴァ税関は行政違反報告書を作成し、本件をトゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所へ提訴した。トゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所は Lopsan 氏を、行政犯罪について有罪と判決した。

### 法的措置までの経緯

2014 年 10 月 11 日 — 税関手続中、税関職員は Lopsan 氏がロシア領内に呼称「Columbia」の付された物品を輸入したことを発見した。

2014 年 11 月 11 日 — トゥヴァ税関は行政違反報告書を作成し、本件をトゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所へ提訴した。

2014 年 11 月 14 日 — 行政犯罪に係る訴訟がトゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所にて開始された。

2015 年 1 月 13 日 — 裁判所は Lopsan 氏を「Columbia」商標の不正使用について有罪と判決した。

### 裁判の重要点のまとめ

通関手続の過程で明らかになった未申告品は、特定の税関手続下に置かれる。

よって、税関申告が義務づけられている物品を税関国境を越えて持ち込んだ Lopsan 氏は、税関法規要件に違反したこととなる。

専門家の意見によると、審査対象として提出された「Columbia」呼称の付された物品（7 ユニット）は、模倣品と認められた。

本件の結果として、トゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所は Lopsan 氏を行政犯罪について有罪と判決し、罰金及び模倣品の没収を命じた。

## 請求人に対する実効

偽造品の輸入者立件の実効は、このような手続が粗悪な偽造品のロシア市場への侵入を防止するということである。偽造品をなくすことにより、顧客が公式の流通業者から真正の高品質な製品を購入する可能性が高まるであろう。

## ケース 40

トゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所、事件番号 5-482/14

### 事件要旨

トゥヴァ税関対 Salchak 氏、事件番号 5-482/14 におけるトゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所判決

税関管理中、Salchak 氏は「Adidas」の呼称が付された女性用スポーツ・パンツ（10点）の申告を行わなかった。Salchak 氏は商標所有者からのロシア連邦への輸入許可を得ていなかったため、行政犯罪（他者の保護商標「Adidas」の不正使用）を犯した。

裁判所は Salchak 氏を行政犯罪について有罪と判決し、同氏を過料に処したうえで、違法複製された商標を含む物品の没収を命じた。

### 法的措置までの経緯

2014年10月10日－Salchak 氏は輸入品の通関申告書を提出した。

2014年10月11日－通関手続中、「Adidas」のロゴが付された製品（10点）が発見された。トゥヴァ税関は Salchak 氏を相手取った行政犯罪訴訟を提起した。

2014年11月14日－同訴訟がトゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所に付託された。

2014年12月16日－トゥヴァ共和国エルズイン地方裁判所は行政犯罪について Salchak 氏を有罪と判決し、過料に処した。

### 裁判の重要点のまとめ

通関手続の過程で発見された未申告品は、税関申告の必須対象となり特定の手続下に置かれた。

よって、Salchak S. K.氏は税関法規の要件に違反した形で物品を税関国境を越えさせたこととなる。

専門家の意見によると、審査対象として提出された物品は模倣品であった。

訴訟の結果、裁判所は Salchak 氏を行政犯罪について有罪と判決し、同氏を過料に処したうえで、違法複製された商標を含む物品の没収を命じた。

## 請求人に対する実効

このような訴訟は、目下の侵害行為の阻止及び将来の侵害行為の防止を目的としている。

## ケース 41

サンクトペテルブルク市キロフスキー地方裁判所、事件番号 5-1312/14

### 事件要旨

バルト税関対有限責任会社「Rail systems」、事件番号 5-1312/14 におけるサンクトペテルブルク市キロフスキー地方裁判所判決

有限責任会社である「Rail systems」は輸入品の電子申告を行った。

税関査察の結果、物品には「Viacom Overseas Holdings C. V.」が所有する有名テレビ番組「TEENAGE MUTANT NINJA TURTLES」のキャラクターに類似した、「TEENAGE MUTANT NINJA TURTLES アニメキャラクターのフィギュア」648 点が含まれていたことが判明した。

有限責任会社「Rail systems」は物品のロシア連邦領内への輸入に関する商標所有者の承諾を証明する書類を税関に送付していなかった。

バルト税関は行政違反報告書を作成し、本件をサンクトペテルブルク市キロフスキー地方裁判所へ提訴した。

サンクトペテルブルク市キロフスキー地方裁判所は同社を行政犯罪について有罪とし、罰金 30,000 ルーブル（日本円で約 58,201.2 円）の支払いを命じた。

### 法的措置までの経緯

有限責任会社「Rail systems」は税関手続に従い、プーシキン税関へ電子申告を行った。

税関管理中に「Viacom Overseas Holdings C. V.」の製品を模した模倣品が発見された。

商標所有者は、押収品は原製品に対応したものではなく、模倣品であると通知した。

2014 年 8 月 19 日 - サンクトペテルブルク市キロフスキー地方裁判所は有限責任会社「Rail systems」を相手取り、行政犯罪訴訟（事件番号 5-1312/14）を開始した。

2014 年 10 月 13 日 - サンクトペテルブルク市キロフスキー地方裁判所は同社を公式流通業者の原製品を模した偽造品輸入の罪について有罪と判決した。

### 裁判の重要点のまとめ

行政調査中、輸入品は押収され専門家へと送られた。鑑定の結果によると、製品及びその包装又はラベルに付された画像は「Viacom Overseas Holdings C. V.」が著作権を所有するテレビ番組「TEENAGE MUTANT NINJA TURTLES」のキャラクターに紛らわしいほど類似していた。

行政手続中、バルト税関は侵害者の弁明を受けた。有限責任会社「Rail systems」取締役の Klimenko 氏は、同社はコンテナ内の物品を検査していなかったため、同社はコンテナ内の模倣品の存在に気づいていなかったと説明した。

Klimenko 氏は行政犯罪法第 7 条第 12 項第 1 部分に基づく行政犯罪について罪を認めた。

訴訟の結果、サンクトペテルブルク市キロフスキー地方裁判所は有限責任会社「Rail systems」を行政犯罪について有罪と判決し、同社に罰金を科した。模倣品は侵害者への補償なく没収された。

### 請求人に対する実効

本件では裁判所の決定により、商標所有者の知的財産権が保護された。一般的に、このような決定は国内市場と消費者を低品質の模倣品から保護する役割を持つ。

#### (ii) 特許侵害

発明・特許訴訟の引用は不可能である。税関は、特許に関する監視は行っていない。特許所有者が、特許製品がどの検問所を通してロシアに入国するかを知っている場合、税関へ申請しかかる製品の到着予想を通知するよう要請することは可能である。税関はそうした要請を受け入れ（しかし義務ではない）、特許所有者に到着予定の貨物について通知することができる。

#### (iii) 意匠侵害

意匠特許訴訟の引用は不可能である。税関は、特許に関する監視は行っていない。特許所有者が、特許製品がどの検問所を通してロシアに入国するかを知っている場合、税関へ申請しかかる製品の到着予想を通知するよう要請することは可能である。税関はそうした要請を受け入れ（しかし義務ではない）、特許所有者に到着予定の貨物について通知することができる。

#### (iv) 著作権侵害

##### ケース 42

プリモルスキー地方商事裁判所、事件番号 A51-28141/2014

##### 事件要旨

Arbel LLC（ロシア）は、著作物を複製した 216 点の偽造人形を輸入した。ウラジオストク税関は Arbel LLC に対し、著作物の不正使用についての不服申立てを行った。プリモルスキー地方商事裁判所は事件番号 A 51-28141/2014 の裁判を行い、偽造品の輸入者を行政犯罪について有罪と判決した。

##### 起訴までの経緯

2014 年 4 月 10 日 – Arbel LLC は Winx Club シリーズのキャラクターを複製した人形 216 点のロシアへの輸入を申告した。

2014 年 4 月 18 日 – ウラジオストク税関は著作権者に対し、当該輸入について通知した。

2014 年 4 月 30 日 – 著作権者は Arbel LLC を相手取り、行政手続開始申請を行った。

2014 年 12 月 22 日 – 商事裁判所は Arbel LLC を著作権侵害について有罪とし、罰金の支払い、及び輸入品の没収並びに破棄を命じた。

## 裁判の重要点のまとめ

**Winx Club** はイタリアの有名なテレビアニメ・シリーズで、世界中で知られている。若い顧客の間での人気と大流行のため、第三者がシリーズのブランド及びキャラクターを不正に利用し利益を得ようとする事件がしばしば発生している。

イタリアのエンターテインメント会社 **Rainbow S.r.L.** の社長である **Iginio Straffi** 氏は **Winx Club** の監督、考案者及び制作者であり、また **WINX CHARACTERS** の著作権者でもある。

2014年4月10日、ウラジオストク税関は知的財産の所有者に、**Winx Club fairies** を複製した人形 216 点がウラジオストクにある会社 **Arbel LLC** により輸入されたことを通知した。輸入者が税関に提出した積荷書類によると、物品の製造業者は中国义乌市の **CARNIVAL TRADING TOYS Co., Ltd.** であった。

税関は権利者の代理人に当該物品の写真を提供し、**Arbel LLC** が知的財産の所有者から著作物の使用許可を得ていないため、かかる物品が模倣品であると確認した。知的財産の所有者は **Arbel LLC** を相手取り、著作物の複製品輸入を含んだ著作物の不正使用（行政犯罪法第7条第12項第1部分）に対する行政手続開始を申請した。著作権者は、著作物の複製品を輸入する許可を **Arbel LLC** へ与えておらず、輸入された人形は著作権者の承諾を得ずに製造されたものであると主張した。

行政調査及び輸入された人形の専門家による審査を実施後、ウラジオストク税関は違反報告書を作成し、ウラジオストクのプリモルスキー地方商事裁判所に **Arbel LLC** を起訴した。

裁判所は事件番号 A 51-28141/2014 を開始し、著作権の所有、ロシア領内への物品輸入の事実、輸入品における知的財産対象の使用事実、侵害者の有責性といった行政犯罪該当基準の分析を行った。

著作物に係る **Straffi** 氏の権利は、弁護士事務所「**Gorodissky and Partners**」により発行された著作権登録・納本証明書により認証及び確認された。

裁判所は、**Arbel LLC** が物品をロシア市場に解放すべく通関申告書を提出していたことから、同社が確かに当該物品を輸入していたという事実を立証した。裁判所は **Arbel LLC** が当該物品の輸入許可を得ておらず、当該人形は模倣品であり、著作物 **WINX CHARACTERS** は権利者の許可なく偽造人形という形で複製されたと結論付けた。

罪状については、行政犯罪法第2条第1項によると、規則及び法的要件に準拠する機会があったにもかかわらずすべての必要措置を取らなかったと立証された場合、法人は行政犯罪について有罪とされる。裁判所は、**Arbel LLC** は輸入前に物品を査察し第三者権利の侵害がないか調べることができたにもかかわらず、それを行わなかったという見解を示した。

本件の結果として、裁判所は **Arbel LLC** を著作権の不正使用について有罪として輸入者に罰金 30,000 ルーブル（日本円で約 58,689 円）を科し、著作権者に対しさらに重要なこととして、模倣人形を没収のうえ破棄することを命じた。

## 請求人に対する実効

一般的に、行政訴訟は公益の分野にかかわるものであり、このような事件の成果とは、公に及んでいたかもしれない損害を回避できたことである。よって、著作権侵害に関連した

行政犯罪の立証による最も重要な結果とは、顧客に有害となり得る模倣品がロシア市場に解放されないことである。知的財産の所有者への前向きな実効は、没収・破棄された偽造品が市場に出ず、知的財産の所有者の信用と名声を損なわないという事実から生まれる。顧客は公式の流通業者から真正の高品質な製品を購入する傾向となるであろう。

## 反独占当局による措置

### (i) 商標侵害

#### ケース 43

事件番号第 K01-52/15 号（連邦反独占庁サンクトペテルブルグ事務所）

#### 事例の概要

事件番号第 K01-52/15 号（相手側：LLC Traditsia）に関する連邦反独占庁サンクトペテルブルグ事務所の解決策

#### 告訴に至る経緯

VALIO LLC は、サンクトペテルブルグの現地企業がバター「BABA VALJA」を商品化している事実を発見した。VALIO LLC は、当該バターのパッケージ意匠が、自社のバター「VALIO」（フィンランド企業 VALIO OY が生産）のパッケージ意匠に酷似していると判断した。

VALIO LLC は、連邦反独占庁サンクトペテルブルグ事務所（UFAS サンクトペテルブルグ）に対して訴訟を提起し、ロシア商標第 383792 号 **Масло Валио**、第 445374 号



及び国際登録第 975439 号



の商標権を引用し、意匠の類似性を主張した。

#### 訴訟の概要及び重要点

UFAS サンクトペテルブルグは自身のウェブサイト上で世論調査を行い、その結果、回答者の 58%が当該パッケージ意匠の類似性を認めた。



(出所：<http://spb.fas.gov.ru/poll/9670>)。

また、UFAS サンクトペテルブルグは、当該製品間の類似性を確認するため、商標弁護士の意見及びロシア商標庁の意見も活用した。

この点、VALIO LLC と TRADITSIA LLC は競合企業であるとみなされ、かつ、TRADITSIA LLC が VALIO の商標及びパッケージ意匠と紛らわしい意匠を使用しているという事実に基づき、UFAS は、不正競争が行われていると判断し、総額 11 万ロシア・ルーブル (RUR) の過料を科した。UFAS での本件の審理中、TRADITSIA LLC が同侵害意匠を変更する決定を行った点は留意する必要がある。

#### 請求人に対する実効

本件は、パッケージ意匠侵害の分野において、ブランド所有者がその侵害を効果的に止めさせ得る方法に関する際立った実例である。

#### ケース 44

事件番号第 1-14-1211/77-16 号 (連邦反独占庁モスクワ市事務所)

#### 事例の概要

企業 OPEN ALLAYENS LIMITED (キプロス) は、商品及びサービスの国際分類 (ICGS) の商品 (第 9、10、11 類)、並びに ICGS のサービス (第 35、37、38、42 類) に関して、ロシアの登録商標 **SENSEIT** (第 441003 号) の所有者である。

本商標は、スマートフォン、携帯電話、無線磁気センサー、トラッカー、及びその他の機器に印す目的で使用されている。

ロシアでは、企業 OPEN ALLAYENS LIMITED の製品は、実施許諾契約 (同契約により、Senseit.ru LLC は自社の活動において商標 **SENSEIT** を使用する権利が付与されている) を通じて Senseit.ru LLC が販売促進を行っている。

Senseit.ru LLC は、ロシアでのインターネット経由の小売取引、並びに様々な機器及び機械の卸売取引を行っている。

企業 OPEN ALLAYENS LIMITED は、「SENSIT」 (同社が所有する商標 **SENSEIT** と高度の類似性を有する) と表示された無線磁気センサーが、インターネット上に掲載されている事実に気づいた。

AAM Systems LLC (モスクワ) は、無線磁気センサー「SENSIT」の販売に関する情報を掲載するとともに、同製品の販売を促進していた。

AAM Systems LLC の基本的な活動は、機械、産業機器、船舶及び航空機の卸売業における仲介業務、並びにコンピューター・ソフトウェア開発、コンサルタント業務及びコンピューター技術業務である。

企業 OPEN ALLAYENS LIMITED は、テスト購入のため AMM Systems LLC へ接触し、テスト用に無線磁気センサー「SENSIT」を一時的にロイヤリティー無料で OPEN ALLAYENS LIMITED へ提供するとの提案書を受け取った。

また、OPEN ALLAYENS LIMITED は、AMM Systems LLC が無線磁気センサー「SENSIT」を宣伝しているウェブサイトの記録も行った。

AAM Systems の活動が商標 **SENSEIT** の専属的権利に対する侵害に当たると考え、企業 OPEN ALLAYENS LIMITED は、競合他社と認定され得る無関係の企業に関して混同を引き起こす可能性がある活動（並びに不作為）、若しくは当該企業のうちの一社が所有する専属的権利が設定されている商標、名称又は商業上の表示と同一の表示を不正使用している企業の商品又はサービスに係る活動を禁止している「競争保護に関する」法律第 14.6 条パート 1 を根拠に、連邦反独占庁モスクワ市事務所（UFAS モスクワ）へ申立てを行った。

### 告訴に至る経緯

2016 年 7 月 7 日 - UFAS モスクワは、不正競争訴訟（事件番号第 1-14-1211/77-16 号（相手側：AMM Systems LLC））に着手した。

2016 年 11 月 22 日 - UFAS モスクワは、商標 **SENSEIT**（登録証第 441003 号に基づき企業 OPEN ALLAYENS LIMITED が所有）と紛らわしい「SENSIT」と表示された商品が販売されていることを理由に、AAM Systems LLC の活動が不正競争に該当し、かつ、「競争保護に関する」法律第 14.6 条パート 1 に違反すると認定した。

AAM Systems LLC は、UFAS モスクワの決定に対して上訴を行わなかった。

### 訴訟の概要及び重要点

UFAS モスクワが述べたところでは、Senseit.ru LLC は、企業 OPEN ALLAYENS LIMITED のライセンスであり、商標 **SENSEIT** が印された商品（無線センサーを含む）の販売促進を行っていた。

AAM Systems LLC が Senseit.ru LLC と類似する活動を行い、かつ、インターネット上で無線センサー「SENSIT」の販売を行っている点を考慮し、当該企業間には競合関係があることが確認された。

UFAS モスクワの要請に応じてロシア特許庁（Rospatent）が発行した報告書を踏まえ、AAM Systems LLC が無線センサーに使用する「SENSIT」の表示は、視覚及び音声上の類似性により、**SENSEIT** と紛らわしいほどに類似していると判断された。

AAM Systems LLC は、無線センサー「SENSIT」の販売を裏付ける書類が存在しないことを理由に、同センサーは市場へ投入されていないと主張したが、UFAS モスクワは、この主張を却下した。

UFAS モスクワは、「競争保護に関する」法律第 14.6 条及び民法第 1484 号の規定を参照し、商品（無線センサー）に関して消費者の混同を引き起こす恐れがある活動はすべて不正競争と認定され得る点を指摘した。そのような活動としては、商品の輸入、生産、販売、交換、並びに販売の申し出が考えられる（ただし、商標と同一の、又は紛らわしい表示が存在し、かつ、商品の生産者又は商品の何らかの特徴に関して消費者に誤解を与える恐れがあることを条件とする）。

## 請求人に対する実効

権利保持者は、同センサーの販売及び宣伝を停止させ、かつ、当該商品の販売の可能性を排除することが可能となった。企業 OPEN ALLAYENS LIMITED は、ロシアでは独立した活動を行っておらず、自社のライセンシー (Senseit.ru LLC) を通じて商品の販売促進を行っているが、それでも同社は、競合関係の存在を上手く証明し、それに基づき、AAM Systems LLC の活動が不正競争に該当するとの認定を受けた。

UFAS モスクワの決定により、不正競争と認定され得る活動のリストは限定されていないこと、そして、他者の商標表示と同一の、又は紛らわしい表示を不正に使用 (インターネット上の使用を含む) している商品の促進は、例え侵害者がまだ当該製品の輸入又は販売を行っていない場合でも、不正競争として認定され得ることが改めて確認された。

### (ii) 特許侵害

#### ケース 45

事件番号第 29/06-2015 号 (連邦反独占庁プリモルスキー地方事務所)、事件番号第 A51-13688/2016 号 (プリモルスキー地方商事裁判所)

#### 事例の概要

連邦反独占庁プリモルスキー地方事務所 (UFAS プリモルスキー地方) 対 Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏 (不正競争訴訟事件番号第 29/06-2015 号、事件番号第 A51-13688/2016 号)

企業 DATERICH INVESTMENTS (セーシェル) は、ねじ、留め金、打ち込み杭の生産及び販売に関する活動を行っており、らせん杭関連の各種技術的解決法に関する複数の実用新案特許の特許所有者である (ロシア実用新案特許第 144966 号、157320 号、157321 号、158887 号、158889 号)。

特に、DATERICH INVESTMENTS は、自社のライセンシー (ONNEA LLC) を通じて円錐状らせん杭 (らせん幅 15 ミリ) をロシアへ輸入している。また、同社は、予備部品の販売、宣伝及び促進活動も行っている。DATERICH INVESTMENTS による特許取得済みの技術的解決法 (実用新案特許第 144966 号) は、当該らせん杭に使用されている。

Asent-Import LLC 及び Masanin 氏は、インターネット上でらせん杭 (らせん幅 15 ミリ) 販売の告知を行っていたが、同特許所有者は、これらの活動が自身への権利侵害に当たる可能性があると考えた。

同特許所有者の代理人は、Asent-Import LLC 及び Masanin 氏がインターネット上で宣伝しているらせん杭をいくつか購入した。

購入後、Masanin 氏及び Altair-Asia LLC がらせん杭の販売を行っている事実が判明した。商品の販売は、Asent Import LLC が所有する倉庫にて行われていた。

取得したらせん杭の調査中、当該技術的解決法 (実用新案特許第 144966 号に記載) が使用されていることが確認された。

判明した事実を受け、DATERICH INVESTMENTS は、特許侵害に関連する不正競争に関して Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏への調査を求め、自社代理人経由で連邦反独占庁プリモルスキー地方事務所（以後、UFAS）へ申立てを行った。

### 告訴に至る経緯

2015 年 9 月 24 日 - DATERICH INVESTMENTS は、特許権侵害に関連する不正競争の兆候があるとして、Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏の調査を求め、自社代理人及びライセンシー（ONNEA LLC）経由でプリモルスキー地方連邦反独占庁（「FAS」）へ申立てを行った。

2016 年 3 月 23 日 - UFAS プリモルスキー地方は、Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏が「競争保護に関する」法律第 14.5 条に違反しているとの決定を下した。同決定において述べられた内容によれば、不正競争は、技術的解決法（実用新案として特許取得済み）を使用した商品に関するロシア国内での販売活動及びその他の形態の販売活動から成る。

2016 年 3 月 23 日 - UFAS プリモルスキー地方は、Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏に対して、円錐状らせん杭（らせん幅 15 ミリ）の販売、並びに当該販売に関するインターネット上での情報拡散の停止を求める強制命令を下した。

2016 年 6 月 20 日 - Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏は、プリモルスキー地方 UFAS が下した決定の取消しを求めて、プリモルスキー地方商事裁判所へ上訴した。

2016 年 12 月 12 日 - プリモルスキー地方商事裁判所は、UFAS の決定を支持し、Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏の上訴を却下した。

### 訴訟の概要及び重要点

本件の審理の結果、UFAS プリモルスキー地方は、ONNEA LLC（実質的に、特許保持者の利害を代表）と Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏との間に競合関係が存在すると認定した。当該企業は、様々な建築資材の小売取引を行っていた。

面談した専門家の意見、並びにらせん杭購入後に特許保持者の代理人が作成した報告書に従い、UFAS プリモルスキー地方は、販売と宣伝が行われている当該らせん杭が実用新案特許第 144966 号「らせん杭」の権利を侵害しているとの結論を下した。

確認された事実（競合関係の存在及び実用新案特許の侵害）に基づき、UFAS プリモルスキー地方は、円錐状らせん杭（らせん幅 15 ミリ）の販売と宣伝を目的とした Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏の活動が、不正競争及び「競争保護に関する」法律第 14.5 条違反に該当するとの判断を下した。

プリモルスキー地方商事裁判所は、UFAS の決定に対する Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏の不服申立てについて検討したが、UFAS の決定を支持した。さらに、プリモルスキー地方商事裁判所は、UFAS の決定が完全に正当かつ妥当であると主張した。したがって、Asent-Import LLC、Altair-Asia LLC 及び Masanin 氏の不服申立ては満足の行く結果とはならなかった。

## 請求人に対する実効

UFAS プリモルスキー地方の決定及びプリモルスキー地方商事裁判所の決定の結果、特許所有者は、同時に3名の侵害者の違法な活動を停止させることができた。

企業 DATERICH INVESTMENTS の権利を侵害しているらせん杭の販売及び宣伝の禁止に加え、すべての侵害者は、行政犯罪に関する法律第 14.33 条に基づき、行政上の責任を問われる。Asent-Import LLC 及び Altair-Asia LLC は、それぞれ総額 10 万 RUR の罰金が科せられた。また、Masanin 氏も、総額 2 万 RUR の罰金が科せられた。

特許所有者は、UFAS プリモルスキー地方が行った決定の効力発生後、特許権侵害に対する損害回復又は補償を求めて商事裁判所へ申立てを行う権利を有する。

## (iii) 意匠侵害

### ケース 46

事件番号第 05-15/82-14 号（連邦反独占庁モスクワ市事務所）

### 事例の概要

*Feretti Rus, LLC 対 Ramensky Confectionary Plant, LLC*

決定日：2014 年 12 月 11 日

請求人：Feretti Rus, LLC（SHIFFMAN HOLDINGS LIMITED（キプロス）の関連会社、デザート生産業者、かつ Childing Limited（キプロス）の名を借りた工業意匠特許の専属的サブライセンシー）

侵害者－Ramensky Confectionary Plant, LLC（RCP LLC）

関連知的財産－ロシア工業意匠特許第 74428 号「包装」（優先日：2009 年 5 月 20 日）

### 告訴に至る経緯

Feretti Rus, LLC は、連邦反独占庁モスクワ市事務所（UFAS モスクワ）に対して、工業意匠特許第 74428 号（優先日：2009 年 5 月 20 日）侵害を理由に、RCP LLC を相手取り訴訟を起こした。

Feretti Rus, LLC は、2010 年 3 月より製品「Faretti」の販売を行っており、一方、RCP LLC は、2011 年 10 月にビスケット「Baker House」の販売を開始した。

2014 年 12 月 11 日、UFAS モスクワは、RCP LLC が「競争保護に関する」法律第 14 条(1) 第 2 段落に違反していることを認める決定を下した。さらに、UFAS は、当該不正競争の停止命令を下した。

### 訴訟の概要及び重要点

Feretti Rus, LLC は、連邦反独占庁（UFAS）モスクワ市事務所に対して、RCP LLC を相手取り訴訟を起こした。本件は、特許取得済み意匠（優先日：2009 年 5 月 20 日）に類似するプラスチック包装に入ったビスケットの販売に関して、「競争保護に関する」法律第 14 条(1)に基づき提起された。

同 UFAS 委員会は、Feretti Rus, LLC が 2010 年 3 月より製品「Faretti」の販売を行っており、一方、RCP LLC は、2011 年 10 月にビスケット「Baker House」の販売を開始したことを確認した。その際、被告は、Faretti の意匠は使用しておらず、むしろ、企業 TrustInvestStroy との実施許諾契約（2013 年 6 月 27 日付）に基づき、特許第 116477 号（優先日：2011 年 12 月 29 日）の工業意匠を使用したと述べた。しかしながら、後者の意匠については、優先日がより遅く、抗弁に用いることができなかつたため、この主張は不適切であると判断された。

また、Feretti Rus, LLC は、UFAS に対して世論調査報告書（同報告書によれば、回答者の 70.5% が両包装に類似性があるとみなし、回答者の 78.5% が当該類似包装を店頭で見かけた場合、誤解する可能性があることを認めた）を提出した。

さらに、UFAS は、連邦産業財産権機関からの書簡（同書簡によれば、両意匠は、類似性があると判断され、情報に通じた消費者に対して一致する視覚的印象を与え得るあらゆる特徴を含んでいる）も考慮に入れた。

その結果、2014 年 12 月 11 日、UFAS モスクワは、RCP LLC が「競争保護に関する」法律第 14 条(1)第 2 段落に違反していることを認める決定を下した。さらに、UFAS モスクワは、当該不正競争の停止命令を下した。

#### 請求人に対する実効

請求人は、工業意匠特許の権利を執行することができ、実施許諾契約に基づき別の工業意匠を使用したという趣旨の被告の主張を退けることができた。その結果、同競合企業に対して、特許取得済み意匠と類似する包装に入った製品について、その生産及び販売の停止命令が下された。

#### (iv) 著作権侵害

##### ケース 47

事件番号第 03-05 / 45-2016 号（連邦反独占庁クルスク地方事務所）

##### 事例の概要

企業 I.P. Creations Enterprises Limited（キプロス）は、公的ケータリング・サービスを提供

する活動を行っており、いくつかの商標（、 及び



（「Eastern Market」）を含む）の所有者である。

ケータリング・サービス（フランチャイズの付与を通じたサービスを含む）は、ロシアの多くの都市（アルチョーム、エカテリンブルク、クラスノゴルスク、クラスノヤルスク、モスクワ、ノーヴィ・ウレンゴイ、オレンブルク、サマーラ、サンクトペテルブルク、サラトフ、スルグト、トムスク、チュメニ、ヒムキ及びヤロスラヴリ等）で実施されている。

2012年、I.P. Creations Enterprises Ltd.は、クルスクのレストランに対してフランチャイズを付与し、同フランチャイジーに対して、同レストランで使用されるインテリア及び設備（メニュー、壁パネル、看板等）に関する意匠プロジェクトを譲渡した。

企業 I.P. Creations Enterprises Ltd.の意匠プロジェクトに指導された同フランチャイジーは、2013年9月に同レストランを開業し、2016年7月まで営業を行った。

2016年8月、同フランチャイジーは倒産し、Khmelevskaya氏は、同一施設においてファーストフード・レストラン「VOSTOCHNIY PIR」（Eastern Feast）を独力で開業した。

その際、同レストランの意匠の主要な要素は、Khmelevskaya氏へ譲渡された企業 I.P. Creations Enterprises Ltd.の意匠プロジェクトに基づいたままであった。

I.P. Creations Enterprises Ltd.によれば、Khmelevskaya氏が開業したファーストフード・レストラン「VOSTOCHNIY PIR」の意匠は、当該企業のレストランの意匠と顕著な類似性を有していた。さらに、同レストランの名称「VOSTOCHNIY PIR」は、企業 I.P. Creations Enterprises Ltdが所有する商標と酷似していた。

この点に関して、I.P. Creations Enterprises Ltd.は、消費者（顧客）の側で両者のレストランについての混同が生じる可能性を特定するため、ターゲット・オーディエンスへの市場調査を依頼した。

同市場調査の結果、ファーストフード・レストランのターゲット・オーディエンス（消費者）は、「VOSTOCHNIY BAZAR」（「Eastern Market」）と「VOSTOCHNIY PIR」の両レストランのビジュアル・アイデンティティ、並びに当該名称の意味における類似性を認識していることが明らかとなった。したがって、これらの要素は共に、消費者がレストランを選択する際の行動に影響を与えている。

企業 I.P. Creations Enterprises Ltd.は、起こり得る不正競争に関して Khmelevskaya氏の活動についての調査の実施を求めて、連邦反独占庁クルスク地方事務所（以後、UFAS クルスク地方）へ申立てを行った。

### 告訴に至る経緯

2016年10月20日－I.P. Creations Enterprises Ltd.による不服申立書によれば、UFAS クルスク地方は、Khmelevskaya氏の活動における不正競争を根拠とする訴訟に着手した。

2017年3月17日－UFAS クルスク地方は、Khmelevskaya氏の活動について、レストラン「VOSTOCHNIY BAZAR」のビジュアル／コーポレート・アイデンティティのコピー及び模倣を目的とした不正競争であることを認める決定を下した。

2017年3月17日－UFAS クルスク地方は、Khmelevskaya氏に対して、レストラン「VOSTOCHNIY BAZAR」のビジュアル／コーポレート・アイデンティティのコピー及び模倣の停止を求める命令を下した。

2017年9月22日－UFAS クルスク地方は、不正競争（2017年3月17日付のUFASの決定により確定済み）に関して Khmelevskaya氏に対する行政措置を行う決定を下した。

## 訴訟の概要及び重要点

UFAS クルスク地方が実施した調査の間、Khmelevskaya 氏所有のファーストフード・レストラン「VOSTOCHNIY PIR」の多くの意匠要素、並びに同レストランで使用されている対象物（メニュー、パネル、看板等）の一部は、企業 I.P. Creations Enterprises Ltd の意匠プロジェクトに基づき導入されていることが確認された。また、同レストランで使用されているインテリアの一部要素と一部の対象物については、I.P. Creations Enterprises Ltd の意匠プロジェクトを模倣する形で導入されていた。

UFAS クルスク地方は、同意匠プロジェクトがグラフィック及び設計作業に関係していることを理由に、民法第 1259 条に基づき、同プロジェクトが著作権の対象であるとの結論を下した。当該著作権取得済み対象物の専属的権利は、企業 I.P. Creations Enterprises Ltd に属している。

2012 年の意匠プロジェクトに基づき導入された同施設の意匠は、企業 I.P. Creations Enterprises Ltd. が付与したフランチャイズの枠内において適法であるという事実にもかかわらず、Khmelevskaya 氏による当該意匠の使用は認められなかった。その理由として、Khmelevskaya 氏はフランチャイジーではなく、また、企業 I.P. Creations Enterprises Ltd. が所有するレストランのビジュアル／コーポレート・アイデンティティ（同意匠プロジェクトに反映されている）を使用するための権利保持者の同意も得ていなかったことが挙げられる。

さらに、I.P. Creations Enterprises Ltd. が依頼した市場調査の結果について、UFAS クルスク地方は、Khmelevskaya 氏がレストラン「VOSTOCHNIY BAZAR」のインテリア意匠を使用することで、企業 I.P. Creations Enterprises Ltd. の優れた評判を利用して同氏の事業において不当な利益を得ており、そのことが、混同した消費者の流出を招き、I.P. Creations Enterprises Ltd. に損失をもたらす可能性があるとの結論を下した。

## 請求人に対する実効

権利保持者は、建設（建築、都市建設又は景観アート作業に関して）又は改修作業（意匠プロジェクト、及びその他のグラフィック及び設計作業を対象）といった著作権取得済み対象物の使用を管理する機会を有している。

さらに、仮に著作権の対象物が適法に導入されており、しかし、その後、権利保持者の商品（作業、サービス）及び権利保持者と競合関係にあるその他の者の商品（作業、サービス）に関して消費者の間で混同が生じることになった場合、権利保持者は、自身の権利の正式な登録と必要な証拠収集を条件として、そのような者の活動を不正競争として認定するよう反独占庁へ申立てを行う機会を有する。

侵害者の活動を不正競争として認定した場合、反独占庁は、強制的な方法で違反の停止を求めるだけでなく、侵害者に対して行政上の責任も課す。

また、著作権取得済み対象物の不正使用を確認した場合、権利保持者は、侵害者に対して、不正競争に起因する損失の回復を要求する権利を有する。

#### (iv) 不正競争／トレード・ドレス侵害

##### ケース 48

事件番号第 08/90596/16 号（連邦反独占庁）、事件番号第 A40-21129/2017 号（モスクワ市商事裁判所）

##### 事例の概要

キッコーマン株式会社のロシア流通業者である Mistral Trading LLC（以後、同「請求人」）



は、「SANBONSAI」という模倣品が複数の都市のロシア市場で販売されている事実を発表し、「競争保護に関する」法律の規定に基づき、連邦反独占庁（以後、「FAS」）における行政手続を通じて、当該模倣品との戦い（2015～2016 年）に勝利した。FAS のアプローチ（事件番号第 08/90596/16 号における決定及び命令（2016 年 12 月 27 日付））は、2017 年に、モスクワ商事裁判所及び第 9 上訴裁判所（事件番号第 A40-21129/2017 号）によっても認められた。

##### 告訴に至る経緯

2014 年、キッコーマン株式会社のロシア流通業者である Mistral Trading LLC（以後、同



「請求人」）は、「SANBONSAI」（オリジナル瓶（150 ミリリットル）に



入った有名な醤油「キッコーマン」の模倣品である）が市場で販売されている事実を発表した。複数の侵害停止要求書が送付され、交渉が行われたが、何らかの妥協又は侵害停止には至らなかった。Mistral Trading LLC（以後、「Mistral」）は、2015 年末、同不正競争に関するクレームを提起した。

##### 訴訟の概要及び重要点

キッコーマンのオリジナル瓶（150 ミリリットル）は、1961 年に日本の有名デザイナー榮久庵 憲司氏によって最初に作成され、同瓶の知的財産権はキッコーマン株式会社へ譲渡された。キッコーマンの意匠又は商標登録は存在しないため、キッコーマンの権利を主張する唯一の選択肢は、不正競争訴訟を提起すること（Mistral が実施）であった。

原製品の有名な地位、及びロシアの消費者とプロの間で認識可能な同製品の形状が、当該模倣品との戦いにおいて役立った。同商品の実際の互換性及びロシア市場での原製品の有名な地位を証明するため、比較市場調査、B2B（企業向け電子商取引）及び B2C（消費者

向け電子商取引) 世論調査、並びにマスメディア監視機関の資料が、キッコーマン/Mistral の弁護士によって提示された点に留意する必要がある。

FAS は、「競争保護に関する」法律 (以後、「競争保護法」) の規定 (特に、同法第 14.6 条第 2 段落) を適用した。同規定には下記のとおり記載されている。

「経済主体 (競合他社) の活動と混同を引き起こし得る経済主体の活動 (不作為)、又は経済主体 (競合他社) が市場に投入した商品やサービスによる不正競争は禁止されており、その例として下記が挙げられる。

...

2) 競合他社が市場に投入した商品の外観、商品包装、ラベル、名称、色の範囲、ブランド・スタイル全体 (ブランド衣類、売り場、ショーウィンドー装飾全体)、若しくは競合他社及び (又は) その商品を個性化しているその他の要素のコピー又は模倣」

FAS の行政手続中、商社「SanBonsai」 (以後、同「被告」) が防御戦略上行った主な主張は、下記のとおりである。

1) オリジナル瓶 (150 ミリリットル) に入った「キッコーマン」醤油ははるかに価格が高く (2 倍の値段)、したがって、「SANBONSAI」醤油とオリジナル瓶に入った「キッコーマン」醤油は互換可能な商品として認識されることはない。

2) 2012 年にロシア PTO が発行したキッコーマン株式会社の立体商標の適用に関して、(瓶の形状保護のクレームを行うには) 独自性が欠如しており、さらに、円錐状の瓶については、ソビエト社会主義共和国連邦時代の 1930 年代から現在 (すなわち、alibaba.com にて) に至るまで一般的に使用されているものである。

3) 同被告のトレード・ドレスは、自身のロシア登録商標第 556999 号



SanBonsai®

、第 549810 号

及び第 446908 号



に基づき使用しており、適法である。

最終的に、FAS は、事件番号第 08/90596/16 号に関する決定（2016 年 12 月 27 日付）において、同被告の醤油瓶意匠がキッコーマンのもの（日本の有名デザイナーが最初に作成）と紛らわしいほどに類似していることを理由に、同被告は上記法律規定違反の責任を有するとの判断を下した。特に、同決定において、FAS は下記のとおり述べている。

「同訴訟ファイルに関して入手可能なすべての証拠を評価した後、FAS 委員会は、「キッコーマン」醤油瓶意匠と外観が類似する 150 ミリリットル・パッケージ（容器）に入った醤油の販売に関係する商社「SanBonsai」の活動は、ロシア連邦の醤油市場において混同を引き起こす可能性があり、企業活動を行う際に利益を得ることを目的としたものであり、さらに同請求人に損失をもたらす恐れがあるとの結論に達した。」

また、FAS は、同被告の活動について、「競争保護に関する」法律第 4 条第 9 段落に規定された不正競争のあらゆる兆候があると述べた。

1. 「キッコーマン」醤油の 150 ミリリットル・パッケージ（ディスペンサー）と紛らわしい 150 ミリリットル・パッケージの醤油を商品化することにより、消費者が新品と長年周知の商品とを混同し得る状況となる恐れがある。
2. 上記の状況は、市場で混同が生じることにより、オリジナル醤油に対する消費者の需要が減少することになるため、商社「SanBonsai」の活動が、実際、同請求人に損失をもたらしている可能性があるという事実を証明している。
3. 同法律違反は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」第 10bis 条（工業及び商業事案における公平な関税に違反するあらゆる競争活動を禁止）違反でもある。」

FAS は、当該模倣品の販売に関わる商社「SanBonsai」の活動を禁止する命令も下した。また、FAS は、商社「SanBonsai」とその CEO に対して、それぞれ総額 10 万 RUR と 1 万 2,000RUR の過料を科した。

2017 年 5 月 17 日、商社「SanBonsai」は、上記主張を用い、また、自身が行った「根拠明白な消費者行動調査」を引き合いに出し、同請求人の世論調査は推定に基づいたものであり許容できないと述べ、モスクワ商事裁判所へ上訴した。

モスクワ商事裁判所は、とりわけ、下記のとおり述べ、FAS の決定を認めた。

1. 商品の外観を模倣することにより、混同が生じる可能性が非常に高い場合（形状等の意匠における類似性を考慮）、商品の互換性の確立は、競争保護法第 14.6 条第 2 段落に関する特徴を有する。本件においては、消費者の注意がそらされており、価格差は重要な問題／主要な要素ではない。期限、製品市場境界、地理的境界及び実際の競争等の互換性の要素について、FAS 及び第一審裁判所による正式な分析と確認が行われた。
2. SanBonsai は本件の対象に該当しないため、FAS は、SanBonsai の登録商標の使用を禁止しなかった。本件の対象は、瓶の形状に関する「非伝統的な」意匠（とりわけ、瓶の形状、蓋の色及び形状、ガラス瓶上のラベル及び表示を含む）である。

3. 商社「SanBonsai」が実施した市場調査は不適切なものであり、また、本件に基づく何らかの信頼できる証拠による証明も行われていない。同請求人が提出した世論調査の結果は、適切かつ信頼できるものである。

4. 「キッコーマン」150 ミリリットル瓶の原意匠は、ロシアにおける立体商標保護の付与がロシア PTO によって拒否された後、同請求人が大規模な宣伝活動を行ったことにより、ロシアの消費者／プロの間で有名になった。

2017 年、モスクワ商事裁判所の上記決定は、第 9 上訴裁判所（事件番号第 A40- 21129/2017 号）によっても支持された。

#### 請求人に対する実効

上記を踏まえると、キッコーマン／Mistral は、知的財産権を登録していない場合でさえ、ロシアにおいて模倣品／詐称通用を阻止可能であったとすることができる。しかしながら、当該アプローチが成功したのは、彼らの製品の原トレード・ドレス／形状が、いずれは、ロシア市場において有名な地位を築くことを彼らが証明したからである。

最後に、「競争保護に関する」法律（2016 年に修正）に基づく FAS の上記決定は、似た状況にある事業の例として適用可能な最初の例である点に留意すべきである。

#### ケース 49

事番号第 1-14-93/00-08-16 号（連邦反独占庁）

#### 事例の概要

*Doshirak Koya, LLC*（ロシア）（*Paldo Co., Ltd*（韓国）のライセンシー）対 *TOO Doshirak-Kazakhstan*（カザフスタン）

（ロシア連邦反独占庁（FAS）、行政訴訟事件番号第 1-14-93/00-08-16 号における決定（2016 年 12 月 26 日付））

FAS の決定日：2016 年 12 月 26 日

原告：Doshirak Koya, LLC（ロシア）（韓国企業 Paldo Co. Ltd（韓国）のライセンシー、ロシアの製麺業者）

製品区分：インスタント麺（ICGS の第 30 類）

侵害された権利：紛らわしいトレード・ドレス及び商標を使用した不正競争

被告：Doshirak-Kazakhstan, Ltd.（カザフスタン）（カザフスタン共和国の競合製麺業者）

FAS は、同被告の活動を不正競争として認定し、独占禁止法違反を止めさせる令状を交付した。

#### 告訴に至る経緯

Doshirak Koya, LLC（ロシア）（同原告）は、韓国企業 Paldo Co., Ltd（国際登録第 897236 号に基づく商標「Doshirak」の所有者）の実施許諾に基づき、「Doshirak」というブランド

名のインスタント麺を生産し、ロシアで販売している。同商標の保護は、ロシア、アルメニア、ウクライナ、ベラルーシ、エストニア、ジョージア、リトアニア、ラトビア及びポーランドにも範囲が拡張されている。同製品「Doshirak」は、1990年代半ばよりロシア市場での販売が行われており、調理の手軽さと低価格を理由に、現在でも高い人気を誇っている。

Doshirak-Kazakhstan, LTD. (同被告) も、「Doshirak」麺の生産者であった。同社は、類似するカザフスタン国内商標 (第 15577 号及び第 37560 号) を、同商標所有者 (Stone Financial Enterprises, LTD (セーシェル) ) の実施許諾契約に基づき使用していた。Stone の商標保護の対象範囲はカザフスタンのみであった。同被告は、2014 年に、同ブランド「Doshirak」の生産をカザフスタンで開始した。

2015 年末、Koya は、類似トレード・ドレスを有する同被告のブランド製品「Doshirak」がロシア国内の店舗で販売されていることを発見し、FAS に対して訴訟を提起した。



(ロシアの一般消費者が撮影した、カザフスタン製の麺 (ある店舗にて購入) と通常の Koya 製《Doshirak》との比較写真 (両写真とも左側がカザフスタン製の麺)。出所：[https://pikabu.ru/story/shok\\_poddelka\\_doshiraka\\_5119467](https://pikabu.ru/story/shok_poddelka_doshiraka_5119467))

### 訴訟の概要及び重要点

カザフスタンとロシアが共にユーラシア経済連合 (EAEU) の加盟国である点は言及する必要がある。また、アルメニア、ベラルーシ及びキルギスも同連合の加盟国である。EAEU は、国際的な地域経済統合組織であり、同連合内での自由な商品移動の機会を提供している。同時に、当該加盟国は自国の国内商標保護制度<sup>1</sup>も有しており、このことは、商標の専属的権利は保護が認められている国の境界内でのみ有効であることを意味する。したがって、ある国では適法な製品であっても、商標所有者が異なる別の国では模倣品とされる可能性がある。

本件では、同被告は、自身の居住地はカザフスタンであり、ロシアの独占禁止法の適用を受けないと主張した。同被告の見解は、自身はロシアでは何の活動も行っておらず、ロシアには支店を 1 店も有していないというものであった。EAEU 内では税関国境が無いため、

<sup>1</sup> EAEU 加盟国は、現在、同連合独自の商標保護制度 (同連合レベルでの商標保護、並びに国内商標制度に基づき加盟国レベルで利用可能な商標保護について規定) の導入に取り組んでいる。

同連合全域で商品を自由に広めることが可能となったものの、同被告はロシアへ配送するための直接契約を締結していなかった。さらに、同被告は、当該商品はカザフスタンで適法に生産され、現地市場に投入されたものであり、カザフスタンで販売後に当該商品を追跡することは不可能である点を指摘した。これらの根拠に基づき、同被告は、管轄違いを理由に本件の却下を求めて申立てを行った。

しかしながら、FAS は、同被告がロシア国内の複数の原告の流通業者に対して事業提案を行い、Koya と同一の麺製品を直接供給するという提案を行っていたと判断した。さらに、同被告の製品には特別の標章が印されており、当該商品がロシア国内基準に従い生産されたこと、すなわち、最初からロシア市場をターゲットにした商品であることを消費者に知らせていた。立法管轄権との関連で、FAS は、「競争保護に関する」法律は、競合関係に拡張され、特に、ロシアと外国の法的主体が市場に存在する場合の不正競争の防止及び抑止に関係していると述べた。

一連の審査報告書により、同被告のトレード・ドレスが紛らわしいほどに類似しており、市場で混同が生じる可能性があることが証明された。また、FAS 委員会は、インスタント麺は便利かつ低価格な商品の区分に分類されるため、消費者は通常、外装にそれほど注意を払わず、その結果、競合他社製品の無意識な選択へ容易につながる恐れがあると述べた。

韓国の商標所有者は、同時に、カザフスタンの最高裁判所において、Stone の商標「Doshirak」の有効性に対する異議申立てにも成功したため、Stone と同被告との間の実施許諾契約は無効となった点に留意する必要がある。こうした状況は、本件に対する FAS の決定にも反映された。

したがって、FAS 委員会は、同被告が Koya のものと紛らわしいトレード・ドレスを使用し、かつ Paldo の商標を不正に使用して、インスタント麺をロシア市場に投入したとの結論を下した。よって、同委員会は、これらについて、(1)同被告が麺製品のパッケージ意匠と商標をコピーし、事業上の利益を得ていたこと、(2)当該活動がパリ条約第 10bis 条及び「競争保護に関する」ロシア連邦法第 14.6 条に違反すること、及び(3)原告の損失は、当該活動により二つの製品間に混同が生じたことが原因である可能性があることを理由に、不正競争に関するあらゆる特徴に該当するとの決定を下した。

### 請求人に対する実効

Doshirak Koya, LLC は、競合他社（カザフスタン）の事業拡大から同市場を守った。現在、同社は、引き続き、ロシアでの「Doshirak」の生産・販売に成功している。

### 一部省察及び推奨

本件において、FAS は、同被告が当該製品を意図的にロシア市場に投入していたため、その管轄の確認を行った上、明らかに当該トレード・ドレスがほぼ同一のものであったことを理由に、同原告の主張を認める決定を下した。しかしながら、ロシア国内基準への準拠を指示する証拠が存在せず、当該製品がロシア市場へ間接的に（すなわち、同被告の意図的な活動なしに）投入された場合はどうなるであろうか。また、同韓国企業が、カザフスタンにおいて同紛争対象商標を無効にできなかった場合、どのような状況になったであろうか。このような場合、状況を解決することははるかに困難となった可能性がある。ともかく、統合プロセスを強化することで、我々は、様々な EAEU 加盟国の企業がしばしば関

係する複雑な紛争を観察することができ、管轄の分析が当該手続の重要な一部となるであろう。最後に、真正な生産者は、すべての EAEU 加盟国において自身の知的財産権保護を同時に取得し、このような訴訟へ関与するリスクを最小化することが奨励される点に留意する必要がある。

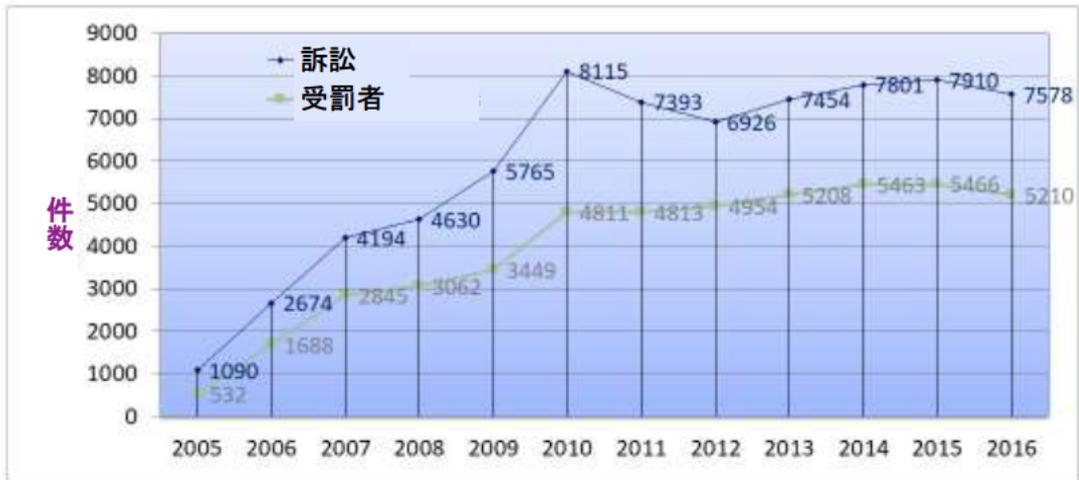
### 第3章 その他の情報

本報告書では、ロシア法が知的財産権保護の成功に必要なすべての規定を包含している事実を示してきた。統計によれば、民事及び行政手続ごとの訴訟件数は大まかに比較可能である。刑事訴訟の件数については、損害に関する制限が存在し、かつ、多くの知的財産の所有者は第一に侵害の停止を望むため、はるかに少ない件数となっている。

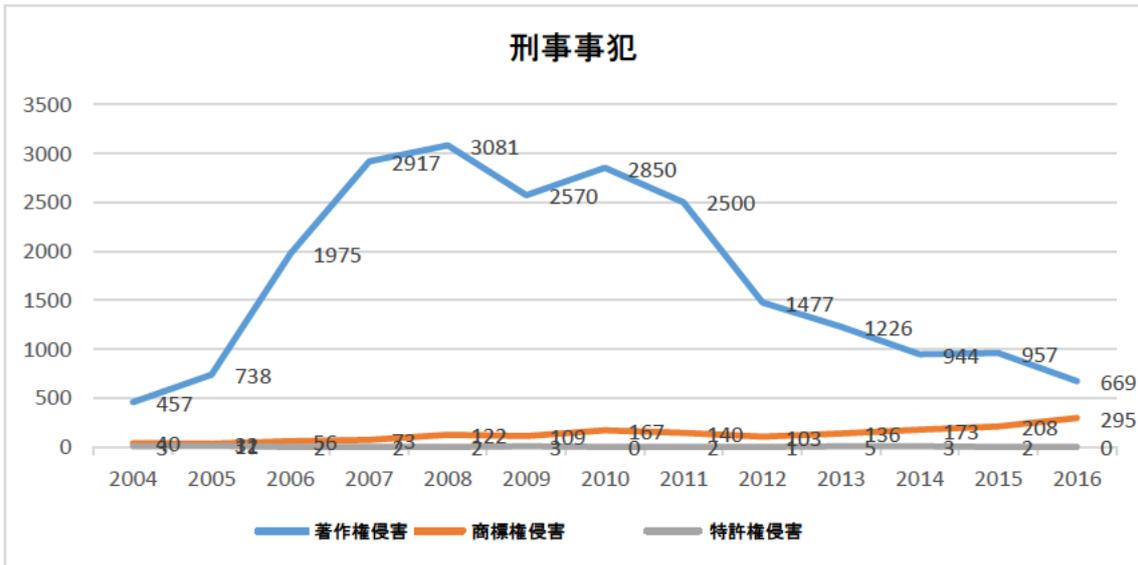
#### 知的財産に関する民事訴訟



## 行政訴追



### 商標の不正使用



上記の図表には、国内外の当事者が関与したすべての訴訟が含まれている。制定法上の限界があるため（例えば、税関は特許については監視しない）、また、2014年より後の日付の訴訟のみが選択されることになっていたため（実際には、開始が2014年より前で、終了が2014年より後の訴訟も一部含まれる - これは、ほとんどの場合、終了までにより多くの時間を要する民事訴訟に関係している）、本調査では、いくつかの侵害訴訟について確認することができなかった。一部の訴訟区分には、こうした訴訟提起が極めて稀であるという理由で、その他の選択肢を支持する知的財産の所有者が行う選択が含まれていなかった可能性がある。

知的財産の所有者は、自身の権利保護を徹底するため、自身の知的財産（特許、商標又はその他の対象物かを問わない）を登録すべきである。これは使い古された意見であるが、成功している企業であっても自身の知的財産の法的な保護に何ら注意を払わなかったため、停止できない、又は時として停止できない侵害の被害者になる場合がある。実際には、登録を欠いていたとしても、法律により知的財産保護が付与される場合もあるが、しかし、これは、保証されたものではなく、成功はケースバイケースであり、その上、その他の通常の訴訟に比べ代償が大きい。

多くの侵害訴訟が現在進行中であるが、これは、市場又は税関における侵害物品が少数であるという理由で知的財産の所有者が自身の権利保護を怠っていることが原因である。知的財産の所有者による訴追を回避するために侵害者が意図的に少量の商品貨物を輸入・販売しているという事実が把握されている。

## 第4章 結論

上記の情報を踏まえ、知的財産の所有者は、自ら市場を監視し、又は専門企業に市場を監視させることが推奨される。また、商標所有者は、税関登録簿に商標を登録することが推奨される。近いうちに、ユーラシア経済連合の統合税関登録簿が導入される予定である。したがって、各国の税関登録簿に商標を登録するのではなく、1回の登録が利用可能となる。当該目的のため、商標は、EAEUのすべての加盟国において登録される必要がある。また、共通のEAEU商標の導入についても、話し合いの最終段階である。共通の商標が使用可能となった場合すぐに、より適切な知的財産権保護の簡素化と徹底につながるであろう。侵害が停止された時はいつでも、訴訟での勝利結果を公表することが推奨される（インターネット又はその他のメディア上での公表かを問わない）。これは、将来の侵害者に対して、強力な抑止力として機能するであろう。

参考資料：ロシア CIS 地域にて権利侵害対策に積極的な企業・団体および権利侵害について調査・研究する大学・研究機関へのインタビュー

ジェットロ・モスクワ事務所では本ベストプラクティス集の作成に当たり、ロシア CIS 地域にて権利侵害対策に積極的な企業・団体および権利侵害について調査・研究を行っている大学・研究機関に対してインタビューを実施した。その内容を以下のとおり報告する。

## 1. バイヤスドルフ（ドイツ系消費財メーカー）

LLC バイヤスドルフ

ニベア・リージョナル・ブランド保護マネージャー（ロシア・CIS）

ダニエル・フェドルコフ氏



Q：貴社の概要・模倣品対策内容・社内体制について教えてほしい。

バイヤスドルフはドイツ・ハンブルクにて 1882 年に創業。現在、130 カ国に展開しており、総従業員数は 2 万人に達する。当社は 500 のデザインを超える商標、4000 を超える特許を保有しており、最も有名なブランドはニベア。ニベアブランドの下にニベア・メン、ニベア・クリーム、ニベア・ボディーなどがある。

当社が模倣品に取り組む理由は、製品の安全を保障するため。競合他社と比べ自社の知財権保護、特に商標を重視している。他方、意匠保護には希望するほどの予算が割り当てられていない。特許に関して侵害事例は無いが、もし侵害が発生した場合には、本社の法律家が担当することになる。

国際的なロビー活動団体とも連携しており、中国の Quality Brand Protection Committee (QBPC)、ロシアのブランド権利者団体ルスブランド、カザフスタンのブランド権利者団体カズブランド、ベラルーシのブランド権利者団体ベルブランド、さらに、国際刑事警察機構 (INTERPOL)、世界税関機構 (WCO) などと協力関係にある。

私（ダニエル・フェドルコフ氏）はロシア CIS 地域を統括するブランド保護マネージャー。同様のマネージャーは欧州、アジア・アフリカ、中東といった地域を対象に、全世界で 4 人設置している。

ロシア CIS 地域でのブランド保護を担当する部署の活動は、当該市場への主に FMCG (Fast Moving Consumer Goods) 市場への模倣品浸透とさらなる拡大を止めることが目的。模倣品の防止・妨害を原則としており、模倣品の摘発と廃棄を、ロシア・CIS 地域内と CIS 諸国の税関国境を超える前段階で講じている。

模倣品ロットの発生源に関する情報を獲得する体制も構築しており、地域の情報提供者ネットワークを介して、税関やディストリビューター、エージェントなどから情報を受け取っている。すべての情報は私に入るようになっており、その後、本社（ハンブルグ）のブランド保護部に通知する。その後、当該情報は分析され、私が何をすべきかについて決定が下される。加えて、本社がその侵害内容に鑑み、民事、行政、刑事責任を追及する決定を行い、本決定に基づき、私は取締機関にコンタクトするか、追加の情報収集に向けて調査会社の専門家に作業を依頼するかどうかを検討する。民事訴訟を起こす場合は法律会社を起用し、私は外部法律家の作業の支援を行うが、外部法律家の作業の主たる管理は法務部が担当している。

地域ブランド保護マネージャーの権限において、模倣品の摘発・押収・破壊を行う。類似品、混同をさせる製品については、上述のとおり、法務部門と外部の法律家・コンサルタントが担当している。

**Q：ロシア CIS 地域における模倣品被害状況・流入ルートについて教えてほしい。**

ロシア CIS 地域における模倣品の流通発生・拡大の主要な震源地は中国である。模倣品パッケージ製造での大幅な設備の質の向上が認められ、現段階ではほぼ真正品と同じレベルに達しており、同時に製品の品質自体も向上している。

模倣品流通ルートとしては、中国北西部新疆ウイグル自治区の首府ウルムチがハブとなっている。中国の広州や義烏市より鉄道・トラックで運ばれてくるものがウルムチに集まり、そこからロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンに流れている。

中央アジア地域における中国から模倣品流入は①ソ連の崩壊以前、②ソ連崩壊後から関税同盟創設まで、③ロシア・ベラルーシ・カザフスタンの3カ国による関税同盟創設後の3段階が挙げられる。もっとも国境管理が厳しかったのは①である。③については、関税同盟にカザフスタン、その後ユーラシア経済連合（EEU）にキルギスが加盟し、また関税同盟の域内税関国境の撤廃と貿易活動の自由化によって、EEUの域外国境の管理はカザフスタン税関及びキルギス税関によって実施されることになった。残念なことに、高いレベルの汚職や知財保護作業への関心と経験が欠如していることを背景に、EEUの域外国境は実質的に開いており、ウルムチ経由で、模倣品が中国から CIS 諸国へ流入し、ロシアの状況もかなり深刻となった。

ロシア CIS 市場への模倣品浸透ルートの一つは、カザフスタン・中国国境に立地しているホルゴス特別経済区である。両国政府間合意によって創設された「ホルゴス国際国境協力センター (ICBC)」が稼働しており、本領域においては税関管理が簡素化されている。ホルゴス特区は中国とカザフスタンのエリアが合体しているが、両エリア間の通行は国内パスポートの提示で十分なため、カザフスタン側より中国側のエリアに入り、製品を買い付け、その後、カザフスタン側のエリアに戻り、最終的に特区外のカザフスタン領域内へ出ていく形となる。カザフスタン側で特区外のエリアに出る際に、ほとんど税関検査は実施されておらず、中国側より模倣品がホルゴス経由で CIS 市場へ流入することをかなり容易にしている。本問題は、最近になってロシアとカザフスタンの間のハイレベル政府協議で取り上げられた。

中国からの模倣品はキルギス経由でも流入している。これらはキルギス南東部の「トゥルガルト」「イルケシュタム」などの国境ポイントを経由している。2015年に輸入された模倣品の量は、公式統計では25万トンであるが、当社推計では35万トンである。他方、キルギスにおける模倣品輸入量は減少を見せている。EEUに加盟する前は、キルギス税関では貨物の中身を適切に確認することなしに、貨物重量のみを測定するだけの通関手続を行っていた。しかし、EEU加盟により、通関管理における新しいルールを確立された。また、キルギスにおける伝統的な模倣品流通は首都ビシケクにあるドルドイ市場であった。同市場はこれまで、同国GDPの3割を占めると言われていたが、EEU加盟に伴うロシアやカザフスタンからの投資流入によってキルギス国民の生活水準が向上し、また現代的な小売店舗やショッピングセンターの出現などを背景に、ドルドイ市場は縮小圧力に晒されており、結果的に、市場における模倣品のシェアは大きく下がってきている。実際に、ニベアを模倣している製品を取り扱う販売店舗数は60から3に減少した。しかし、中国からの模倣品輸入自体は減少しておらず、キルギスは依然としてロシアを含む全てのCIS諸国に自由に模倣品をもたらすトランジット国のままである。

CIS地域における模倣品の拡散問題については、2013年に中国の習近平国家主席が提唱した「一帯一路」構想に関連しており、新たな危機が発生している。この構想の中で、新しい大規模な国際輸送インフラプロジェクトや輸送回廊「西欧ー中国西部」を実現させようとしている。新しい輸送回廊のリソースは中国からの模倣品輸送に用いられるという恐れがあり、中国が回廊の整備を始めたことで、CIS地域での模倣品取引が増加している。当社推計では2017年第1～3四半期において、カザフスタンにおける模倣品の増加は5%（キルギスはマイナス25%）であったが、非加盟国であるウズベキスタンでは100%、タジキスタンでは160%増加している。さらに、中国⇒タジキスタン⇒ウズベキスタン⇒カスピ海⇒アゼルバイジャン⇒ジョージア⇒トルコという形で、拡散していく恐れがある。

他方、アルメニアはキルギスと同時にEEUに加盟したが、模倣品取引は限定的である。アルメニア市場への浸透はUAE（空輸）、ジョージア（ポチ港経由）、イラン、トルコが

挙げられる。しかし、アルメニアからロシアへの模倣品の流入は発生していない。両国は国境を接していないためだ。UAE は模倣品の製造というよりは巨大な積み替え・保管ポイントで、そこでの作業はシールやフィルムのみでの貼付が多く、中国発の模倣品の欧州、中東、アフリカ向けのトランジット拠点となっている。

ロシア南部については、全体として、北コーカサス及び南コーカサスではアゼルバイジャン、ロシア南部のダゲスタン共和国を経由して、スタウロポリ地方のピャチゴルスクやミネラルヌィ・ボドィなどへ流れていくことを心配している。

他方、ロシア市場については、5年間 FMCG 市場をモニタリングした結果、当社ブランドの模倣品は一度も発見されていない（このため、私の作業の大部分は中央アジアに集中している）。オンライン取引においても同様である。ロシアの消費者の生活水準は十分高いレベルにあること、購入可能な値段で製品が販売されている小売チェーンが市場の大部分を占めているためである。模倣品は貧困層が購入するものであるため、主に中央アジア諸国（カザフスタン、キルギス、特にウズベキスタン、タジキスタン）で広まっている。他方、昨今のロシア国民の生活水準の低下は、ロシアにおける模倣品取引状況に影響をもたらしている。

並行輸入について、ロシア語表記以外の製品は1週間に1回程度、止められている。中国語表記しかないものが多い。特にウクライナ西部において、ポーランドやスロバキア、イタリアからの並行輸入品が流入している。ロシア語より西欧の言語で書かれている製品の方が、品質が高いと消費者が考えていることが背景にある。ロシア極東では、アムール川を挟んでアムール州ブラゴベシチェンスク市の対岸にある黒河よりハンドキャリーで入ってくるものもみられる。

チャリティーを装って並行輸入品が流れてくることもあるので注意が必要だ。ウクライナでは6万8,000個のニベア製品がキリスト教のチャリティーイベントのため並行輸入されることになった。子供・青少年に対して配布するという目的のため、念のため、ロット番号を記録の上、輸入を許可した。しかし、後日、ウクライナにおける当社のディストリビューターが低価格で製品を購入したいと提案してきた。当社が製品リストを確認したところ、当該チャリティーで配布されるはずの製品が実際に販売されていたことが判明した。

**Q：貴社がどのような模倣品対策方法を取っているか教えてほしい。**

当社では常日頃から、営業担当者がロシア市場における模倣品発生状況をモニタリングしており、被疑品が見つかった場合には試買するようにしている。もし模倣品を見つけた際、当該模倣品が以前にも存在し、又は、中国でも発見されていれば、私がモニタリングを行

っている調査会社スタッフに情報を送り、合わせて、中国のオフィスと頻繁に協力し、時には早く、時にはじっくり時間をかけて、製造業者を特定していく作業を行っている。

税関とは協力しているが、警察とはほとんど連携していない。警察はロシアの法令変更と内務省（警察）改革の後、知財保護活動をほぼ止めてしまったためだ。連邦反独占局とは不正競争や混同を招く類似品、並行輸入分野で協力を行っているが、これらはそれぞれ別のケースである。ロシア以外に関して、キルギスではフィナンシャルポリスや税関、キルギス特許庁と協力している。カザフスタンでも同様だ。

税関との協力においては、ロシア、カザフスタン、キルギスで研修セミナーを実施している。かつては毎月開催していたが近年では年に4～5回程度である。

ロビイング活動ではブランド権利者団体であるルスブランド、カズブランド、ベルブランドとも協力している。権利者団体は各社の抱える問題を統一の問題として取り上げるため、権利侵害対策を行う日本企業も同団体に加入することをお勧めする。

調査会社の起用について、ロシアでは理想的な解決法はないと考えている。ロシアには大手調査会社約3社と小規模な調査会社が多数存在する。作業の品質は、調査会社とどれだけ調整し、モニタリングしたかによって左右される。このため、もし、調査会社を起用する場合は、彼らの作業の品質は発注者次第ということを認識しなければならない。もし、発注者が調査の全ての段階で監理を実施できれば、調査は成功することになる。それゆえ、私はいかなる調査会社も推薦できないし、彼らの作業にも満足していない。私の時間のほとんどは、彼らの作業の監理に費やしている。

最後に、自社の知財権保護レベルを十分に確保するためには次のことが重要である。まず第1に、熟練度の高い法律家及び当該分野で十分な経験を有するマネージャーを起用すること。これはブランド保護活動の成否の半分を握っている。第2にルスブランド、カズブランド、ベルブランドなどプロフェッショナルな権利者団体・グループへの参加。第3に税関をはじめとする連邦機関との緊密な連携。第4に汚職の回避。日本企業は汚職とは縁がないことは理解しているが、ロシアでは法律会社や調査会社が自身の調査目標達成のために汚職に手を染めてしまうことがある。このようなケースは避けなくてはならない。第5に、ロシアの法令の枠内で厳格にアクションとり、すべての侵害者に対して法令順守を求めることである。ロシアの法令は企業に対して十分な知財保護を保障しているためだ。

(2017年10月10日、聞き手：ジェットロ・モスクワ事務所 齋藤 寛、ワレリー・エスキン)

## 2. ルスブランド（ブランド権利者団体）

ブランド権利者団体ルスブランド

理事 アレクセイ・ポポビチュフ氏



**Q：貴団体の概要について教えてほしい。**

ルスブランドは 2002 年に設立された。加盟企業は 60 社以上あり、世界的に有名なブランドが参加している。事業分野は知的財産権の保護、模倣品対策、市場の発展を目的とする小売企業との連携、広告市場規制、消費者団体との交流など。

模倣品対策は、商標権利者の利益擁護に向けた法律改正、模倣対策強化に向けた治安機関（警察、税関）との協力、知的財産保護代理人企業などの実務経験情報の交換などを行い、加盟企業が市場にて役に立つ支援を行っている。現在の法令執行の改善とロシア民法第 4 部に規定されている知財権侵害に対する罰則強化に向けた法令改正活動を行っている。当団体が扱っているものは商標、意匠のみであり、実用新案、著作権は扱っていない。

**Q：ロシアにおける模倣品流通状況はどのようなものか？**

2000 年代初めはロシアでは模倣品が多かった。当時、消費者は何か模倣品かを認識しておらず、ロシアでは世界的な大企業が、ロシア向けにわざと品質の悪い製品を作って販売しているのではないかと考えていた。ロシア市場で活動する知財保護の評価について、高等経済学院が調べたところ、2002 年から 2009 年の間に多くの改善が行われた。この間に、模倣品の数が減少したが、2008～09 年にかけて発生した金融危機の影響で、再度状況が悪化した。経済状況の悪化が主要な要因であるが、マーケティング調査によると、消費者が節約志向になり、より安い製品を購入するようになったことが、模倣品販売の増加につながっているとされている。

消費者マーケティング調査会社ニールセンによると、現在、値下げプロモーション価格で販売が行われている商品は消費市場全体で 45%に達し、洗剤やシャンプーについてはその割合が 70%に上るとしている。他方、悪化のテンポは 2000 年代初頭に比べれば酷くはない。その当時、模倣品割合は、例えばシャンプーでは 60～70%に達していた。現在は状況が異なっている。理由は、知財権保護が厳格化されたこと、ブランド保護について警察の理解が進んでいること、税関において知財保護担当部門が創設されたことなどである。近代的な小売取引形態が都市部で発展したこともある（それまでは屋外市場、小規模小売店など、管理を行うのが難しい形態の店舗での購買が消費市場の大部分を占め、そこで模倣品が販売されていた）。

**Q：ロシアにおける外国企業による模倣品対策について教えてほしい。**

ロシアの模倣品対策は企業によって様々である。製品によって問題が異なるためだ。また、ロシアで生産されている製品、輸入されている製品、その両方などによっても異なる。

輸入製品に対する模倣品対策については、税関との協力が不可欠である。関税同盟にキルギスが加盟して、2015年1月にユーラシア経済連合（EEU）が発足したが、中国・キルギス国境の管理は非常に緩い状態である。ロシアに流入している模倣品の大部分はキルギス国境を経由している。中国・カザフの国境管理も十分ではない。

他方、ここ数年の動きとして、カザフ、キルギスともに状況は改善されている。1つの要因として、中国での模倣品の海外への輸出管理が厳しくなっていることが挙げられる。中国の Quality Brands Protection Committee（QBCC）によると、中国政府は自国での模倣品の製造が、国内での真正品製造に悪影響を与えていると指摘しているためだ。このため、EEU加盟国への輸出管理も強化されている。

具体的な模倣品対策として、重要なのは市場のモニタリング、模倣品が拡散するポイントの把握である。加えて、税関と協力し、国内への輸入、製造、倉庫での取り締まり強化を行うことも肝要。小売市場に圧力をかけて、模倣品を扱わないようにさせている企業もある。

業種別にみると、食品・家庭用化学品・化粧品などを扱う消費財メーカーは、小売りの現場で真製品と模倣品と一緒に販売されるうる複雑な状況にあるが、衣類・靴などを扱うアパレル・スポールブランドメーカーは、真正品の売り場がメーカーの専門店や大きなショッピングセンターなどに限定されているため、管理がしやすい。

他方、ロシアの消費者は一般的に、食品や医薬品、ヘアケア製品など、家の中で用いられるものについては、模倣品を拒絶する志向が強い。健康悪化に直結し、使用した場合のダメージが大きいためだ。他方、衣類などでは、消費者がわざと模倣品を購入するケースもある。服やバックは真正品より模倣品の方が安いためだ。消費者は一般的に真正品がどこで売られているのかも知っている。

**Q：模倣品摘発における刑事事件化の可能性はどうか？**

内務省（警察）では、経済犯罪課が知的財産保護を管轄しているが、担当職員は、刑事事件の解決数が警察活動の評価指標となっているため、彼らは大規模犯罪の摘発に高い関心を有している。他方、ロシア刑法第180条が2014年末に改正され、商標権侵害に対する立

件に必要な限度額が最低 150 万ルーブルから最低 25 万ルーブルに閾値に引き下げられた。本改正後、警察による活動が活発になったため、ここ 3 年間は良い方向に動いている。

刑事事件化には、限度額に達するまで模倣品販売業者から試買を試みる必要がある。他方、うまく行かないケースも多い。あるたばこメーカーの事例は、警察と協力しながら、自社の調査会社を通じて、たばこの模倣品を大量に購入したいというオファーを取扱業者に提示した。しかし、商品が小分けに届き、各ロットが限度額に満たなかったため、刑事事件化できなかった。

**Q：連邦反独占局（FAS）を通じて、不公正競争に訴える際の留意点は何か？**

FAS を活用した不正競争に訴える手続は、まずは違反者が実体のある法人でないと立件できない。模倣品製造業者の多くは非合法的な組織であるため、登記されていないことが多い。過去には、米系大手消費財メーカーがロシアの生産者に対して、類似しているとして訴えた事例は存在する。連邦反独占局を活用する際の問題点は類似品に対するポジションが定まっていないこと。今日の生じている問題点の 1 つとしては、大手リテールチェーンがプライベートブランド（PB）として、有名ブランドに似せて製品を作ること。類似しているということに関する証明は難しく、ロシア市場に参画している企業にとってリスクとなっている。

**Q：ロシアで権利侵害品の摘発を行うには調査会社との協力が不可欠である。調査会社の選び方について教えてほしい。**

ロシア市場で活動する模倣品対策に経験を持つ調査会社は少なく、3～4 社程度しかない。完璧なところはなく、また、各社のそれぞれで、品質は均一でなく、各社によって強み・弱みがある。例えば、警察とのコネクションが強い、市場モニタリングが強い、製造元のトレースに強い、倉庫での摘発に強い、税関との協力がうまいなどだ。警察や税関職員出身者が多い調査会社もあるが、これらの会社は効果的な作業を実施できるものの、クライアントへの報告が下手なケースが多い。法律会社は質の高い活動報告を行うが、小売市場でのモニタリング活動をそれほど効果的に実施できない。

**Q：ロシアで模倣品対策を行う上でのポイントや注意点を教えてほしい。**

まず、自社ブランドの模倣品について、消費者とコミュニケーションを取る際には注意が必要だ。消費者は模倣品が出回っているということを知ると、当該ブランドを購入せず、競合ブランドを購入するようになってしまう傾向にある。消費者がメディアを通じて市場で有名ブランドの模倣品が出回っていると知り、消費者離れが発生したケースがあった。

加えて、消費者に真正品と模倣品の見分け方を伝えたことで、真正品の販売が 20 分の 1 に減少した事例もある。このため消費者に真贋情報を提供する際には最大限注意を払うべきと考えている。

模倣品問題に苦しんでいる企業は、警察、税関などに対応する専門の担当者を社内に設置し、当該取締機関からの連絡に対して、すぐに対応できる体制にしておくことが重要である。法律会社に任せている会社もあるが、アウトソースを活用する場合、案件発生毎にコストが生じる。

加えて、税関に対しての反応を、模倣品発生量に左右されることなく、常に一定のスタンスをとることも肝要である。つまり、模倣品が 3～5 個発見された場合、コンテナ 1 本丸々発見された場合で、対応を同じにするということである。法律会社を代理人として起用している会社の場合、コンテナ 1 本であっても、3～5 個であっても、法律会社は模倣品への対処は同じコストを企業側に請求する。その場合、企業としては 3～5 個の場合では、費用対効果が薄いため、リリースを許可してしまう傾向にある。このような場合、税関との協力においては企業側のスタンスにブレがあることが伝わってしまい、税関職員は当該ブランドの模倣品を発見した場合の差し押さえに対する関心を減じてしまう。

大きな問題に直面している企業は担当者を置くこと、エージェントを 1～2 社雇用し、市場のモニタリングを行うなど、社内に模倣品対策専門の機能を置くことが重要である。法律会社も大きな経験を有しているところはある。それぞれのメーカーが自社の目標、流通量に応じて戦略を決めていくことが重要である。

シャンプーでは P&G、ユニリーバ、バイヤスドルフといった国際的に有名な消費財メーカーの場合、商標保護に関し、非常に厳しいレベルでの市場管理を実施する。最初の段階で市場から完全に模倣品を占めだすレベルの様々な対策を講じ、その後徐々に模倣品が発生しても経済的に許容できるレベルの管理まで緩やかにしていくという手法を採用している。これにより、ある米系消費財メーカーは市場における自社洗剤ブランドの模倣品流通割合を 60% から 5% に縮小させることに成功した。

企業は存在しているリスクを評価し、それぞれ異なった模倣品対策戦略を用いる。外国からのサプライチェーンの寸断、警察との協力、模倣品の製造拠点や大規模倉庫の摘発、小売市場で模倣品の取扱停止を要求するなどだ。模倣品対策戦略の選択においては、企業は必要予算を考慮に入れている。

ロシアには「石を置けば水は流れない」という諺がある。本気で闘おうとしている企業は、効果的な対策を講じることができると考えている。

(2017 年 10 月 31 日、聞き手：ジェットロ・モスクワ事務所 齋藤 寛、ワレリー・エスキ  
ン)

### 3. フェレロ（イタリア製菓大手）

フェレロ・ロシア

知的財産・食品法令部門長

（CIS 地域における知財・商標・食品法令順守担当）

イリヤ・リパエフ氏（左）

モスクワオフィス ロイヤー

オリガ・ボロノワ氏（右）



**Q：貴社の企業概要について教えてほしい。**

当社は 1946 年イタリアで創業。初めは小さな製菓会社であった。その後、国際的な企業となり最近 70 周年を迎えた。他の大手製菓メーカーと比べて取扱いブランド数はそれほど多くはないが、すべてのブランドを市場で販売している。

当社は常に成長を遂げており、2006 年の年間売上高は 51 億ユーロだったものが、2016 年には 102 億ユーロと 10 年で 2 倍に拡大した。当社製品はすべての国・地域で販売されており、人気商品であるため、似た名称、ロゴ、包装を用いた製品を作る事業者が非常に多い。

当社製品のブランド別の売上をみると、最大のシェアは Kinder で、それに Ferrero、Nutella が続く。Tic Tac は 4 番目のシェアを占める。製菓企業のシェアとしては、米国の Mars、Mondeles に次ぐ世界第 3 位。従業員数（製造及び販売）は 2008～09 年に約 2 万 1,000 名だったものが、2014～15 年には 4 万人以上に拡大している。

**Q：貴社の知的財産保護活動に向けた社内体制について教えてほしい。**

本社に知的財産保護に関する専門の部署があり、著作権やライセンス関係も扱っている。地域のオフィスに保護責任者が配置されており、例えば、私（リパエフ氏）は CIS 地域を統括するマネージャー（責任者）である。同様のポジションは欧州、アジア、北米、南米にも設置されている。これらの地域の責任者の下には法務担当者が付けられている。

権利の保護向け重要なことは社内チームの形成である。当社知財保護部が中心となるプロジェクトには、各地域のトップが所属しており、私（リパエフ氏）がヘッドを務めている。各地域には法務担当者があり、彼らは各地域のトップの下に所属している。

地域市場のモニタリングは、その地域の言葉に通じていないと効率的な対策が取れないこともあり、例えば、カザフスタンでは当社カザフスタン法人に、ウズベキスタンでは同ウズベキスタン法人に知財保護機能を付与している。各国現地法人にも法務担当者を配置しており、知財保護も担当している。

国・地域によっては、1つの国しか担当していない現地法人もあれば、複数国・地域全体のブランド管理を行っているところもあり、担当者数を含め、様々である。例えば、当社米国法人では、米国のみならず北米全体の知財管理を行っている。

当社では従業員全員が知的財産保護に関する研修を受けており、当社の商標権を侵害している製品の発見は販売部門の機能を活用している。当該製品を発見した場合、営業担当者より各拠点の法務担当者に通告する。通告に際しては、営業担当者が、権利侵害品を発見した場合に活用する特定様式フォームに記入し提出する形をとっている。法務担当者は通告を受け取った後に、地域の知財責任者に渡す。権利侵害品情報の迅速な伝達を可能とさせる携帯アプリの導入を進めている。

権利侵害品対策については、地域マネージャーが権限を有している。特定の製品分野・問題への対処については地域責任者が指示し、どこの国でも同様の対策を実施できるようにしている。そうすることで、特定の権利侵害に対して、国によって知財保護の濃淡を生じさせないようにすることができ、また、リソースを節約することも出来る。

当該方法は最も効果的であると考えている。ウズベキスタンでの事例を挙げると、当社は以前、市場調査を行い、権利侵害品の摘発状況が悪化していることが分かった。ウズベキスタン法人にいるのは営業担当者のみで、社内法務担当者がおらず、報告を受けているよりも多くの権利侵害品が市場に出回っていた。これはルクセンブルクの担当者が調査を行って判明した。調査結果に基づき、地域の拠点とともに市場の管理強化した結果、現在、当該市場での侵害量は減少している。

**Q：貴社における知的財産保護活動と権利侵害対策について教えてほしい。**

当社は認知度が高い FMCG（Fast Moving Consumer Goods）分野でのビジネスを行っているため、知財に対して高い価値を置いている。当社の成功は次のいくつかの原則に基づいている。A) 当社製品の認知度を確保すること。B) 消費者の望む品質と味を保証すること。

C) 競合製品に対して、当社製品のメリットを消費者に知らせること。D) 小売現場で当社製品を目立たせ、他のメーカーの製品との混同を防ぐこと。本イニシアティブの実現のため、①知的財産の法的保護、②侵害のモニタリング、③侵害された権利の保護、④警告行為、といった戦略的規定を含む知財保護システムを掲げている。

保護の対象は、何よりもまず第 1 に商標である。FMCG 分野では、製品が常に小売市場に陳列されるため、個別化戦略が重要である。当社では国際市場及び国内市場において 11,000 以上の商標を登録している。主な登録対象物は名称、ロゴ、パッケージ及び外観。実用新案、特許保護の登録件数は少ないが、意匠は多い。

権利保護は常に名前、ロゴ、梱包・箱、個別パッケージ、（登録が可能な国では）製品の外観で行っている。とりわけ商標登録に注視しており、その価値と区別するための能力を維持するようにしている。実用新案登録に比べ、権利保護プロセスにおいて、いくつかのメリットがあるためだ。例えば、登録有効期間について、商標が無限であるのに対して、実用新案、特許は有期であり、延長が難しい為、商標と実用新案を組み合わせ登録している。

権利侵害品のモニタリングについて重視するのは、①権利保護機関（警察、税関、連邦反独占局）との協力。②権利侵害品を発見した際に依頼する調査会社の活用、③自社従業員の活用（従業員は全員、知財権保護に関する研修を受講している）、④展示会、インターネットなどのオープンソースでの管理である。

我々は特殊な技術の活用にも注視している。特殊な技術とは、現在開発中のプログラムで、権利侵害品を発見した際に、すぐに撮影して報告が取れるようにするためのアプリである。従業員全員の携帯電話にアプリを入れることを予定している。ただし、アプリを通じて収集した情報は権利侵害品対策における第 1 段階になる予定であり、裁判で必要となってくる証拠は、第 2 段階として、調査会社などを活用し試買するなどして別箇で収集する。調査会社の活用する理由は、当社の人間は売っているところを発見する程度しかできず摘発はできないためである。

このほか、展示会やオンライン上においても権利侵害品発見のためにモニタリング活動を行っている。製菓分野の展示会には足を運び、今後どのような製品が販売される可能性があるかについても情報収集している。

当社が受けている権利侵害は①100%の模倣、②イミテーション（模造品）、③パラジット（混同を招くそっくりな製品）、④並行輸入という 4 つのカテゴリーに分けられる。当社は主に直面しているのは、イミテーションとパラジットと並行輸入である。模倣品はほとんどないが、今後、工業の発達によってこれらが生じてくる恐れがある。

製品別に具体的に言うと、Raffaello というチョコレート菓子についてはロゴタイプ、箱のコピー、個別パッケージなどの侵害があり、Kinder Surprise、Kinder Joy では絵・ロゴの侵害がみられている。チョコレート風味のスプレッド（塗り物）である Nutella は名前、ロゴ、絵、オリジナルの瓶の形の侵害が発生している。似通った形の瓶の多くはトルコと中国で生産されている。

権利侵害の疑いがある場合、警告状を出すことはかなり有効と考える。音楽家は7つの音程、画家は7つの色だけを組み合わせるといいますが、デザイナーは様々なものを組み合わせてアイデアをつくる。故意でなくても誰かのものを使ってしまうことがあるため、警告状を出すことでデザイナーに気付かせることができる。また、相手側が協力的な場合は、すでに製造してしまった分については販売することを認めるようにしている。これは当社の原則の1つで、何よりもまず平和的な紛争解決に関心があるためだ。

民事訴訟については、何度も通告しても権利侵害品の製造・販売をやめない業者に対して起こすことにしている。民事訴訟では、権利侵害品の押収・破棄を求めている。補償金については、追加的な証明の提出が不可欠であり審理を複雑化させたくないため求めない。私が担当している地域での年間の裁判件数は20件くらいで、侵害に対する警告状の発行は100件程度である。

権利保護方法は数多くあり、有効な対抗手段を採用している。具体的には、A) 侵害に対する対策について、まずは訴訟を起こす前に相手方と交渉を行う。交渉の方が裁判よりも良い結果を生む可能性があるためである。特にいくつかの国にまたがっている場合は、問題が解決することがある。B) A)が実現しない場合、民事訴訟に訴える。ロシアの裁判制度は知財保護に都合よくできており、知財裁判所も存在する。知財裁判所の裁判官もよく教育されており、権利者に有利な判決が出やすい。

**Q：ロシア CIS 地域における権利侵害品の発生場所は主にどこか。**

ロシアでは、経済状況が悪い中、権利侵害品が市販されているケースが多いが、近代的なフォーマットのスーパーでは売られていることはない。インターネット上では、当社は製品を販売しておらず、またロシアではネット上で食品を販売することが未だ一般的でないため、当社にとって特に被害はない。

現在注力しているのは、コーカサス、中央アジア、ウクライナである。特にウクライナでは2014年の政治危機の後、状況が悪化している。

権利侵害品の製造元を押さえることで、輸入される侵害品も少なくなり、対策をとる必要がなくなる。中国からの権利侵害品流入については、中国にいる社内法務担当者とは協力し、製造元をトレースする作業を行っている。中国の税関当局によるレイドも有効。中国側では輸出台帳に登録されていない事業者が輸出をする場合は、差し押さえることが出来る。これについては、中国の地域マネージャーが対応している。

中国からの権利侵害品の流入ルートについては、カザフスタンを経由するルートが多く、同国からロシアに流入している。ウズベキスタンではイミテーションの侵害が多いが、同国は最近までほとんど閉鎖された国家であり、ロシアとの貿易量も大きくなかったため、今のところそれほど問題とはなっていない。

**Q：権利侵害取締機関・団体とはどのような協力関係を構築しているか。**

第1に、税関との協力を行っている。税関との協力においては知的財産登録簿への登録を行っている。ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナなどには登録簿があり、キルギスでも創設された。税関職員の職権による差し止めも活用している。権利者は税関の活動を活発化させ、最大限効果的にしていくことが重要であり、そのためには権利者が税関に対して積極的な働きかけを行うことが肝用。台帳に登録した後、税関に対して、何もアクションを取らない場合、税関職員はやる気を失ってしまう。

同時に税関から照会・情報提供があった場合にはすぐに対応することが重要。ロシアの税関には私の名前（リパエフ氏）を登録している。他方、他の国では委託している法律事務所担当者の名前を代理人として税関登録簿に記入している。

法律事務所を代理人として、税関への対応に当たらせる場合にはもちろんコストがかかるが、当社は知的財産保護に対して投資する意欲がある。税関向けセミナー実施、法律会社の活用、従業員への教育などは、コストのみならず、時間も労力もかかるが、その絶え間ない活動が権利侵害品の抑止につながると考えている。たとえ、輸入量が小さくても法律会社を通じて、毎回報告をさせるようにしている。

カザフスタン税関、キルギス税関とも協力しており、真贋判定情報の提供を行っている。それ以外の国とも、税関セミナー、世界税関機構（WCO）によるセミナー、国際刑事警察機構（インタポール）のセミナーへの参加など通じて対策を講じている。

第2に、反独占機関の活動には期待している。例えば、知財と製品の外観コピーに関するルールができたことで、ロシアの連邦反独占局の活動が活発化することを望んでいる。これまでは実績は多くないが、今後発展していくと考えている。

第3に、警察との協力について当社は試みてはいるがほとんど実績がない。警察は刑事事件化することを前提にして活動をしており、立件が難しいものに対しては関心を示さない。当社が所属する業界では立件へのハードルは高いため、刑事事件化するケースは極めて少ない。このため当社も刑事立件した案件はない。同様に、ロシア連邦消費者権利保護監督局（ロスポトレブナドゾル）はリソースの欠如によって権利侵害品対策に関心を示していない。

第4に、当社は法令改善、ポジティブな運用の形成、他の権利者及び知財保護機関との効果的な協力の確立に向けて知財分野における社会活動を重視しており、ロシアのブランド権利者団体であるルスブランドに加盟している。同団体の知財保護分科会に参加し、活発に活動している。

**Q：知財権侵害防ぐ主要なポイントについて教えてほしい。**

まずは権利化と侵害の防止である。第3者が同じものを登録できないようにすること、不正競争や第3者の悪意ある登録を妨げるためでもある。ドメインネームの登録も重要である。

もし、第3者が、だいた前に登録されている商標に似た商標を登録しようとした際には、当該登録は当社の権利を侵害しており、無効であると認識させなければならない。商標の不法使用に対するモニタリングを実施しており、世界中で当社が登録している商標が侵害された場合には反応するようにしている。

さらに、商標の区別を維持すること。例えば、当社の **Kinder Surprise** について、ロシアでは玩具が内部に含まれているチョコレートには同じ名前と呼ぶ傾向がある。**Kinder Surprise** のメーカーであり商標権者である当社の真正品と他メーカーの製品を区別することが消費者にとって難しい場合には、当然、当社の権利を侵害していることになる。それゆえ、このような場合、当社商標の使用が不可能であるという理由を明確に説明している。残念ながら、ロシアでは当社の製品の **Raffaello** という名称が、ケーキやクッキーなどによく使われてしまっている。これに対しては、多くのレターを出すことで解決を図っている。

商標が一般的な消費財の名前として認定されてしまうと、当該商標を誰でも活用できるようになり、当社製品の競争力が失われてしまう。そうすると、そのブランド保護製品の名前でプロモーションが出来なくなってしまう、ブランドとしての価値がなくなってしまう恐れがある。

最後に、当社として第3者の権利を侵害しないよう注意を喚起している。従業員には研修を受けさせているが、当社製品のパッケージが、他社のものに似ていないか慎重にチェックを行わせている。

**Q：権利侵害対策を行う企業へのアドバイスをお願いします。**

権利侵害に対する成功の秘訣は良いパートナーと組み、シナジー効果を生み出すこと。社内で鑑定機能をもち、外部の法律家と一緒に、2者で監視する体制を作り上げること。その結果が常に同一であることが重要である。

外部の法律会社とは信頼関係を構築するのがよく、地方部や外国に進出する際には、専門性の高い社内担当者や外部の法律会社と一緒に、自分たちの経験を持ち込むことが大切である。地域での経験だけに頼らず、客観的に知財対策を実施できるからである。

知財保護対策において問題となるのは予算であるが、お金をかけて実施すれば成果は生じる。ただし、権利侵害品は時間の経過とともに、新しいものが出現するため、恒常的に対策を講じる必要がある。

(2017年11月2日、聞き手：ジェトロ・モスクワ事務所 齋藤 寛、ワレリー・エスキ  
ン)

#### 4. KYB 株式会社（日系大手自動車部品メーカー）

KYB Eurasia

リーガルダイレクター

ロマン・デメンティエフ氏



**Q：貴社の概要と知的財産保護に向けた社内体制、ロシアに知財保護の経緯について教えてほしい。**

当社は四輪車両・二輪車両に用いられるショックアブソーバーの輸入販売を行っている。2000年にロシア市場に進出し、2006年に欧州法人の傘下としてモスクワに駐在員事務所を開設した。駐在員事務所開設理由は、当社製品のロシアへの輸入管理、当社ブランドのプロモーション、知財権の保護のため。2012年に現地法人に格上げした。

当社は本社とのライセンス契約に基づきロシアへの輸入をおこなっている。ロシアでは商標管理の代理人として法律会社を活用している。対策を講じているのは、商標と意匠だが、商標が中心である。すべての商標はロシア特許庁に登録済みである。特許に関しては、日本本社が担当しているが、これまで訴訟となったのは1件しかない。

ロシアにおいて模倣品対策を始めたのは2009年。ジェトロが発行した「ロシアにおける水際措置」に関するレポートを参考にした。当時は駐在員事務所ステータスであったが、並行輸入品が出回っており、これらの輸入を何とか止めたいという思いがあり、水際措置を講じたところ効果があった。

2009年に実用新案に関する権利侵害で訴えられ、解決に3年を要した。侵害された大学教授がロイヤリティー（3年間の売り上げのうちの数%）を支払えというもの。パテントトロールであった。当社では法律会社を活用し、最終的に相手の権利を無効化した。2012年以降は特許に関する訴訟はなく、そもそも2012年以降、パテントトロールに関する活動は下火になってきた。知財裁判所が設立されるなど司法も整備され、知的財産に関する専門家が紛争を審理するようになったこともある。

当社の管轄国・地域はユーラシア経済連合（EEU）加盟国のみで、CIS 域内全体ではない。ウクライナ法人が、ウクライナ、グルジア、アゼルバイジャンを管轄している。

各国・地域における権利侵害品に対する対策は本社では講じておらず、現地法人に任せられている。模倣品も現地で判定し、対策を講じている。ロシア、ベラルーシ、カザフスタ

ン、キルギスにて、各国で法律会社と契約を結んでいる。アルメニアでは商標権保護は行っていない。また、当社では調査会社は活用していない。

各法律会社に対しては本社より委任状を渡しており、迅速に警察や税関と連携できるようにしている。商標登録の有効期限に関するスケジュール管理をしており、商標登録が切れる2か月前には更新手続を行っている。

権利侵害品の摘発については、各国の公式代理店と協力している。ロシアには大手自動車部品ディーラーが50社ほどある一方で、カザフには3社、ベラルーシは4社、キルギスには2社しかない。お互いによく知っており、どこで権利侵害品が売られているのかも把握している。

当社のテクニカルサービスデスクには真贋の判定に関する問い合わせが消費者より寄せられる。過去には消費者より壊れた製品が売られているという通報や模倣品購入した人からの通報があったが、最近5年間は全くない。問い合わせが寄せられた際には、保証書が付いているかなどについて説明している。また、当社ウェブサイトには正規品が販売されている店舗に関する情報を掲載している。

**Q：ロシアにおける模倣品侵害被害状況と対策について教えてほしい。**

自動車部品の模倣品に関してはロシアではインターネットや青空市場（リュノック）で販売されているが、後者での取り扱いは少なくなってきた。模倣品の輸入は2007～2011年頃が一番多かった。主に中国から流入するもので、KYBに似せた名称を用いていた。ウラジオストク、ハバロフスク、イルクーツクなど極東・シベリアの税関でよく発見されていた。最近でも、模倣品に関する通報はあるが、模倣品自体少なくなってきた。

模倣品取扱業者に対しては、法律会社を通じた作成した警告状を必ず出すように心がけている。相手が故意でなくても模倣品を取り扱っていることを知らせるためである。警察に証拠を提示する際には、模倣品輸入したことに関する証拠も合わせて提出する必要がある。模倣品対策のため民事訴訟を起こした事例は6年前にはあったが、最近模倣品のロシア国内での摘発した実績はない。

模倣品は主に現金で売買されており、レシートなどの記録を残さない取引が一般的である。証拠が無い為、警察や連邦消費者権利保護監督局（ロスポトレブナドゾル）は動きたくても動けない状況である。

**Q：並行輸入品についてはどうか。**

最近の権利侵害対策のメインは並行輸入品対策であり、ここ3～4年で大きな問題となっている。並行輸入が合法化された場合、会社として20～30%程度、売り上げが減少すると思われる。並行輸入業者は正式な製品保証を提供しておらず、また、広告・宣伝も行っていない、さらに、通関の際、課税標準価格を低く申告するため、関税支払額も少ない。

並行輸入品は主にインターネット上で販売されている（大手チェーンや大手インターネットでは真正品のみを取り扱っている）。並行輸入品はグレー輸入（通関の際に課税標準価格を過少申告し、関税・付加価値税支払額を小さくしようとするスキーム）を伴うため、正規輸入品と比べて価格の差が大きい。並行輸入品については、当社の顧客より「ロシア市場での利益は適正水準以上が得られているが、安い製品が入ってくるようになると、日本製品は扱いにくくなる。販促プロモーションをかけても、安価な製品が入ってしまうと、プロモーションの意味がなくなってしまう」という指摘を受けている。

並行輸入業者はUAEやトルコからEEU域内に製品を入れようとしている。グレー輸入には賄賂を伴うことが一般的であるため、モスクワ、サンクトペテルブルク、ウラジオストクなどの管理の厳しい大きな税関で通関するのは難しい。並行輸入業者は個人的な関係を構築している地方の税関ポストを活用する傾向にある。当社製品の事例ではクスク州やブリャンスク州の税関ポストを経由して流入している。

ロシア極東ではドバイ、フィリピンからウラジオストク経由で流入する。あるUAEの業者は正規の箱の表と裏を反対にして梱包していた。また、自前のパッケージを作成しその中に製品を入れるたり、又は、見分けがつかないようにラベルを剥がすなど、税関職員が見分けられないように施しているケースが多い。

**Q；最近、並行輸入合法化に向けた動きが見られているが、どのようにみているか。**

ロシア連邦反独占局と並行輸入業者は自動車部品の並行輸入合法化に向けて動きを活発化している。彼らの主張は、並行輸入を合法化することによって、流通する製品価格が下がり、消費者が恩恵を受けるためとしている。連邦反独占局から当社宛てに「並行輸入製品を不法に止めており、ロシアの消費者は値段の高いものを購入させられている」という内容の警告レターが送られてきたこともある。

並行輸入合法化に反対しているのは、メーカーと公式ディーラーである。合法化を反対する理由としては、①多くの並行輸入品はグレー輸入されているため。②並行輸入品を購入した消費者への対応について、どこで販売されていたのか、製品の保証はどうするのかに

ついて、反独占局はメーカーが保証すべきとしているが、メーカーは並行輸入品のサプライチェーンに関わっていないため保証が出来ないため。③並行輸入品ではなく模倣品かもしれないので、その特定が必要となるため。製品が壊れていれば、どこで壊れたのかもつきとめないといけない。④並行輸入が合法化されれば、模倣品が流入する可能性が高まる。⑤税関はマンパワーの関係から、製品が真正品かどうかの判定はできないため。⑥欠陥製品に対する保証制度がなく、また並行輸入業者に問い合わせようとしても、多くが並行輸入品を輸入後すぐに消えてしまう恐れがあるため、である。加えて、正規品の値段については、公式ディーラー側は広告・宣伝費など多額のプロモーション費用を払っていること、品質保証に多額のコストを支払っているため、適正な価格と主張している。

連邦反独占局は、自動車部品は医薬品・医療機器と比べて直接生命に危害が生じるものではないと主張しているが、車が壊れるという問題が発生する。これについて、税関は製品の欠陥に対する保証がないためことを根拠に並行輸入に反対している。

現在は、並行輸入を合法化しないというモラトリアムに置かれており、その期間は1年程度とみられている。ただし、今後、並行輸入を巡る法律が採択されるかどうかは不明である。

**Q：ロシア以外の国々の状況について教えてほしい。**

カザフスタンでは2010年に関税同盟に加盟する前は市場の約70%が模倣品であり、トルコ人や中国人が販売していた。その当時は、当社ブランドの模倣品も多く、ブランドへの信頼が揺らぐ可能性が高まったため、カザフスタンの代理店に対して、模倣品対策を行うよう要請した。当時、カザフスタンの警察、税関には、模倣品対策に関する法的メカニズムや経験がなかった。

そのような状況の中でも、当社の費用で輸入業者や流通ルートの調査を実施した。カザフスタンで初めて行政措置を講じたのは当社である。その後、カザフスタン市場での模倣品の割合は2～3%に低下した。

今ではカザフスタンは商標保護システムが機能しており、税関の反応も早くなり、ロシアと同水準まで上がってきている。しかし、アルマトイやアスタナ以外の地方都市では未だ模倣品が出回っている。中央アジア人のメンタリティーとしては模倣品を買う人は、模倣品と分かっているが購入する。ロシアにおいて模倣品を買いたい人はいない点が、大きな違いである。

これに対して、カザフスタンでは、新聞やテレビなどのマスコミを通じて、専門家やディーラーが模倣品を使用することによる注意喚起（安全への脅威）を訴えかけている。アゼルバイジャンでもラジオ局「アフトラジオ」を通じて啓蒙活動を行っている。注意喚起を行うことにより正規品の売上は伸びている。

他方、並行輸入については状況が異なる。カザフスタンでは UAE 経由の並行輸入品が流入しているが、一般的に、税関申告書には「セコンドハンド（中古）」としか記載がなく、具体的なブランド名や商品名が書かれていない。税関がすべてのコンテナを開梱することは難しい為、市場の 10～15%程度は並行輸入品が流入しているとみている。

これに対する対策は難しいが、現地の代理店はそれほど気にしていない。すべての製品が並行輸入されていないこと、並行輸入される製品は売れ筋商品に限定されており、種類が少なく、被害が小さいためだ。

また、ロシアとカザフスタンの間での国境はないため、カザフスタンに入った並行輸入品がロシアへ流れ込んでいるケースもある。

EEU の中で最も脆弱であり、正規代理店が脅威に感じているのはキルギスである。警察との協力が難しく、国としても貧しい。生活水準が低く、官僚・警察がタダでは働かないこともある。EEU への加盟に当たって、当社はキルギス税関の知財登録簿に登録したが、同税関からの連絡は未だに 1 件もない。また、中国・カザフスタン間の税関管理が緩いため、ここを経由し、製品がキルギスに至った後に、カザフスタンやロシアへ流出する形にもなっている。

キルギスは UAE からの安価な物流ルートが構築されており、このルートで、自動車部品の 10～15%が流れ込んでいる。これはカザフスタンよりも高い割合である。

アルメニアは国際権利消尽原則を採用しているため、海外で購入したものを輸入すること自体、問題とならない。並行輸入が合法であるため、登録しても意味が無いこともあり、アルメニアでは税関での商標登録そのものをしていない。他方、アルメニアは EEU 加盟国であるがロシアとは国境を接していないため、ロシアへの並行輸入品圧力は強くない。

**Q：模倣品の発生源はどこか。**

模倣品は中国が発生源であり、中国側で対策を講じているが遅々として進んでいない。模倣品対策について、本社より定期的に、「発見した場合、情報を送ってほしい」と連絡が寄せられるが、模倣品の発生源の特定までは至っていない。

中国からの模倣品については市場モニタリングを実施し、また、中国において輸出企業に対する対策も実施している。ロシアには、ノーネーム、個体識別番号がない部品を輸入し、ロシアに持ち込んだ後、ラベル・パッケージを付けて販売するケースもあった。これらは製品とは別に販売されていることも多い。ノーネームであっても 70%程度形状が似ていると、似せ方が意図的で紛らわしくしていると見なすことができ、処分が可能となる場合もある。

中国の模倣品業者は商標、パッケージ、マークを非常にうまく似せている。毎年 8 月にモスクワで開催される自動車部品見本市「オートメカニカ」では、中国から送り込まれた人間が、非常に高性能なカメラで出展企業のパッケージなどを撮影している。また、中国メーカーのパピリオンでは、商品名のない製品が売られており、どういうラベルを貼ればよいか、注文ができる形になっている。

2014 年の経済危機以降、ロシア人の所得が減少し、ロシアではプライベートレーベルブランドをつくる動きがみられている。ロシア企業が中国企業で OEM 生産し、ロシア国内でパッキングのみするもの。品質自体は、真正品と模倣品の間ぐらいで、新しいセグメントの製品となっている。1 万ドル未満の自動車を持つオーナーは、本物ではないとわかっていても、そのような製品を購入する傾向にある。

**Q：権利侵害保護機関とはどのような協力関係を構築しているか。**

まず、税関が一番信頼できる協力先である。税関の役割にも関係しており、関税収入を増やすためには、きちんとした通関申告が行われる必要があるため。税関が主催するセミナーには定期的に参加している。自動車部品の輸入が一番多いドモジェドボ税関で行われたセミナーでは、模倣品、並行輸入品、グレー製品に関する問題を話し合った。

税関が差し止めた際には、民事手続に訴えている。並行輸入業者に対して民事訴訟を起こした場合には、廃棄のほか補償金を要求している。並行輸入に対しては、発見された数量が少なくても必ず提訴するようにしている。小規模な侵害の場合、対応を取らずリリースさせてしまうと、税関のやる気を失わせ、同様の形が 2 回続けば、3 回目には税関は権利者に対して摘発・通報をしなくなってしまう。

これは並行輸入業者に対する圧力という面でも重要である。時々、車一台を組み立てることが出来る部品一式が輸入されるケースが見られるが、この中に並行輸入品が 1 つでも混ざっており、摘発を受けた場合、他の部品全体の輸入が出来なくなってしまう。当社がこ

のようなケースであっても、ブロックするという姿勢を示せば、必然的に並行輸入業者は当社製品を扱わなくなる。

警察との協力については、2011～2012年頃に中国との国境の町であるアムール州のブラゴベシチェンスクで、中国から輸入された模倣品を地方警察と連携して行政摘発した事例はある。この時地方の警察は知財保護・商標保護に関する知識を知らなかった。

**Q：権利侵害品対策を行う日系企業に対してアドバイスしてほしい。**

ロシア CIS 市場に新規参入する場合には、まずロシア特許庁に商標登録を行い、続いて、税関の知的財産登録簿に登録すること。税関には模倣品対策の専門部署がある一方、警察にはないこともあり、税関が最も有効な機関であると言える。権利侵害品に対する、輸入における水際での差止制度は他の国であまり見られないルールなので、他の日系企業も活用することをお勧めする。

権利侵害品が一度、国内市場に流入してしまうと、ロシアは面積が大きいこともあり、販売先を突き止めることは難しくなる。マンパワーが必要であり、コストもかかる。さらに、売り手が故意で販売しているという証明も必要であり、権利侵害品を購入するプロセスが生じる。こういった手間をかけるよりは、水際対策に力を入れたほうが、効率的である。

次に、常に小売市場でモニタリングを行うこと。モニタリングは、ロシアだけではなく、ベラルーシやカザフスタンでも実施し、模倣品、並行輸入品がどこに、何%あるのか把握すること。市場からの押収した製品をよく観察すること。

3つ目は、侵害者に対して、積極的に権利行使を行うこと。「訴訟を起こすことはコンプライアンス上、好ましくない」という印象を多くの日系企業が持っているが、ロシア CIS 地域において、日系企業はもっと民事訴訟を活用しても良いのではないかと考えている。ロシアでは権利保護に関する法律が整備されており、また、侵害者に対して、権利行使をしているだけなので、訴訟を起こすことを恐れる必要はない。

他方、費用面のことを考えると現地に担当者を置いていないと難しいが、日系企業が認知度の高いブランドを有しているところが多いため、知財権を積極的に保護することは、ロシアの代理店が安心して在庫を保有・販売することが可能となり、売り上げも伸びるのでよいと考えている。

(2017年11月17日、聞き手：ジェトロ・モスクワ事務所 齋藤 寛、ワレリー・エスキン)

## 5. 高等経済学院（大学・研究機関）

国立研究大学「高等経済学院」

第1副学長、経済社会学研究室長、教授

ワジム・ラダエフ氏



**Q：貴大学における模倣品に関する調査について教えてほしい。**

国立研究大学「高等経済学院」はロシア政府が創設した大学・研究機関であり、今年で 25 周年を迎えた。模倣品問題については 2002 年より、消費者市場調査をビジネス団体や大企業と様々なテーマで実施してきた（ただし、これまで、調査テーマについては商標の不法利用に限定しており、特許、実用新案、意匠、著作権などは扱っていない）。

模倣品対策に関する最初の調査は 2002 年に実施した。ブランド権利者団体ルスブランドと協力し、模倣品や並行輸入品による企業レベルでの損失と、国家レベルでの損失について算出した。当時特定の製品分野において模倣品が市場の 70～80%を占めており、企業レベルでは知財権侵害の深刻さに対して問題意識を有していたが、国家レベルでは関心がなく、司法も本問題については機能しておらず、企業が問題を抱えても実効性ある対策を講じることが出来ず、企業レベルでは不可能と考えていた。CD/DVD の海賊版被害も 2002 年に市場の 95%を占めており、押収した製品をブルドーザーが破壊した映像をマスコミが好んで取り上げていたが、この問題について多くの人は関心を払わなかった（ただし、著作権侵害について我々は扱っていない）。このため、まずは国に知財権侵害が深刻であり、大きな問題であるということ認識させるために調査を実施し、結果は 2003 年に公表した。

その後、2008 年に再度、ルスブランドからの依頼を受け、2000 年以降の 5 年間の変化についてフォローアップ調査を実施した。その際、模倣品の状況は良い方向に向かっていることが分かった。理由は知財権保護に関する法律の整備、法令執行の改善、税関の活動が機能し始めたことなどが挙げられる。特に税関は模倣品取締りにおいて 2000 年代初めはそれほど動いていなかったが、2000 年代後半には非常に効果的な機関となった。警察も活動的になり、商標の不正利用に関する罰則も強化された。民事、刑事、行政手続が整備された。権利者に有利な判決も増えた。

企業活動も活発になり、ロシアに拠点を持つ外国企業は知財担当者を配置するようになった。ルスブランドが主催し、グローバル企業の前で私は講演したことがあるが、5 年前は、上記のような調査への参加に関心を持たなかった企業が、その後、自主的に参加するなど知的財産保護に対するビジネス関係者の態度が変わった。

その後、模倣品を取り巻く環境は再び変化した。まず第1に、2010年にロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国で構成される関税同盟が発足し、特にカザフスタン経由での模倣品流入リスクが高まった。また、関税同盟は、キルギスとアルメニアの加盟を伴い、2015年にユーラシア経済連合（EEU）に格上げされた。関税同盟が発足に伴う影響に関する評価を2010年に実施した。第2に、2008～09年に発生した金融危機。第3に並行輸入の合法化に関する議論が挙げられる。

最新の調査報告書は2016年末に発行した。当該報告書は違法流通品対策を扱ったもの。模倣品だけでなく、グレー輸入、ブラック輸入（密輸）、まがい物を扱ったものであるが、違法流通品はここ3～4年でかなり増えている。これには、2014年～2016年の経済危機、上述のEEUの発足にともなう域内税関国境の撤廃、アルコール製品、タバコなどを対象とする物品税率の引き上げが影響している。

**Q：ロシアにおける権利侵害状況について教えてほしい。**

状況は製品分野・市場別に異なる。家電市場において、白物家電の多くはロシアで生産されるようになったため、模倣品は少ない。一方、デジタル家電、特に携帯電話やカメラはロシアで生産されていないため輸入が多く、関税・付加価値税の支払い回避するグレー通関スキームを使っている事業者も多いが、当該分野では模倣品は少ない。

自動車分野での問題について、完成車では並行輸入が中心。2009年のポルシェ・カイエン事件は代表的なもの。自動車部品は並行輸入品と模倣品製造の両方の問題を抱えている。

また、製造技術によっても異なる。模倣品は簡単な技術的で作られるものが多く、例えば、家庭用化学品の模倣品は作りやすいが家電の模倣は難しい。ロシア産の模倣品の代表例はお茶やタバコであり、違法アルコール製品（ウォッカ、ウィスキー、コニャック）の製造は主に北コーカサス地域で行われている。製造に大きな設備が不要であり、また、包装や瓶などを模倣するのは難しくないからだ。他方、蓋を含む大部分を中国で製造し、ロシアでは中身を充填し、エチケット（ラベル）を貼るといったケースも多い。

現在、大きなリテールチェーンでは模倣品をほとんど見かけなくなった。同チェーンが模倣品を取り扱わないように注意を払っているため。このようなリテールチェーンが小売市場の大半を占めるようになってきており、いわゆる市場に占める青空市場（リノック）の割合は小売取引の10%未満と大幅に縮小している。模倣品の多くは青空市場と小規模店舗で売られている。

模倣品製造業者は大都市から地方都市へ移って行っている。モスクワやサンクトペテルブルクなどの大都市では管理が厳しいためだ。模倣品の発生源は中国が主であり、カザフスタン、ロシアのノボシビルスクを通じて流入している。他方、2014年以降のルーブル下落と輸入品の価格上昇によって、ロシア産の模倣品が増えている。

**Q：オンライン取引における模倣品の流通についてはどうか？**

製品の違法流通の大部分はオフラインからオンラインに変わってきている。調査を開始した2001年以降、10年間で消費者家電市場におけるグレー通関問題は減少したが、その後、電子商取引（Eコマース）市場の発展で再び増えている状況にある。このため、2010年には家電・コンピューター製造・販売事業者協会（RATEK）の依頼でEコマースに関する調査を実施した。

当時、大手家電リテールチェーンは店舗の大型化や配送網の整備などにオフライン市場に注力し、Eコマースに注力していなかったが、2010年には、家電市場の半分以上を、よく知られていない・無名のブランドを取り扱う事業者が占めるようになり、これらの事業者は、真正品と模倣品の両方を扱っていた。その後、大手リテールチェーンはオンライン市場の重要性に気づき、オンライン販売への投資を加速するようになった。

現在の大きな問題は個人による越境取引である。2010年代に大手リテールチェーンはオンラインに注力していったが、今度は消費者が国内ではなく、海外のECサイトからより多く購入するようになった。これに対して、RATEK及びインターネット取引事業者協会（AKIT）から調査要請があり、家電及び衣類・靴の分野での国内事業者と海外事業者との間の不平等な競争条件に関する報告書をまとめた。

問題なのは、越境EC取引においてロシアは世界で最も個人での無税輸入の上限額が大きく、国内販売事業者を差別していることである。本調査では、ロシア国内外の主要なECサイトでの販売価格と、消費者がロシア国内若しくは海外のECサイトのどちらで購入するのかという消費者行動を調べている（ただし、真正品同士で比較しており、模倣品は調査していない）。中国アリババグループ傘下の越境ECプラットフォームである「アリーエクスプレス」がロシア市場に参入したことで状況が大きく変わり、国内外の市場参加者の競争条件を同一にすることが求められている。

**Q：並行輸入合法化を巡る動きについてはどう見るか？**

連邦反独占局（FAS）はロシアでの並行輸入合法化を提起している。理由は市場競争の保証のため。RATEKやルスブランドと協力し、2011年に特別な調査を実施した。並行輸入

合法化について、我々は合法化に伴う経済的影響について評価を行った。当該報告書について、違法流通品対策政府委員会の参加者であるシュワロフ第1副首相やアブリゾフ大臣（「オープンガバメント」担当）にも情報提供した。

2011～2012年頃に合法化に向けた議論があったが、すでに5年以上経っており、未だに並行輸入は禁止されたままである。我々は合法化に反対の立場をとっている。未だに主張を続けているのはFASと、自動車部品を扱っている大手ディストリビューターである。

並行輸入に関する経済学者の意見も分かれている。我々は、並行輸入品の合法化によって、模倣品の流入が避けられなくなるため反対の立場をとっている。公式ディーラーでない輸入事業者が販売する製品は真正品だけでなく、模倣品もあり、真正品と混ぜているところもある。

ロシアは知的財産保護に関する国際条約に加盟しており、また、グローバル企業はロシアにおいて輸入だけでなく、生産も行っている。このため、国内生産品と並行輸入品との間で、ブランド内競争を生じさせることはよい状況とは言えず、ロシアに進出している企業の投資を保護することが重要であると考えている。FASはグローバル企業が不当に値段を吊り上げており、並行輸入を合法化すれば市場価格が下がると主張しているが、我々はセグメント化された市場では、値段は下がらないとみている。

**Q：企業による模倣品対策事例について教えてほしい。**

2000年代初めに企業の多くは模倣品に対してほとんど反応しなかった。市場拡大スピードが速い為、模倣品の割合が増えたところで自社のビジネスにそれほど損失はないと考えていたためである。また、模倣品に費用をかけたくないということもあった。さらに、模倣品が出回った方が、ロシアでの認知度が高くなることもあり、積極的に対策を取らない企業もあった。例えば、ロシアで最も有名なドイツ系スポーツブランドはソ連時代に非常に多くの模倣品が出回っていた。当該ブランドがロシアに進出した際には、模倣品が出回っていることが、販売増に有利に働いたが、次第に、障害となってきたため、2000年代初めに対策を取り始めた。

企業レベルでの取り組みとしては、一般的なのは、まず対策のために知財対策に関する特別な部門を設置し、その後、外部の会社を起用するというものである。外部の会社は2つタイプがあり、1つ目は、経済安全保障に従事し、権利侵害対策機関とのネットワークを有している会社で、これらの会社は模倣品・違法品を発見次第、警察に通報して対策を講じる。2つ目は、法律会社であり、これは権利侵害者に対して民事訴訟を起こすために起用する。他方、外部の会社の起用について、問題となるのは、コストメリットである。調

査会社・法律会社への支払いはコストが高いため、割に合わないこともある。このため、地方に設置している販売代理店を通じてモニタリングを行っているケースも多い。

大手家電量販チェーンは 2000 年代初め、グレー通関スキームを用いながら自社で輸入していた。現在は、自社での輸入をやめ、ロシア国内で輸入事業者やディストリビューターから購入しており、ホワイトなビジネスを行っている事業者とのみ付き合うようになっている。他方、多くの小規模事業者は依然としてグレー通関を用いている。

模倣品やグレー通関対策に関しては、市場のリーダー企業が業界団体を通じてアクションを起こしており、RATEK、ルスブランド、小売事業者協会（AKORT）、インターネット取引事業者協会（AKIM）などの団体が、我々に対して、調査依頼を寄せてくる。

こういった業界団体を通じて、国の監督機関へ影響力を行使するやり方を取っている。また、大企業は一般的に真贋判定に関する研修を国家機関に対して実施している。真正品と模倣品の特徴・見分方について、冊子を配布したりするもの。国側は予算がないので、企業側がコストをかけて実施するしかないが、国家機関の関心は高まっており、かなり反応するようになってきている。

権利侵害対策機関として、一番有効とされているのは税関である。警察との協力は常に効果的では限らない。連邦消費者権利保護監督局（ロスポトレブナドゾル）や連邦アルコール市場規制局（ロスアルカゴリレグリロバニエ）は、消費財の品質に関する調査・摘発がメインであるため、方向性が異なっている。また、模倣品対策は地方政府のスタンスによるところが大きい。例えば、大手タバコメーカーの商品に関し、ある連邦構成体では模倣品が 1%しか出回っていない一方、隣接する連邦構成体では 8～10%出回っているケースもみられる。模倣品取扱業者は取締活動に敏感であるため、他の連邦構成体に移したり、取扱製品を変えたりしている。

模倣品が多いブランドは業界団体を通じて、アクティブに活動している。有効な模倣品対策はアクティブに活動することである。他方、模倣品対策で気を付けるべきことは、消費者によるブランドイメージを悪化させないように、個別ブランドの名前の使用を避けることである。

（2017 年 12 月 1 日、聞き手：ジェトロ・モスクワ事務所 齋藤 寛、ワレリー・エスキ  
ン）

## 6. 名称非公開（欧州系大手消費財メーカー）

**Q：貴社における模倣品対策概要について教えてほしい。**

当社は FMCG 市場の主要プレーヤーである。ロシアに進出して 25 年が経過した。ロシアでは家庭用化学品、食品の生産を行っている。ウクライナでも最近製造を始めたばかり。私はブランド保護マネージャーという肩書であり、模倣品対策に特化している。メインは商標侵害からの保護。意匠についてはそれほど扱っていない。特許・実用新案については、会社としては法務部門が取り組んでいるが、自分は担当外。

**Q：模倣品対策における貴社の社内体制について教えてほしい。**

模倣品対策については、グローバルな体制において、本社に商標保護ダイレクターがいる。地域毎のブランド保護体制として、ロシア・ウクライナ・ベラルーシを私 1 人が担当し、調査会社を活用して、各国でブランド保護活動を行っている。世界各地域に対策ユニットがあり、中国、インド、アフリカなどで、それぞれのユニットを構成している。

ブランドプロテクションの仕事をしているのは私 1 名だが、各国の販売ダイレクターとは協力を行っている。調査会社はそれぞれの専門性や得意な国・地域があるため、それに鑑み起用している

当社は各商品保護チームが担当地域において発見した模倣品情報を入力する内部データベースを構築している。データベースでは各模倣品がどこから入ってきたのか、すべてを網羅する形になっている。同様の模倣品があれば、2～3カ所の地域クラスターを世界全体から突き止めることが可能となる。

共通のデータベースに模倣品情報を入力することで中国のブランド保護担当者より、連絡が入ることがある。製造年月日を入力する項目もあり、模倣品ごとにどの製造年月日かを一致させることも可能。同じ特徴をもつ模倣品を集め、製造元を突き止める。

そのほか、社内では調査会社から情報収集した内容と、販売データの突き合わせを行っている。商品には製品に関するホットライン情報を掲載しており、消費者からの情報提供もある。ホットラインでは消費者と会話することが可能であり、品質に対するクレームについては、その情報をたどっていき、もし、当該製品が模倣品であれば、警察に連絡し押収させる。

## Q：貴社における模倣品被害状況はどのようなものか？

模倣品製造業者は最も売れ筋ブランドを模倣の対象として選定する。国によって発生している模倣品は異なり、その国の売れ筋に入る製品に模倣品が出現するため、インドや中国とロシアは全く状況が異なる。

模倣品は主に伝統的市場とよばれる青空市場で販売されている。しかし、最近ではミニマーケット（小規模店舗）において出回り始めている。一般的な傾向として、青空市場とミニマーケットでは、真正品と模倣品の両方が販売されており、大抵は大量の商品を保有していない。つまり製品は各店舗ではなく倉庫から配送されている。このため、調査会社を活用し、少しずつであっても、模倣品を大量に販売しているところを摘発することを試みている。

オンライン上での当社製品の模倣品発生状況については、オフラインとさして変わりはない。オンラインでの対策において重要なことは、販売されているという事実を掴むこと。模倣品販売の証拠として写真を撮影したり、サイトの閉鎖を要求したりすること自体に意味はない。模倣品と特定することが必要であるため、試買を行っている。

模倣品は中国で製造されているもの、ロシア国内で製造されているもの両方ともある。ブランドによって製造地は異なる。その理由について、製造コストの問題ではないかと調べることがあったが、必ずしも因果関係を見いだせなかった。他方で、製造のしやすさという要因はあるかもしれない。例えば、ロシアでは家庭用洗剤を生産することは容易である。

他方、市場が組織化され、近代化されていけば模倣品の問題は消えていく。欧州では模倣品問題はほとんどない。ロシアでは、2000年代初めには市場の50%を模倣品が占めるというひどい状況であった。現在も経済状況が苦しい中で、模倣品流通は勢いを取り戻しつつあるが、それでも2000年代に比べれば勢いは非常に弱い。国民の経済状況が改善され、生活水準が上がっていけば模倣品による被害は少なくなっていく。

## Q：並行輸入品による被害状況はどうか？

当社は多くの製品をロシア国内で生産していること、また、製品の特殊性もあり、並行輸入品被害はほとんどない。カザフスタンでは輸入品が多い為、並行輸入品による被害も幾分か深刻である。並行輸入品に関する主要なリスクは、並行輸入品の中に模倣品が含まれている可能性があること。

**Q：貴社の模倣品対策及び権利侵害取締機関との連携はどのようにしているか？**

当社は税関、内務省（警察）、連邦消費者権利保護監督局（ロスポトレブナドゾル）などと協力を行っている。模倣品が発生した場合の対策については、行政手続、刑事手続を講じている。刑事事件化は要件が高く、違反が繰り返された場合か、被害額が大きい場合でないと難しい。このため警察を使っても基本的には行政責任を追及する形に限られる。当社の最終目的は模倣品の製造・流通をやめさせることであり、製造業者に刑事罰が科されるか、行政罰が科されるかどうかは重要でない。

警察に対して、権利者が積極的に協力していく姿勢が大切である。調査会社を活用し、情報を最大限収集し、それを治安機関に最大限提供することが肝要である。

税関はよく働いている。ただし、税関から企業への照会に対してタイムリーに応えること、権利者が税関に対して、模倣品供給業者に関する情報をアクティブに伝えることが重要である。税関の方が情報を持っている場合もある。

他方、税関における処理件数が増加している状況にあり、通関検査時間の短縮化によって、これまでより模倣品の差し止めが難しくなってきた。このため権利者からの情報提供はますます重要性を増しており、税関との協力について、権利者が積極的になることで成功確率が上昇する。同時に、ユーラシア経済連合（EEU）の中で、それぞれの加盟国で税関登録を行うことも意味があり、それが、中国⇒カザフスタン⇒ロシアへの模倣品流入のバリアとなる。

つまり、非常に重要なことは権利侵害取締機関への情報提供である。権利者が積極的な姿勢を見せることが重要であり、取締機関の代表者や税関に対して研修を実施すること、調査会社の連絡先を伝え、何かあったら、いつでも連絡をとれるような体制を組むことが大切である。また、取締機関担当者が聴講するセミナーで真贋判定に関する講演を行うことも必要である。

ただし、警察との連携がうまく行っているかどうかはケースバイケースである。内務省内の部署の繁忙度、担当者が他の事件対応にもアサインされているかどうかなどに左右される。また、地域によっても警察の対応は異なる。摘発する案件によって、我々は内務省の連邦レベルと地方支部レベルを使い分けている。小規模のもの、都市レベルのものは地方支部に通知し、大規模なものは連邦レベルに協力を求める。内務省の経済安全部は大規模井事件しか扱わない。すべてのレベルの警察と付き合っていくことが重要であり、地域毎に調査会社が警察や関連部署とやり取りを行っている。

ロスポトレブナドゾルを活用した案件はこれまで 1 件しかない。ロスポトレブナドゾルは消費者から大きなクレームが出ない限り動かず、また調査にも多くの時間がかかるため、そうこうしているうちに模倣品が市場から消えてしまう。

連邦反独占局を活用し、不公正競争に訴えた例はいくつかあるが、これはパラジット（混同を招くそっくりな製品）に関するものであり、私自身は担当していない。

当社は侵害者に対して民事訴訟を提起することはない。民事訴訟を実施するコストが安くないこと、当社の最終目的は、市場から模倣品を無くすことであり、補償金を得ることではない。

ロシアにおける権利侵害業者に対して、警告状を出すことは、パラジット製品に対しては、有効であるが、模倣品に対しては出さずに、すぐに警察に通報している。他方、ウクライナの場合には、警察と一緒に警告状を出す必要がある。警告状を出しても効果がない場合には、別のアプローチを用いる。証拠収集については、調査会社を活用する場合もあれば、当社社員が行うこともある。当社はロシアのブランド権利者団体ルスブランドにも加盟しており、彼らは他の加盟企業と同様に、当社の抱える商標保護分野の問題を喚起し、連邦機関との協力を支援してくれる。

**Q：貴社は模倣品対策におけるポイントをどのように考えているか。**

まず、模倣品対策は常に実施すべき問題であり、100%成功することはないということを認識する必要がある。模倣品対策に終わりはないが、対策をとることで、模倣品を少なくできたとか、ここまで達成できたことを報告する形をとっている。100%有効なソリューションはなく、警察・税関とはどこことやれば成功するというものもない。ケースバイケースで対応していくことが重要と考えている。

模倣品対策における成功の秘訣の 1 つは、模倣品が発見されたらいかに早く対応できるかどうか。すぐに販売されてしまうケースが多い為、模倣品が入ってきた際に差し押さえることができるかがカギとなる。警察も早く対応してくれる時と、そうでない時がある。例えば、模倣品が 10 ヶ所の店舗で売られている事実を掴んだ際、警察が当社の通報に基づき反応しても、模倣品の販売店舗が 2 ヶ所に減っていることもある。

「運のツキ」も重要なファクターである。模倣品が大量に販売されているという情報をキャッチしても、実際に出向いてみても模倣品がなくなっているという場合も多い。最近では真正品と模倣品を一緒に販売している店舗が増えている。ある会社からロット単位で購入

した際に、一個だけ模倣品が混ざっていたということを根拠に、模倣品が保管されている倉庫を突き止めたケースもある。これは「運が味方した」といえる。

権利者の中には、税関から模倣品を発見したという通知を受け取ったにも関わらず、模倣品の量が10個以下だったため、リリースして構わないという姿勢を取る会社もある。摘発は実施する毎に費用がかかるため、これを避けることが背景にある。我々は1個でも模倣品が発見されれば差し止めを行う。このように対処していくことが、模倣品流通・保管倉庫を突き止めるカギとなるためだ。

また、権利者によっては、倉庫や製造元の摘発のみに関心を示す例があるが、当社は小売業者に対してもアプローチしていくことが大切と考えている。他方、模倣品を取り扱っている小売店としては、当該製品が安い価格であったため、模倣品と知らずに購入してしまったというところもある。模倣品だと通知すれば自主的に廃棄する業者もいる。

小売市場を毎日、毎月、コンスタントに小売市場をモニタリングしていくことも大切である。当社では重点ポイントに関するリストに掲載されている町をモニタリングしている。1年間続けて、モニタリングを行うプログラムを作ることも重要。主な対象都市は、モスクワ、サンクトペテルブルク、エカテリンブルク、ノボシビルスク、ロストフ・ナ・ドヌー、ウラジオストク、北コーカサス地域のスタウロポリ地方ピャチゴルスク、カバルディノ・バルカル共和国ナリチクなどである。模倣品はまず主要都市に流入し、その後、周辺の中小規模の都市へ流れていくため、主要都市を押さえることが大原則である。極東は遠隔地であり、費用も掛かるため、数年間モニタリングを行っていなかったら模倣品が発生しているという連絡があった。モニタリングを怠ると模倣品は出現する。

違反者に対するアプローチについて権利行使は効果的である。一方、消費者への啓蒙は効果的ではない。模倣品を購入させられるという恐れを抱いてしまうからだ。小売店が模倣品を調達してしまった場合、売らないと経済的損失を被るため、棚から降ろすことを拒否するケースがある。このような場合、警察への通報が重要である。模倣品の取り扱いについて、罰を科すことだけでなく、押収による経済的損失を与えること、発見した場合、権利者がタイムリーに措置を講じて模倣品を販売させないことが肝用である。経済的損失が、将来に向けて教訓となるケースがあるからだ。ただし、これは奏功する場合と、しない場合がある。

問題を地域毎に見て、足で調べた情報を扱うことのできる調査会社を置くことも大切である。調査会社と権利者が直接、情報交換を行うことも重要である。

調査会社のうまい活用方法のコツは、問題意識・依頼の出し方にある。どこの市場のどこの店・エリアを調べてほしいのか、どこの市場で模倣品が売られているのか、具体的に伝

えること、調査会社に自ら考えさせること、警察に対して収集した情報を提供させることが肝要である。

最後に、模倣品対策は常に実施することが肝であり、例えば、半年に 1 回モニタリングを行うというのは有効ではない。また、模倣品が市場から無くなってしまったからと言って、模倣品対策活動をやめてしまうことは危険である。すぐにではないが、圧力をかけることをやめしまうと、模倣品は徐々に出現してくる。当社ブランドが一斉摘発を実施した、製品が押収されたという話が市場で広まると、侵害者は当社の模倣品を取り扱わなくなる。

(2017年11月14日 聞き手：ジェトロ・モスクワ事務所 齋藤 寛、ワレリー・エスキン)

[経済産業省委託事業]  
ロシアベストプラクティス集

2018年3月  
禁無断転載

[調査受託]  
GORODISSKY&PARTNERS 法律事務所（参考資料を除く）

[発行]  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
知的財産課  
モスクワ事務所

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。